

理容師養成施設及び美容師養成施設等の実態に関する調査

(中間報告)

平成 19 年 7 月 18 日現在

I 調査の概要	1
II 調査結果の概要	
第1 教員に関すること	
1 専任教員と常勤職員との関係	2 (65)
2 通信課程における専任教員の配置	3 (66)
3 教員の資格	4 (67)
4 教員の資質	6 (67)
第2 生徒に関すること	
1 学則に定められた入所時期以降の入所	7 (68)
2 卒業の認定	9 (69)
3 昼間課程から夜間課程・通信課程等への転入	11 (70)
4 通信課程の入所者	
(1) 地域の限定	12 (71)
(2) 入所時期	13 (72)
5 養成施設が廃止された場合の学籍簿等の承継	14 (73)
第3 授業に関すること	
1 授業時間数	15 (74)
2 養成施設内で行う実習	
(1) 対象者（モデル）	16 (76)
(2) モデルを使用した実習の開始時期	17 (76)
3 理容所又は美容所で行う実務実習	
(1) 実習時間	18 (77)
(2) 理容所及び美容所での指導状況	22 (79)
(3) 理容行為・美容行為の状況	27 (82)
(4) 選択必修科目（専門教育科目）の校外実習	31 (84)
(5) 名札の着用	34 (85)
(6) 実務実習の実施状況	35 (86)
4 通信課程	
(1) 教育の充実	40 (89)
(2) 理容所又は美容所に従事している生徒	43 (92)
(3) 実務実習の場所	45 (93)
5 中学校卒業者に対する状況	46 (96)
6 教科書	51 (98)
第4 施設及び設備に関すること	
1 施設の配置	53 (100)
2 消毒室の設置	54 (101)
3 実験器具等の備品	55 (102)
第5 申請等に関すること	
1 都道府県の法定受託事務の見直し	56 (103)
2 養成施設の指導監督	57 (104)
3 届出事務の整理	60 (105)
4 定員の減に伴う厚生労働大臣の承認申請	61 (105)
5 他の養成施設からの転入所	62 (106)
6 国家試験に合格できないと見込まれる生徒の卒業	63 (106)
7 広告規制	64 (107)

I 調査の概要

1 目的

理容師養成施設及び美容師養成施設における運営状況及び各都道府県等の理容師・美容師養成施設に対する指導状況等を明らかにし、理容師・美容師養成施設の適正な運営の確保に関する検討会における基礎資料とすることを目的とする。

2 調査の対象

(1) 地方厚生（支）局	8 か所（全数）
(2) 都道府県	47 か所（全数）
(3) 理容師・美容師養成施設	403 か所（全数）
(4) 理容所・美容所	806 か所（養成施設数×2 か所）

3 調査事項

- (1) 教員に関する事
- (2) 生徒に関する事
- (3) 授業に関する事
- (4) 施設及び設備に関する事
- (5) 申請等に関する事

4 調査依頼日

- (1) 地方厚生局及び都道府県に対し、平成19年5月7日付けで調査を依頼
- (2) 理容師・美容師養成施設及び理容所・美容所に対し、平成19年5月31日付けで調査を依頼

5 調査の方法及び調査実施機関

- (1) 都道府県
厚生労働省健康局生活衛生課より都道府県に依頼して実施。
- (2) 地方厚生（支）局
厚生労働省健康局生活衛生課より各地方厚生（支）局に依頼して実施。
- (3) 理容師・美容師養成施設
厚生労働省健康局生活衛生課より、(社)日本理容美容教育センターの協力を得て、各理容師養成施設及び美容師養成施設に依頼して実施。
- (4) 理容所・美容所
厚生労働省健康局生活衛生課より、(社)日本理容美容教育センター、全国理容生活衛生同業組合連合会、全日本美容業生活衛生同業組合連合会及び各理容師・美容師養成施設の協力を得て、各理容師・美容師養成施設において、実務実習生受入理容所及び美容所を選定のうえ、当該理容所及び美容所に依頼して実施。

5 集計

厚生労働省健康局生活衛生課において実施

6 回収率

(1) 地方厚生（支）局	8 件（100.0%）
(2) 都道府県	47 件（100.0%）
(3) 理容師・美容師養成施設	346 件（85.9%）
(4) 理容所・美容所	337 件（41.8%）

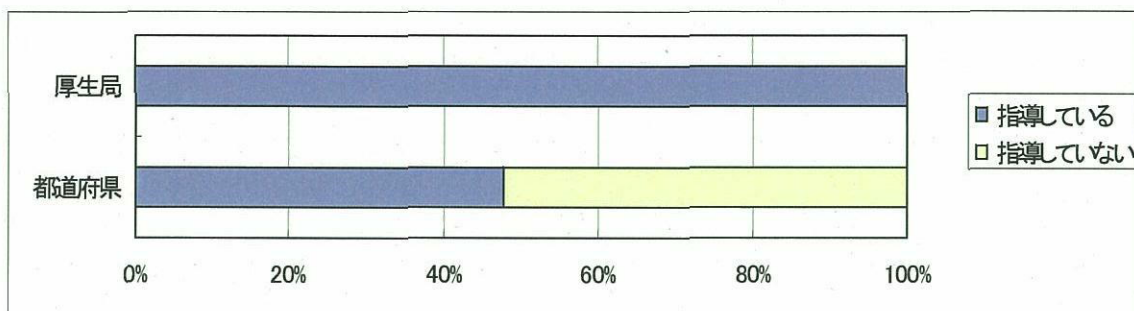
Ⅱ 調査結果の概要

第1 教員に関すること

1 専任教員の常勤職員との関係

ア 専任教員を常勤職員とする指導状況

「養成施設に従事する専任教員を常勤職員とする」よう指導している厚生局は8件（100.0%）、都道府県は10県（47.6%）となっている。

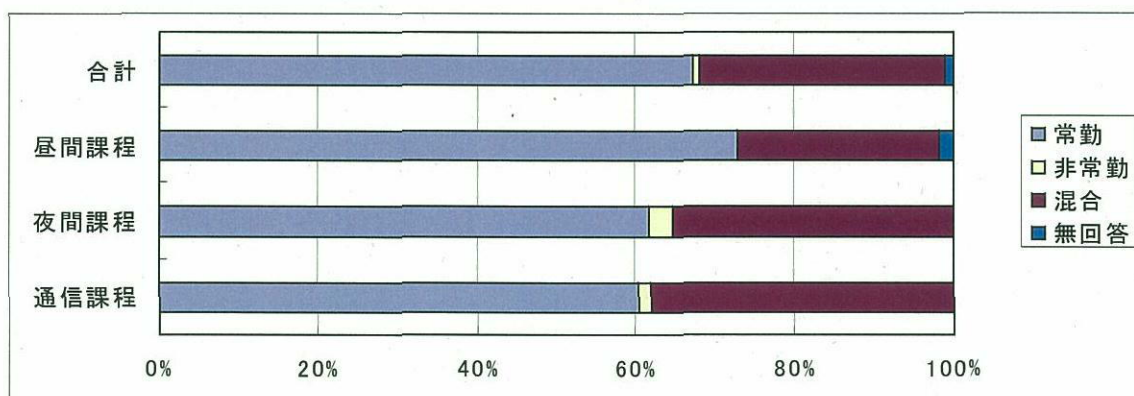


※ 都道府県については、「立入検査を実施している」と回答した21件を100%としている。

イ 教員の状況

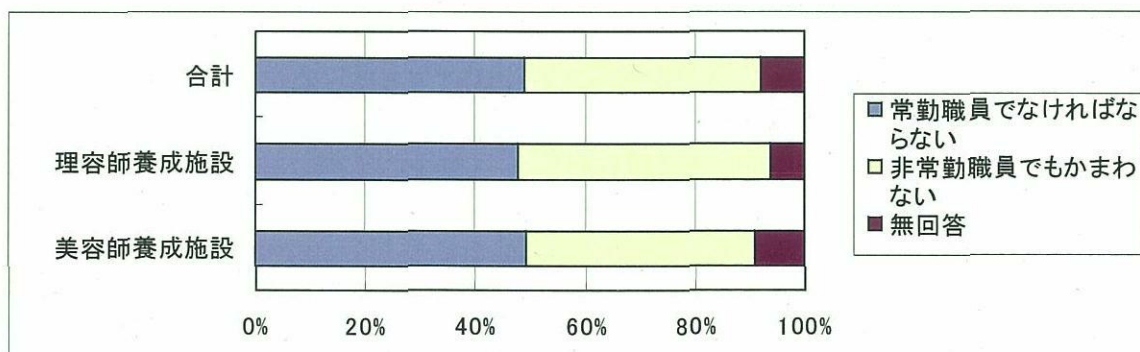
専任教員の配置状況をみると、「常勤職員としている」養成施設では、昼間課程は252件（72.8%）、夜間課程は21件（61.8%）、通信課程は155件（60.3%）となっている。

また、「非常勤としている」養成施設では、昼間課程は0件（0.0%）、夜間課程は1件（2.9%）、通信課程は4件（1.6%）となっている。



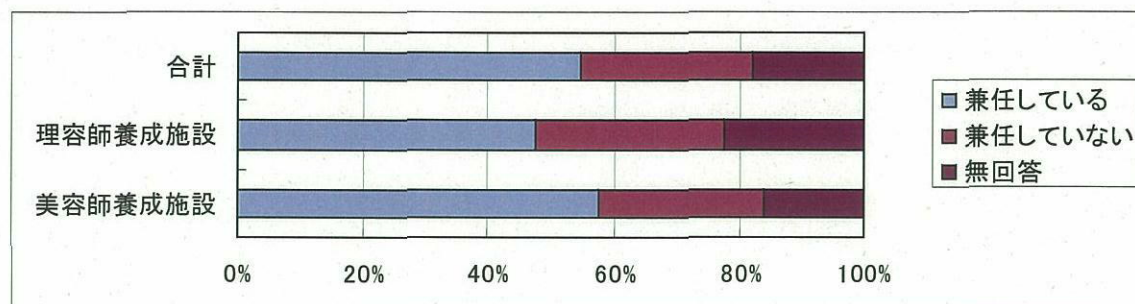
ウ 専任教員である必要性

また、「専任教員は常勤職員でなければならないか」について、「常勤職員とする必要がある」は169件（48.8%）、「非常勤職員でもかまわない」は149件（43.1%）となっている。



2 通信課程における専任教員の配置状況

昼間課程又は夜間課程の専任教員が、通信課程の専任教員と「兼任している」は139件（54.5%）、「兼任していない」は70件（27.5%）となっている。

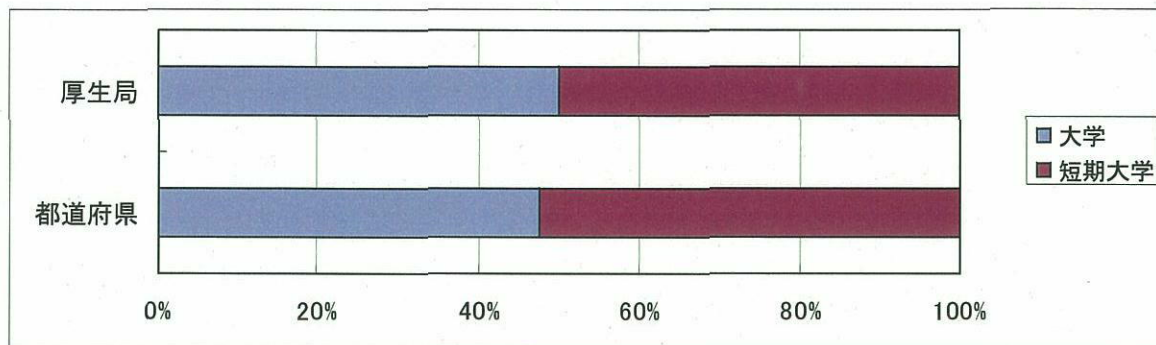


3 教員の資格

(1)「大学」の考え方

ア 「大学」に関する指導状況

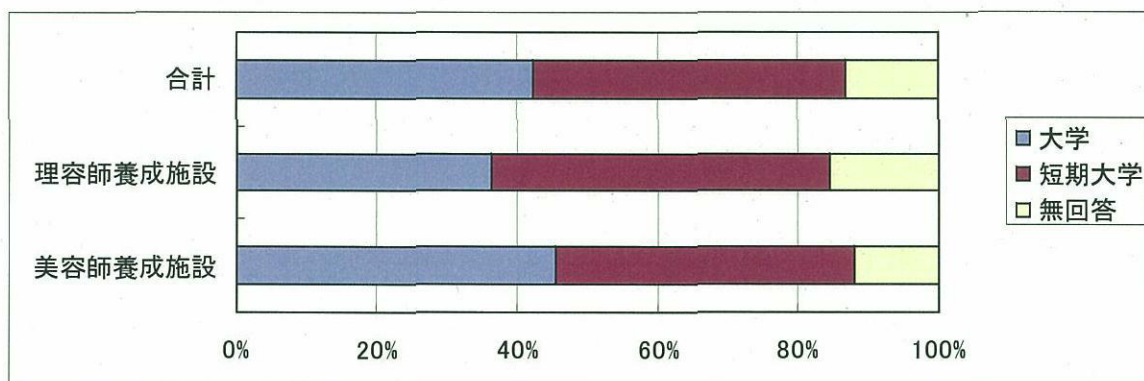
「大学以上と指導」している厚生局は4件（50.0%）、都道府県は10件（47.6%）となっており、「短期大学以上と指導」している厚生局は4件（50.0%）、都道府県は11件（52.4%）となっている。



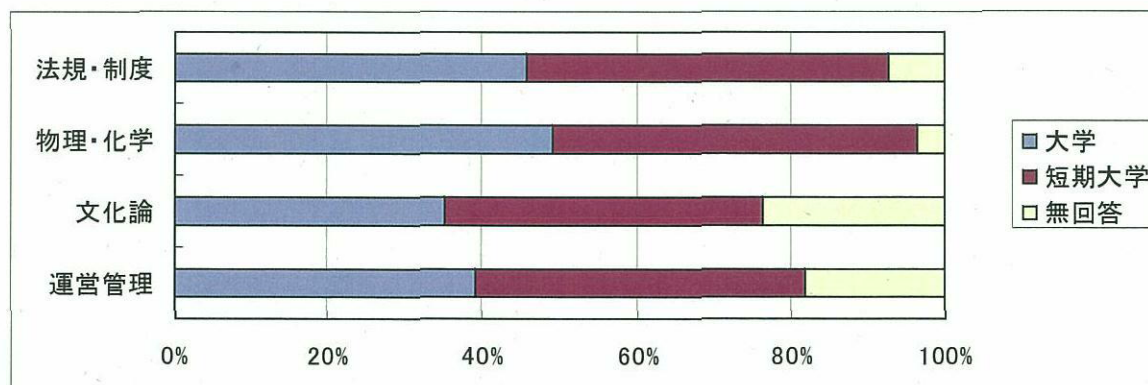
※都道府県については、「立入検査を実施している」と回答した21件を100%としている。

イ 教員資格の状況

養成施設においては、「大学以上」42.3%、「短期大学以上」としているもの44.5%となっている。



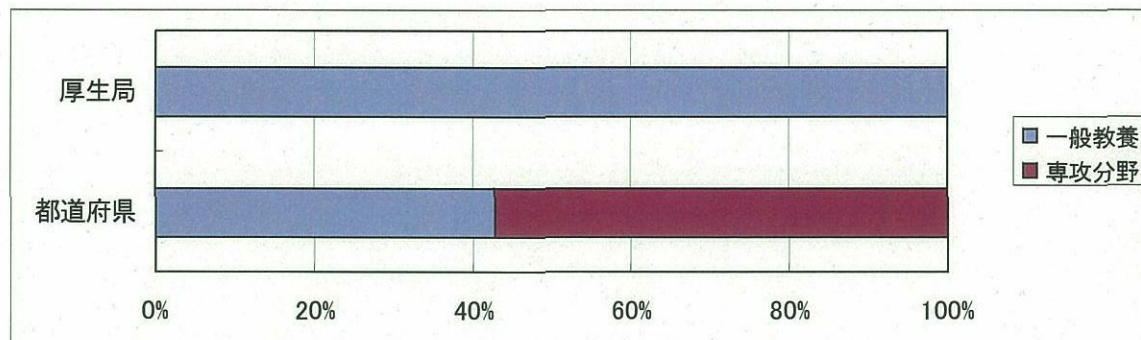
また、課目別でみると、「大学以上」では、「関係法規・制度」158件（45.7%）、「物理・化学」170件（49.1%）、「文化論」122件（35.3%）、運営管理135件（39.0%）となっており、「短期大学以上」では、「関係法規・制度」163件（47.1%）、「物理・化学」163件（47.1%）、「文化論」142件（41.0%）、運営管理148件（42.8%）となっている。



(2)「修めた者」の考え方

ア 「修めた者」に関する指導状況

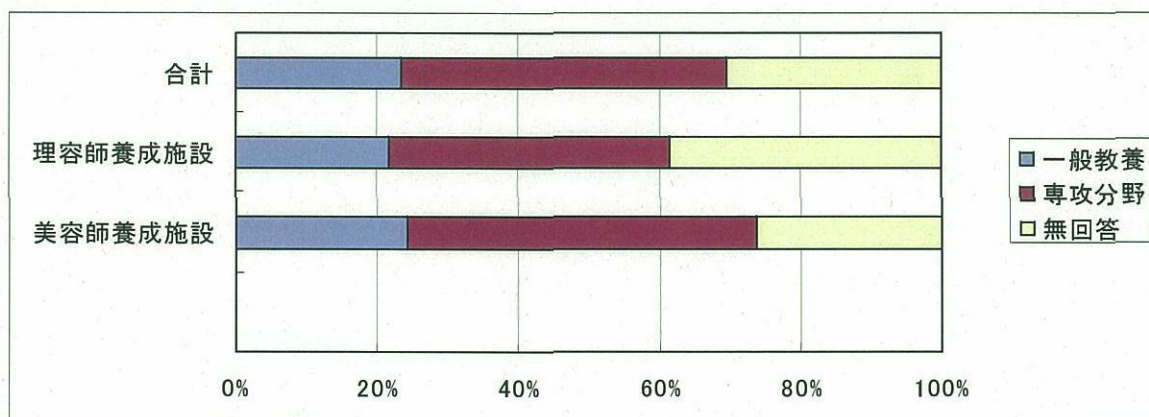
「一般教養課程を修了した者と指導」している厚生局は8件(100.0%)、都道府県は9件(42.9%)となっており、「専門課程を修了した者と指導」している厚生局は0件(0.0%)、都道府県は12件(57.1%)となっている。



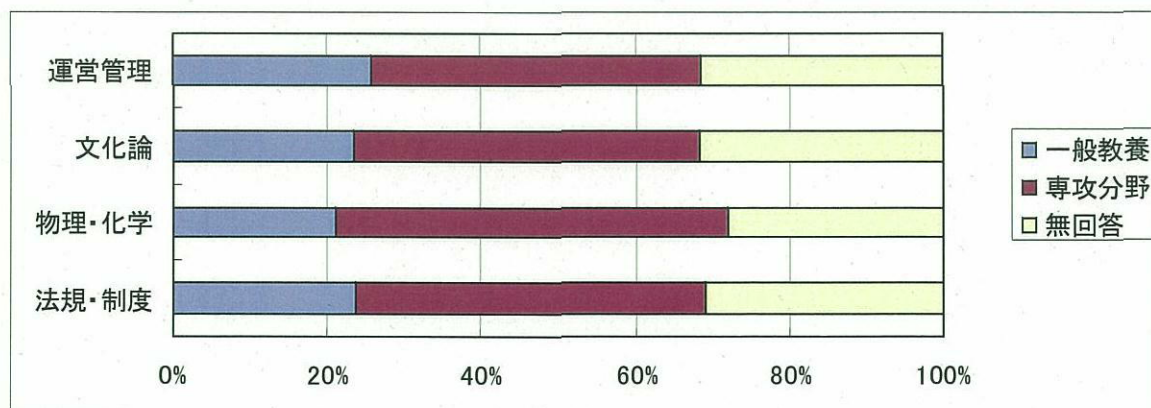
※ 都道府県については、「立入検査を実施している」と回答した21件を100%としている。

イ 教員資格の状況

養成施設で、「一般教養課程を履修した者」としているものは23.5%、「専門課程を修了した者」としているものは46.0%となっている。

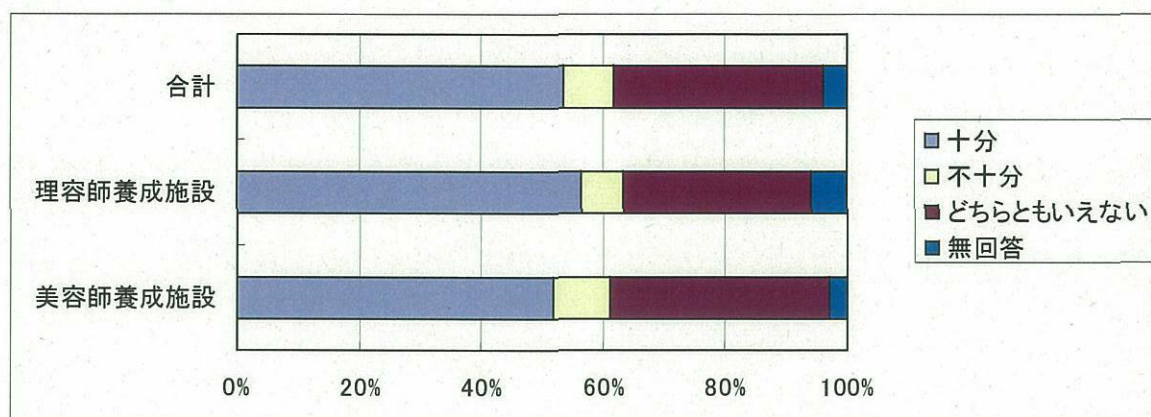


また、課目別でみると、「一般教養課程を履修した者」では、「関係法規・制度」82件(23.7%)、「物理・化学」73件(21.1%)、「文化論」81件(23.4%)、運営管理89件(25.7%)となっており、「専門課程を修了した者」では、「関係法規・制度」157件(45.4%)、「物理・化学」176件(50.9%)、「文化論」155件(44.8%)、運営管理148件(42.8%)となっている。



4 教員の資質

厚生労働大臣の認定を受けて実施する講習の課程を修了したことをもって教員としての資格を付与されている教員の資質について、「十分である」は185件 (53.5%)、「不十分である」は29件 (8.4%) となっている。

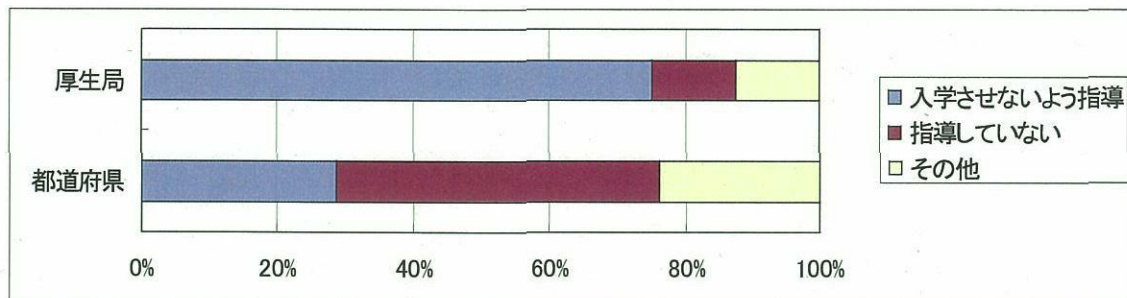


第2 生徒に関すること

1 学則に定められた入所時期以降の入所

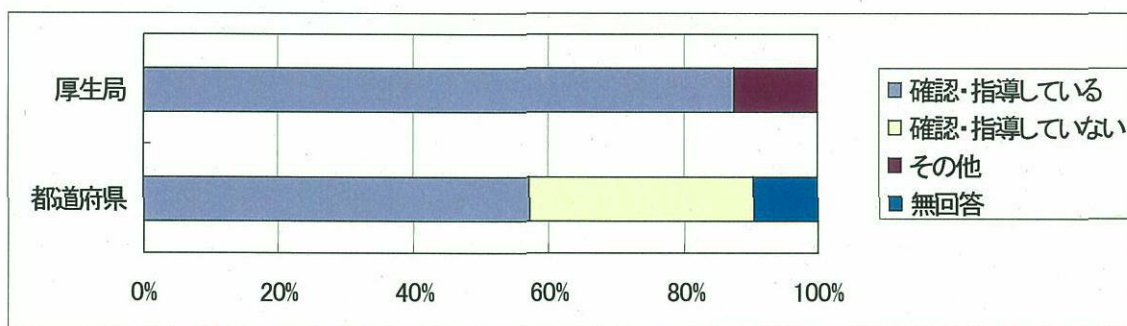
ア 入所に対する指導状況

学則に定めた入所時期以降の入所について、「入学させないよう指導」している厚生局は6件（75.0%）、都道府県は6件（28.6%）となっている。



※ 都道府県については、「立入検査を実施している」と回答した21件を100%としている。

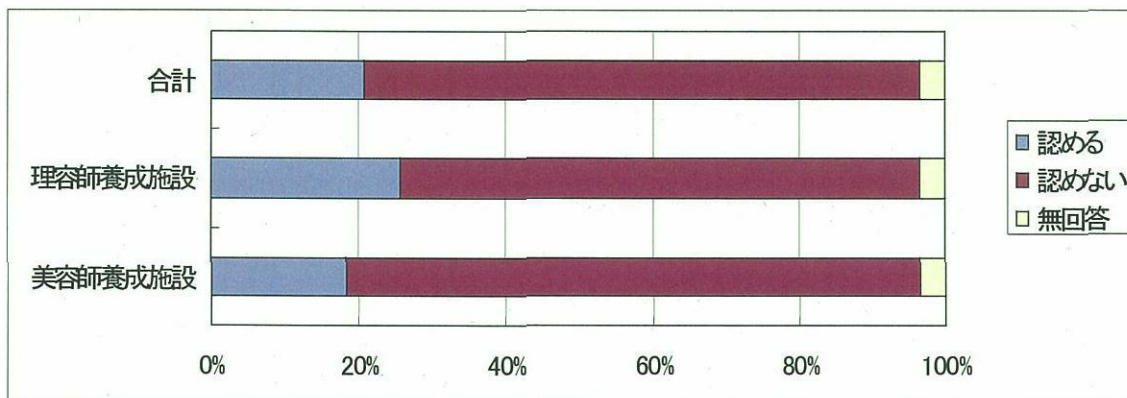
また、入所時期を過ぎて入所させていた場合、「入所させた生徒に対する補習を実施する」よう指導している厚生局は7件（87.5%）、都道府県は12件（57.1%）となっている。



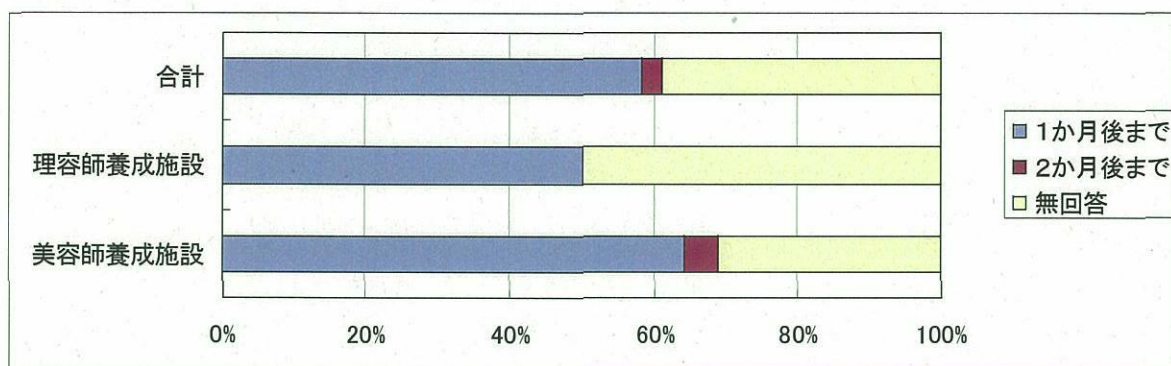
※ 都道府県については、「立入検査を実施している」と回答した21件を100%としている。

イ 入所者の状況

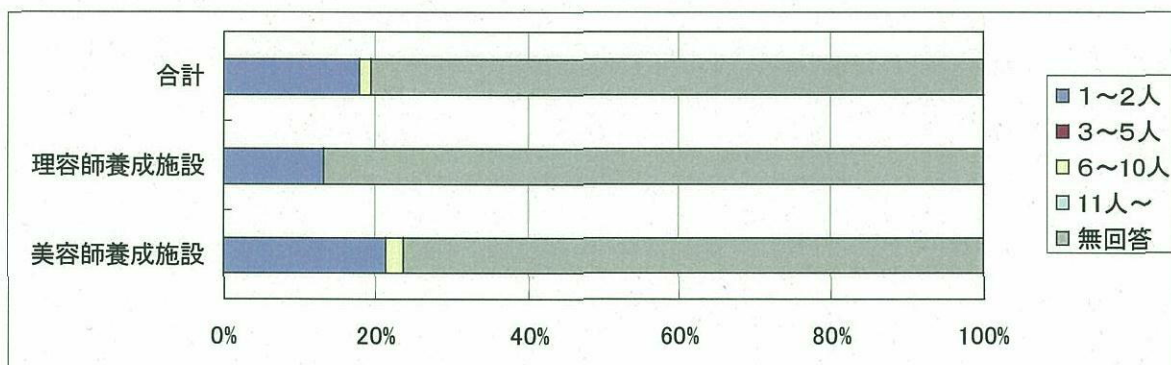
「入学式以降も入学を認める」としているものは72件（20.8%）となっている。



また、「入学式以降も入学を認める」72件（20.8%）のうち、「1か月後まで入所を認めている」ものは42件（58.3%）、「2か月後まで入所を認めている」ものは2件（2.8%）となっている。



なお、18年秋及び19年春の入所では、「1～2人の生徒を入所」させているものは13件（18.1%）となっており、「6～10人の生徒を入所」させているものは1件（1.4%）となっている。

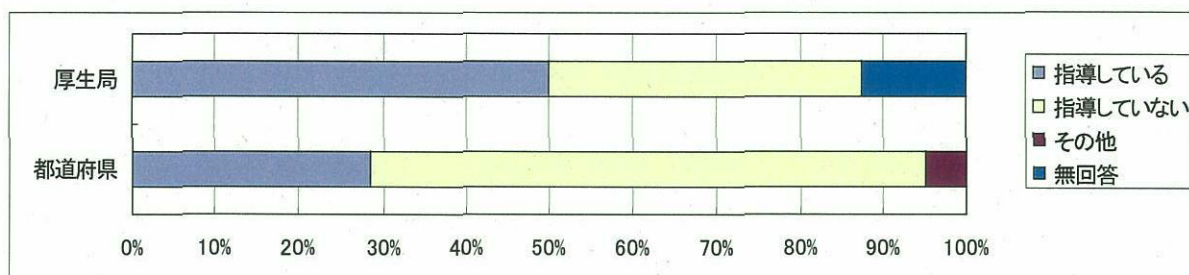


2 卒業の認定について

(1) 履修すべき授業時間数

ア 卒業の認定に関する指導状況

卒業に対する「指導を実施している」厚生局は4件（50.0%）、都道府県は6件（28.6%）となっている。



※

都道府県については、「立入検査を実施している」と回答した21件を100%としている。

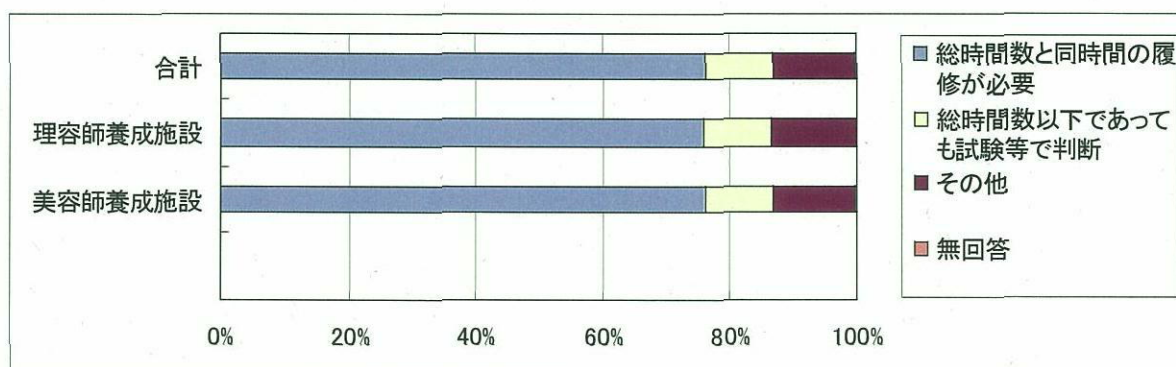
主な指導内容として、

- ・学則等に生徒の進級又は卒業を認定する基準を明確にするよう指導
- ・文部科学省の卒業要件の出席授業割合は8割だが、その生徒はその分授業を受けていないので、規定の時間数を満たすよう補習を行うことを指導
- ・学則どおり運用するよう指導。学則どおりの運用が困難であれば、学則を見直すよう指導
- ・指導要領若しくは学則に規定する授業時間数に満たない生徒は補習を行うよう指導

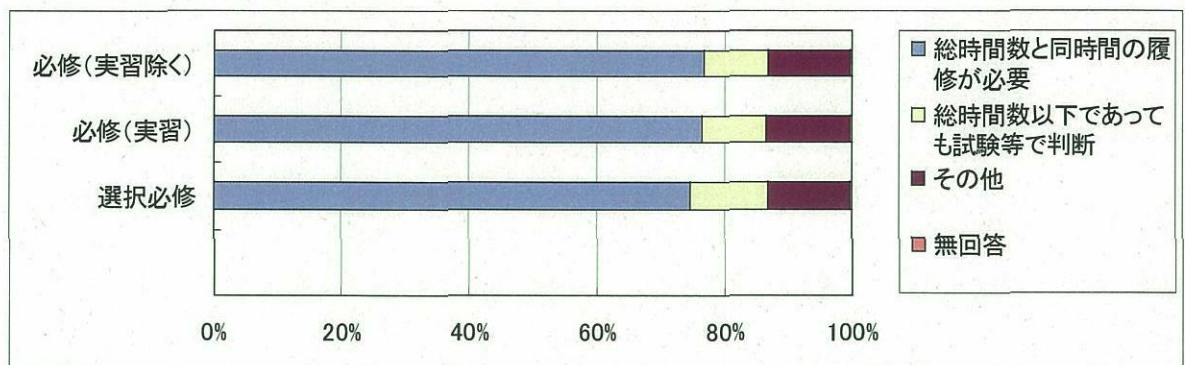
をあげている。

イ 卒業の認定の状況

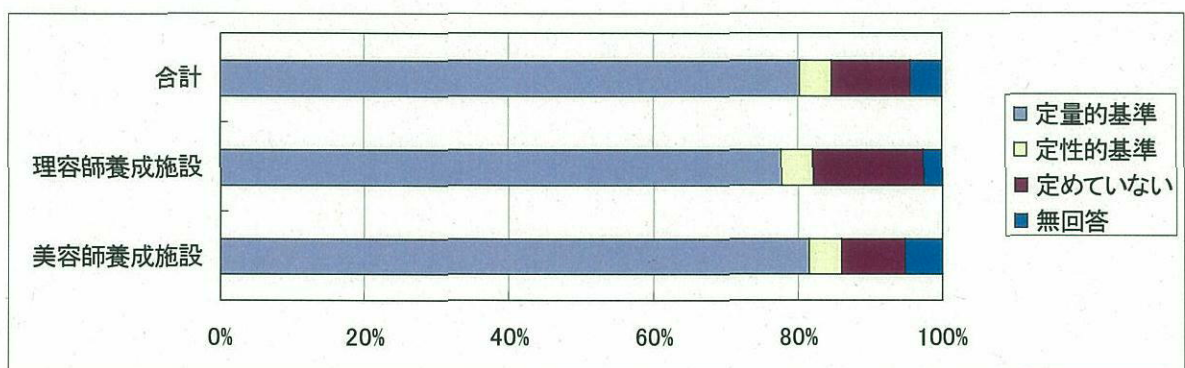
卒業を認めるための生徒が履修すべき授業時間数は、「総授業時間数と同時間の履修が必要」は76.0%、「学則で定めた総授業時間数を下回った場合でも試験等の成績考査により卒業を認める」は10.6%となっている。



また、「総授業時間数と同時間の履修が必要」としている養成施設を科目別にみると、「必修科目（実習を除く）」は266件（76.9%）、「実習」は265件（76.6%）、「選択必修」は258件（74.6%）となっている。



なお、履修すべき従業時間数以外の基準（例えば、試験の点数が6割満たない場合等）を定めているかの質問に対し、「具体的な数値を記載した基準を定めている」は278件（80.3%）、「具体的な数値はないが基準は定めている」は15件（4.3%）、「定めていない」は38件（11.0%）となっている。

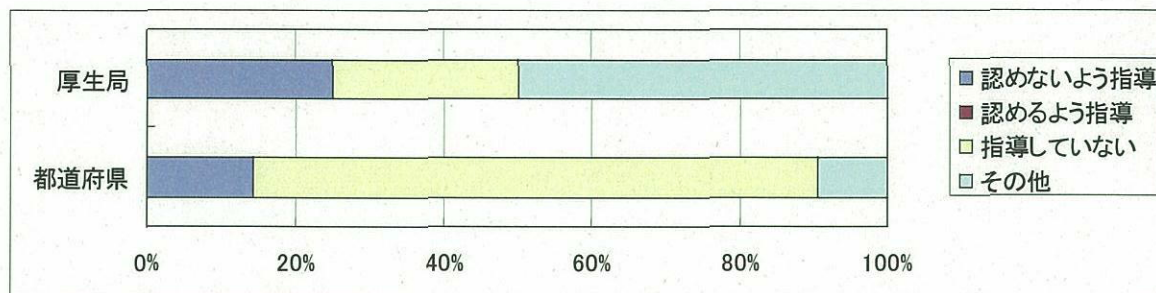


3 昼間課程から夜間課程・通信課程等への転入

ア 課程間の転入に関する指導状況

昼間課程から夜間課程・通信課程へ、又は、夜間課程・通信課程から昼間課程等への転入所について、「認めないよう指導している」厚生局は2件（25.0%）、都道府県は3件（14.3%）となっている。

なお、認めないよう指導している場合であっても、「就学期間内に必要な教科科目等が履修できるれば認める」としている厚生局は4件（50.0%）、都道府県は1件（4.8%）となっている。

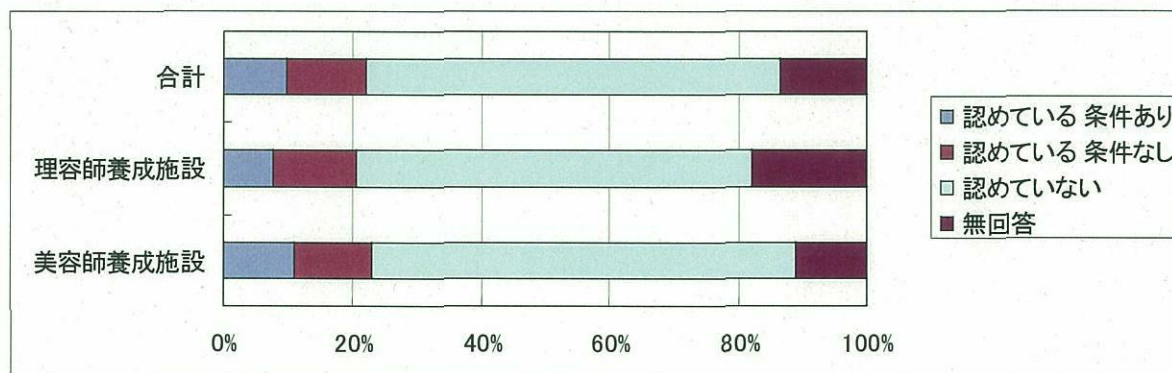


※ 都道府県については、「立入検査を実施している」と回答した21件を100%としている。

イ 課程間の転入の状況

養成施設では、「転入を認める」は77件（18.2%）、「認めてない」は222件（52.2%）となっている。

なお、転入を認めている養成施設77件について、「条件あり」は34件（44.2%）、「条件なし」は43件（55.8%）となっている。

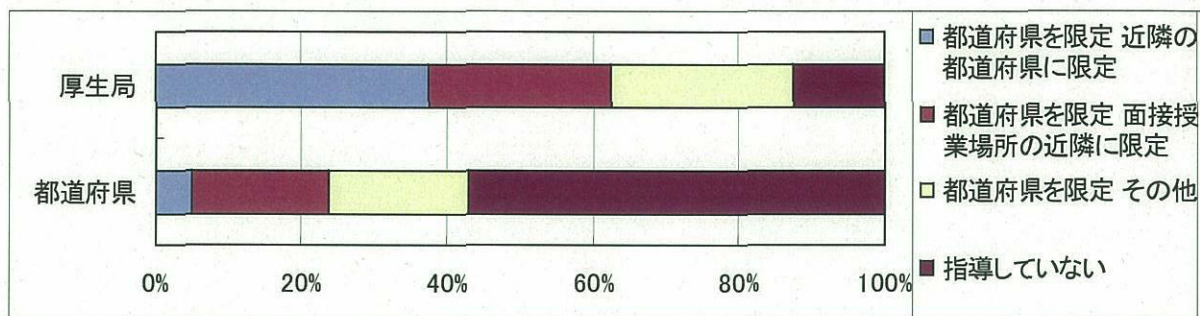


4 通信課程の入所者

(1) 地域の限定

ア 入所地域の限定に関する指導状況

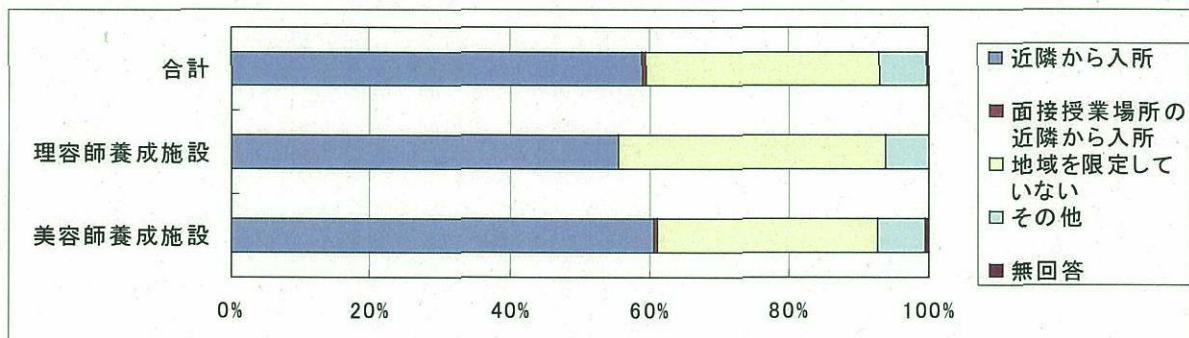
通信課程の生徒の受入について、「養成施設又は面接授業を実施している場所の近隣の都道府県に地域を限定する」よう指導している厚生局は7件（87.5%）、都道府県は9件（42.9%）となっている。



※ 都道府県については、「立入検査を実施している」と回答した21件を100%としている。

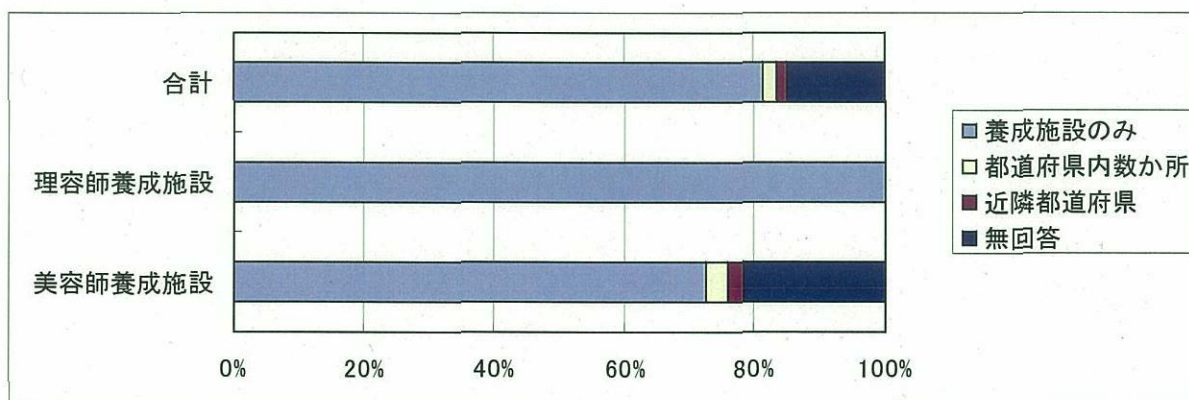
イ 募集地域の限定に関する状況

「養成施設又は面接授業を実施している場所の近隣の都道府県に地域を限定」している養成施設は152件（59.0%）、「地域を限定していない」養成施設は86件（33.6%）となっている。



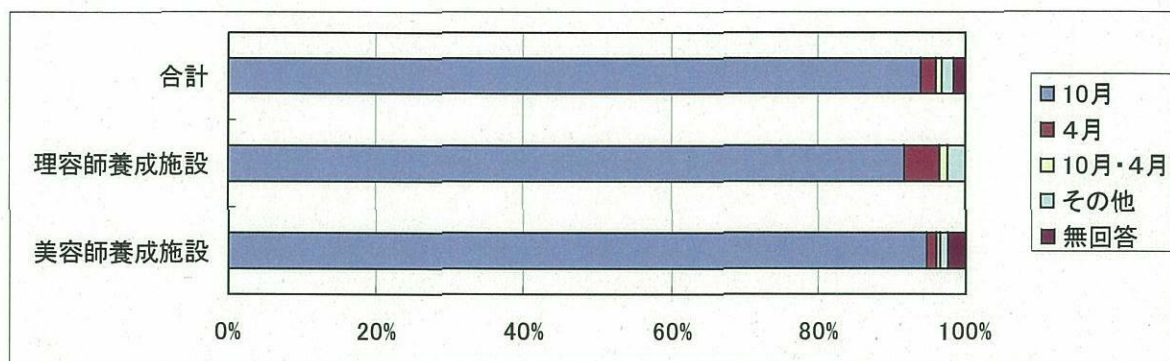
ウ 面接授業の実施場所

面接授業の実施場所について、「養成施設の校舎」は208件（81.3%）、「都道府県内数か所」は6件（2.3%）、「近隣の都道府県」は4件（1.6%）となっている。

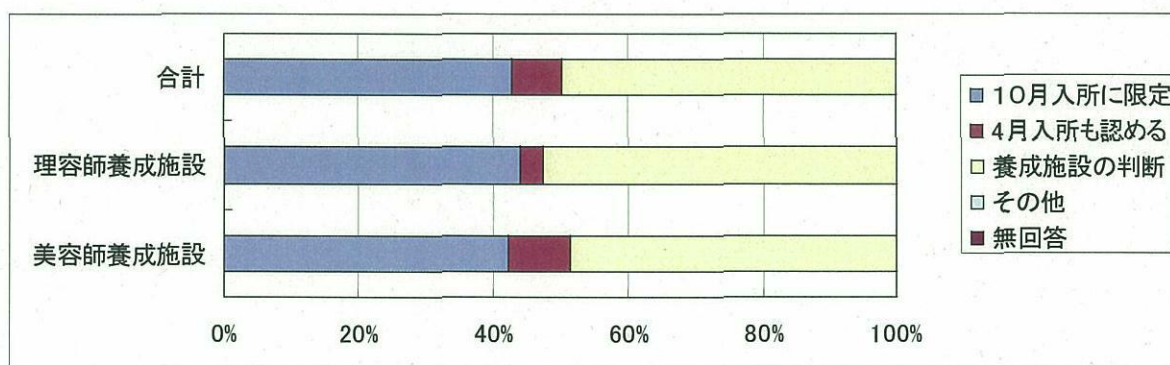


(2) 入所時期

通信課程の生徒の入所時期について、「10月」は245件 (93.9%)、「4月」は6件 (2.3%)、「10月及び4月」は2件 (0.8%) となっている。



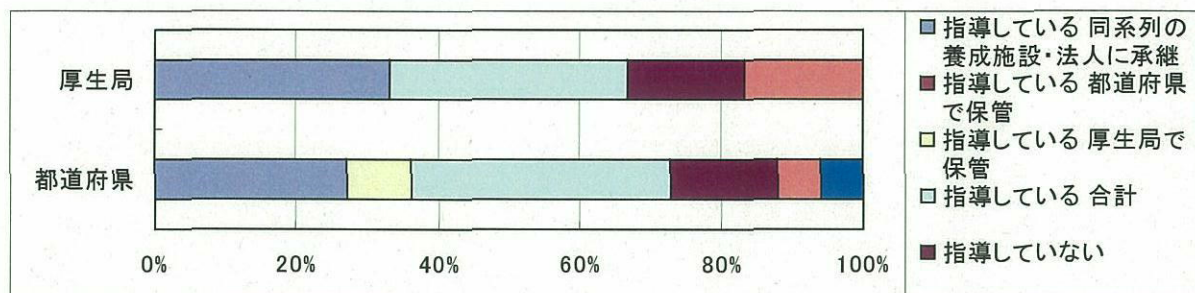
なお、入所時期の限定について、「10月に限定すべき」は110件 (42.8%)、「4月入所も認める」は19件 (7.4%)、「養成施設の判断に任せるべき」は128件 (49.8%) となっている。



5 養成施設又は法人が廃止された場合の学籍簿等の承継

ア 学籍簿等の保管に関する指導状況

養成施設が廃止された場合における過去の在籍生徒の学籍簿等の保管について、「同系列の養成施設で保管する」よう指導している厚生局は4件（50.0%）、都道府県は9件（42.9%）となっている。



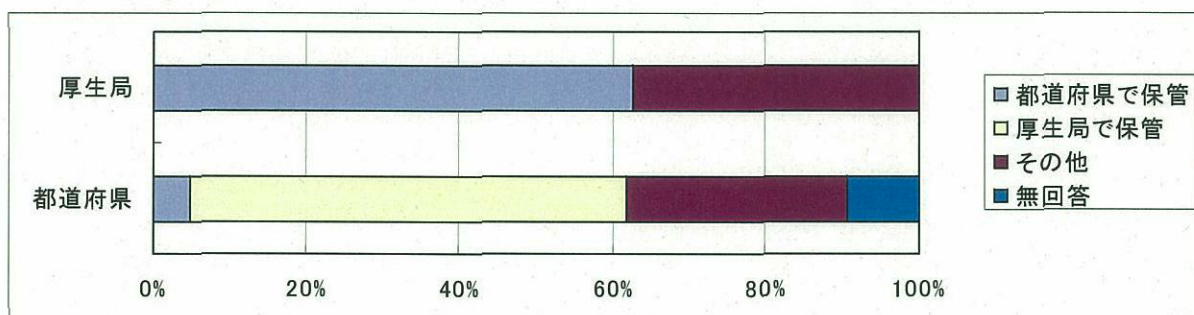
※ 都道府県については、「立入検査を実施している」と回答した21件を100%としている。

また、承継する養成施設または法人が存在しない場合は、「都道府県で保管」としている厚生局は5件（62.5%）都道府県は1件（4.8%）となっており、「厚生局で保管」としている厚生局はなく、都道府県は12件（57.1%）となっている。

「その他」とした厚生局3件（37.5%）、都道府県6件（28.6%）は、

- ・厚生局と都道府県で検討が必要
- ・廃止した養成施設の設置者が保管
- ・養成施設協議会等養成施設団体が保管

としている。



※ 都道府県については、「立入検査を実施している」と回答した21件を100%としている。

イ 厚生局での保管

厚生局で学籍簿等を保管することについて、4件（50.0%）が「不可能」としており、その理由として、

- ・個人情報の観点から不適當
- ・紙媒体では分量が多い
- ・保管場所が困難
- ・都道府県で保管することが適切

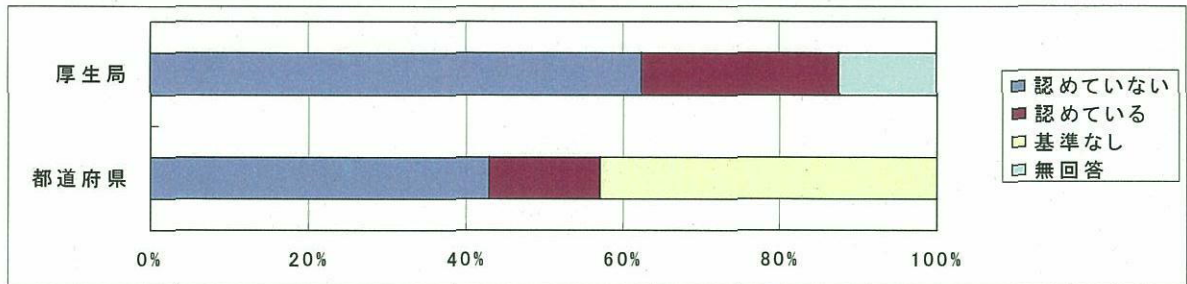
としている。

第3 授業に関すること

1 授業時間数

ア 授業時間に関する指導状況

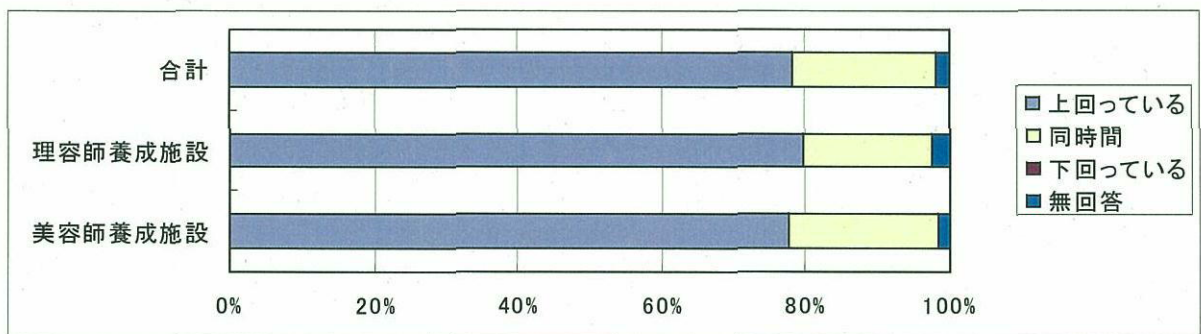
総授業時間数は2,000時間を標準としているが、「2,000時間を下回らない」よう指導している厚生局は5件（62.5%）、都道府県は9件（42.9%）となっており、「10%まで下回ってもよい」としている厚生局は2件（25.0%）、都道府県は1件（4.8%）、「20%まで下回ってもよい」と指導している都道府県は2件（9.5%）となっている。



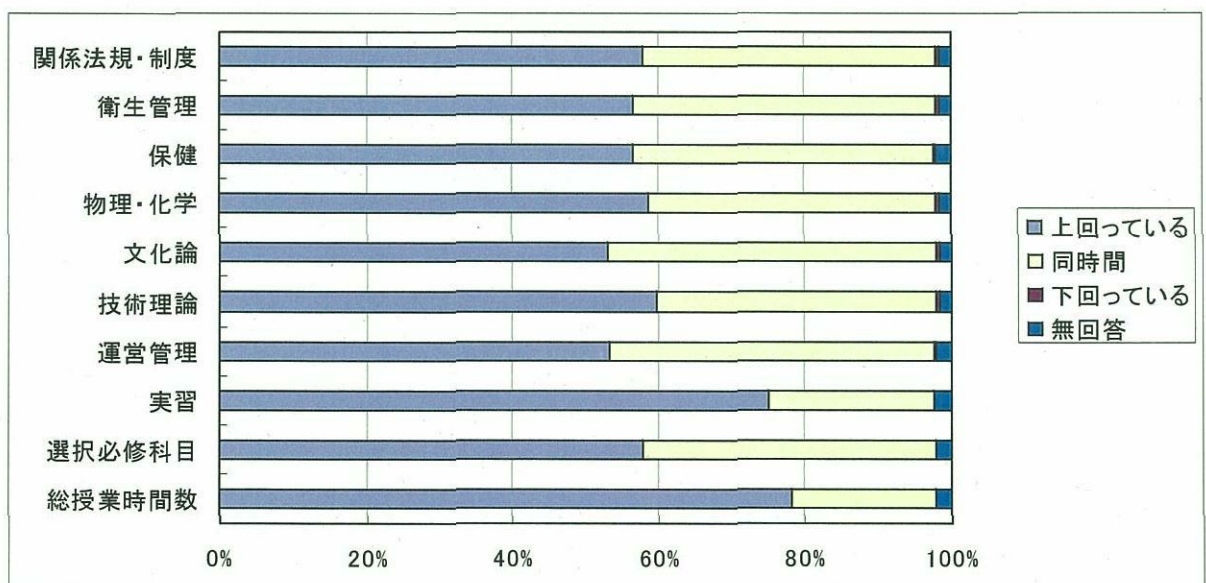
※ 都道府県については、「立入検査を実施している」と回答した21件を100%としている。

イ 授業時間数の状況

授業時間数について、総授業時間数でみると、「2,000時間を上回っている」は271（78.3%）、「2,000時間と同時間」は、68件（19.7%）となっており、「2,000時間を下回っている」養成施設はない。



なお、科目別にみると、「実習」及び「選択必修」以外の課目で1件（0.3%）が、2,000時間を下まわっている。



2 養成施設内で行う実習について

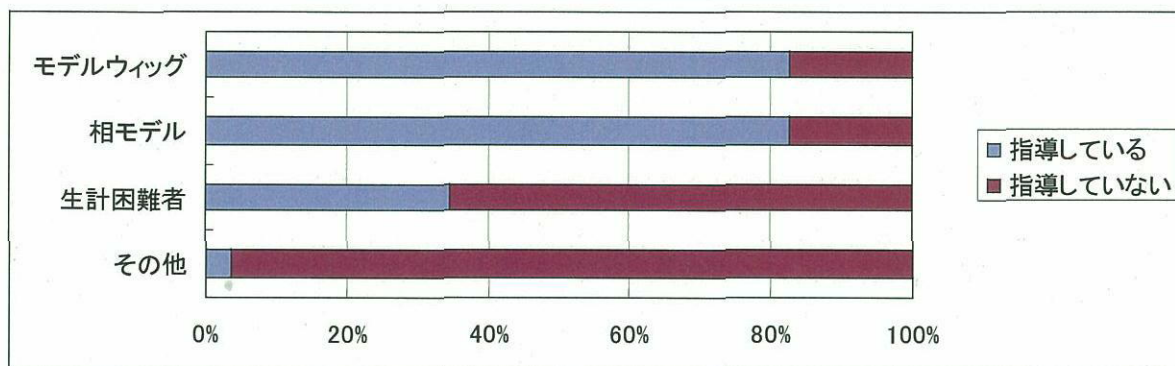
(1) 対象者（モデル）について

ア モデルに関する指導状況

養成施設内で行う実習の対象者（モデル）については、「モデルウィッグ」と指導している厚生局は8件（100.0%）、都道府県は16県（76.2%）、「相モデル」と指導している厚生局は8件（100.0%）、都道府県は16県（76.2%）となっている。

また、「生計困難者」を対象とするよう指導している厚生局は5件（62.5%）、都道府県は5県（23.8%）となっている。

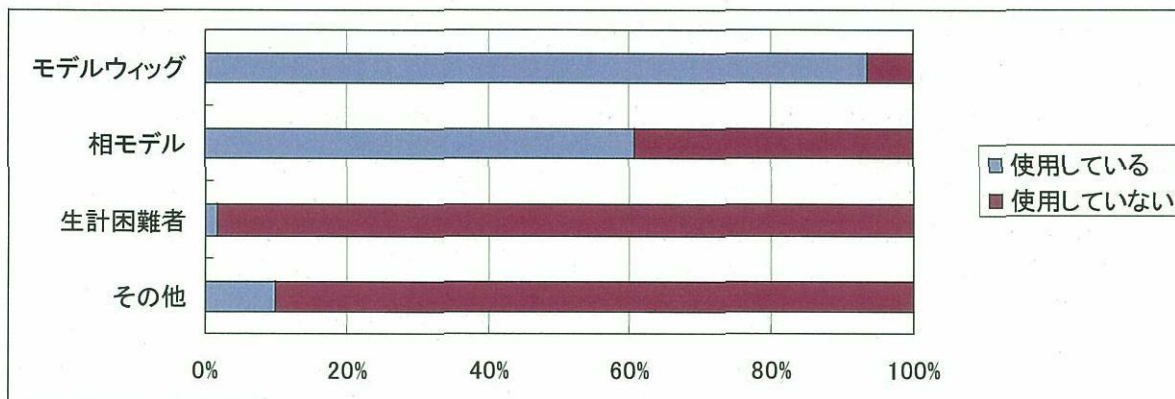
なお、「その他」としている厚生局1件（12.5%）は、「親又は兄弟」と指導している。



※ 都道府県については、「立入検査を実施している」と回答した21件を100%としている。

② モデルの状況

「モデルウィッグ」としている養成施設323件（93.4%）、「相モデル」としている養成施設は210件（60.7%）、「生計困難者」としている養成施設は6件（1.7%）となっている。



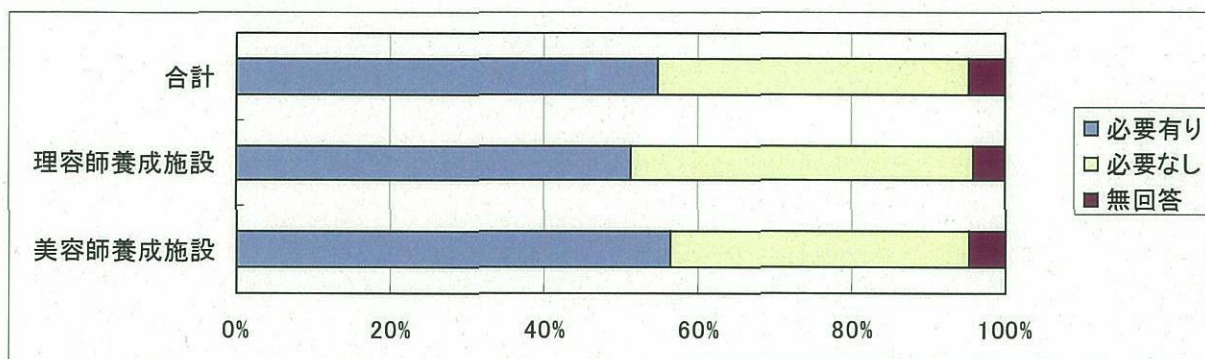
また、「その他」34件（9.8%）の主なものは、

- ・養成施設の職員、元職員
- ・生徒の保護者、友人、知人
- ・学校近隣の地域住民
- ・受刑者

をモデルとしている。

(2) モデルを使用した実習の開始時期

モデルを使用した実習の開始時期について、「早める必要がある」とした養成施設は189件（54.6%）、「早める必要はない」とした養成施設は141件（40.8%）となっている。



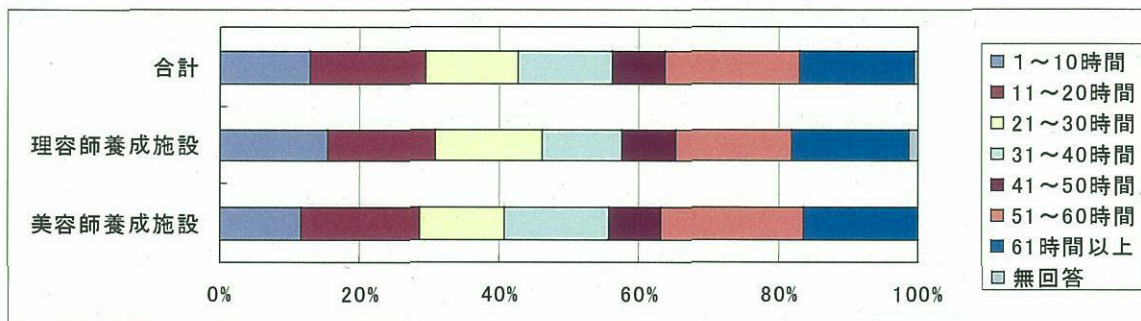
3 理容所又は美容所で行う実務実習について

(1) 実務実習時間について

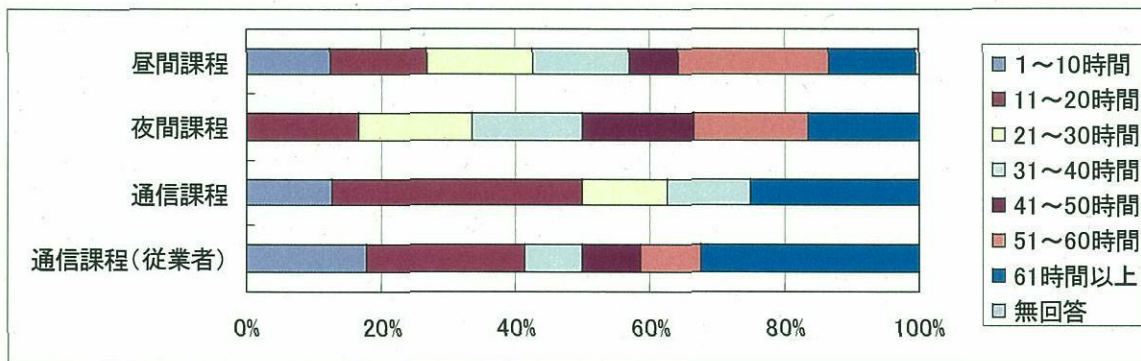
ア 実施状況

(ア) 年間実務実習時間

1年間の実務実習時間について、「51時間～60時間」が43件（19.2%）と最も多く、「11～20時間」が37件（16.4%）、「31～40時間」が31件（13.8%）、「21～30時間」が30件（13.3%）、「1～10時間」が29件（12.9%）となっている。なお、「61時間以上」行っている養成施設は37件（16.4%）となっている。



また、養成課程別でみると、「昼間課程」では、「51～60時間」が39件（22.2%）、「夜間課程」では、「11～20時間」が3件（37.5%）、「通信課程」では、「61時間以上」が11件（32.4%）が最も多くなっている。

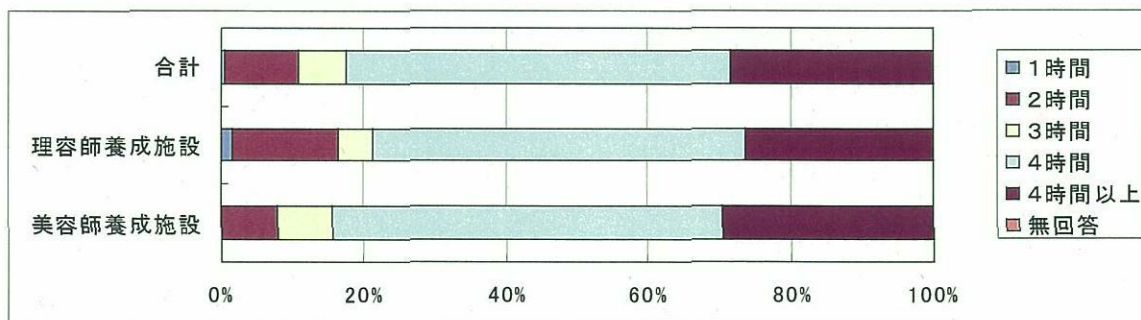


(イ) 1日当たりの実習時間

① 養成施設の状況

1日当たりの実習時間について、「4時間」としている養成施設が95件（54.0%）と最も多く、「2時間」が18件（10.2%）、「3時間」が12件（6.8%）となっている。

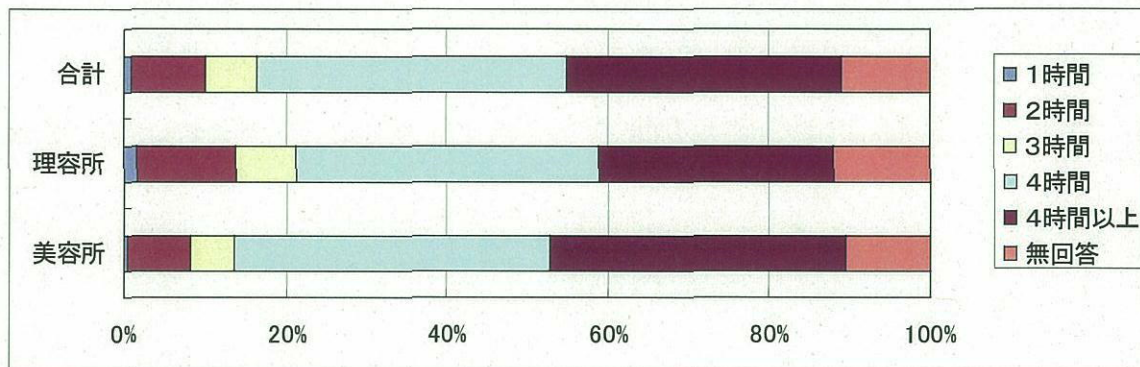
なお、「4時間以上」行っている養成施設が50件（28.4%）となっている。



② 理容所・美容所の状況

1日当たりの実習時間について、「4時間」としている理容所・美容所が130件（36.8%）と最も多く、「2時間」が31件（9.2%）、「3時間」が21件（6.2%）となっている。

なお、「4時間以上」行っている理容所・美容所が115件（34.1%）となっている。

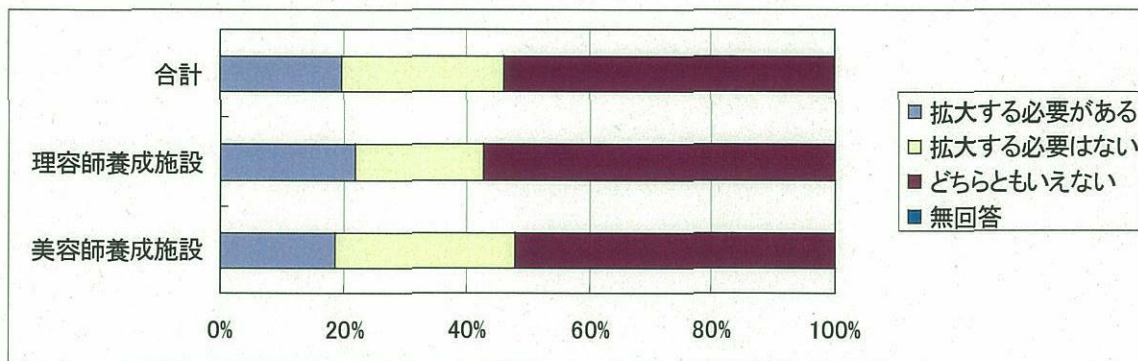


イ 実務実習時間の拡大

(ア) 年間実務実習時間

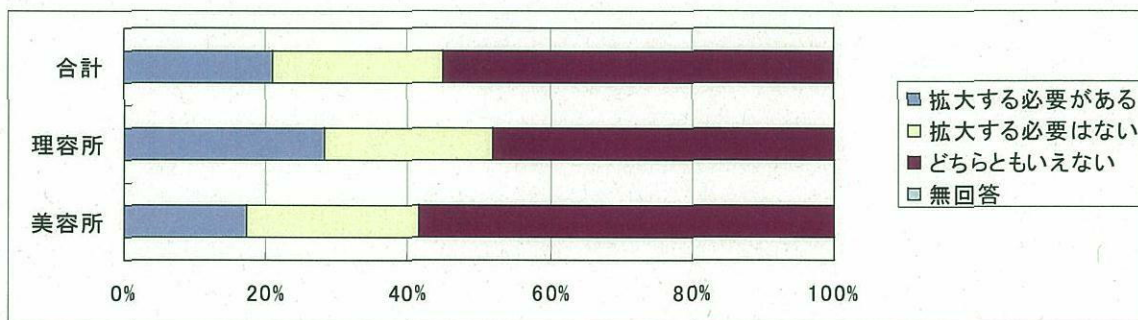
① 養成施設の状況

年間60時間以内としている実務実習時間について、「拡大する必要がある」は38件（19.9%）、「拡大する必要はない」は50件（26.2%）、「どちらとも言えない」は103件（53.9%）となっている。



② 理容所・美容所の状況

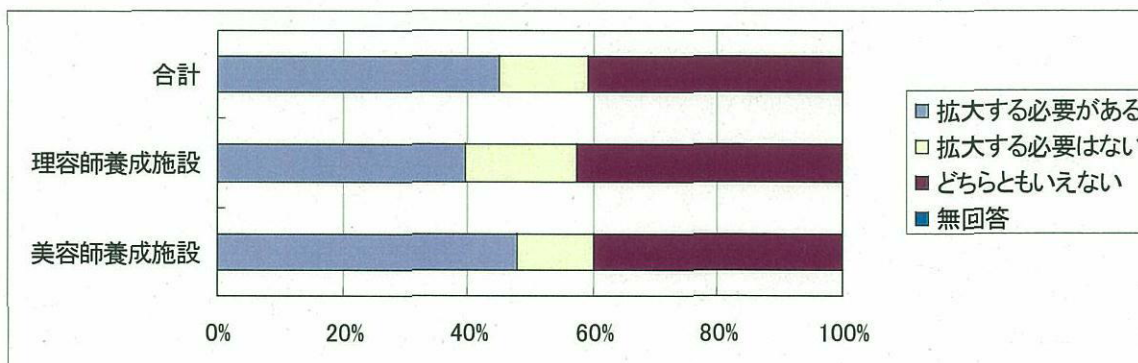
「拡大する必要がある」は65件（19.3%）、「拡大する必要はない」は74件（22.0%）、「どちらとも言えない」は170件（50.4%）となっている。



(イ) 1日当たりの実習時間

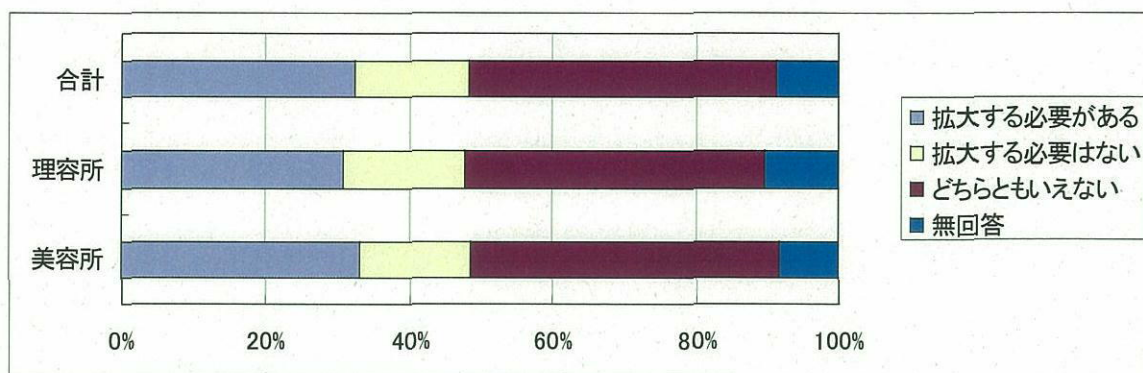
① 養成施設の状況

1日当たり2時間（必要に応じて4時間）以内としている実務実習時間について、「拡大する必要がある」は86件（45.0%）、「拡大する必要はない」は27件（14.1%）、「どちらとも言えない」は78件（40.8%）となっている。



② 理容所・美容所の状況

「拡大する必要がある」は109件（32.2%）、「拡大する必要はない」は54件（16.0%）、「どちらともいえない」は144件（42.7%）となっている。



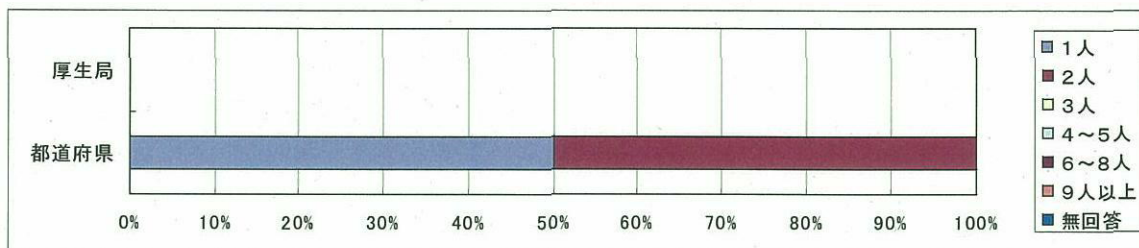
(2) 理容所及び美容所での指導状況

ア 1人の理容師又は美容師に指導される実務実習生数

(ア) 実務実習生数に関する指導状況

1人の理容師又は美容師が指導する「実務実習生の数について指導を行っている」厚生局は0件(0.0%)、都道府県は2件(9.5%)となっている。

なお、指導を行っている2県では、「1人」又は「2人」とするよう指導している。

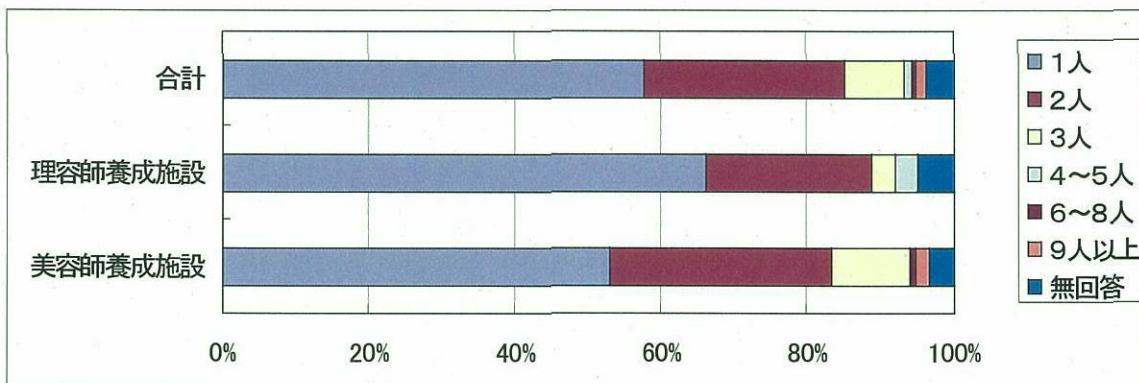


※ 都道府県については、「立入検査を実施している」と回答した21件を100%としている。

(イ) 理容師又は美容師の指導状況

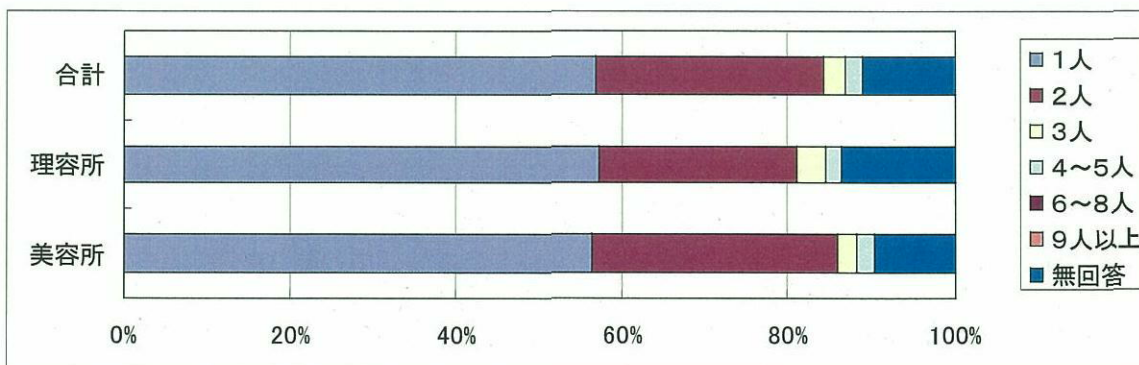
① 養成施設の状況

1人の理容師又は美容師に指導される実務実習生数について、「1人」が102件(57.6%)、「2人」が49件(27.7%)、「3人」が14件(7.9%)となっている。



② 理容所・美容所の状況

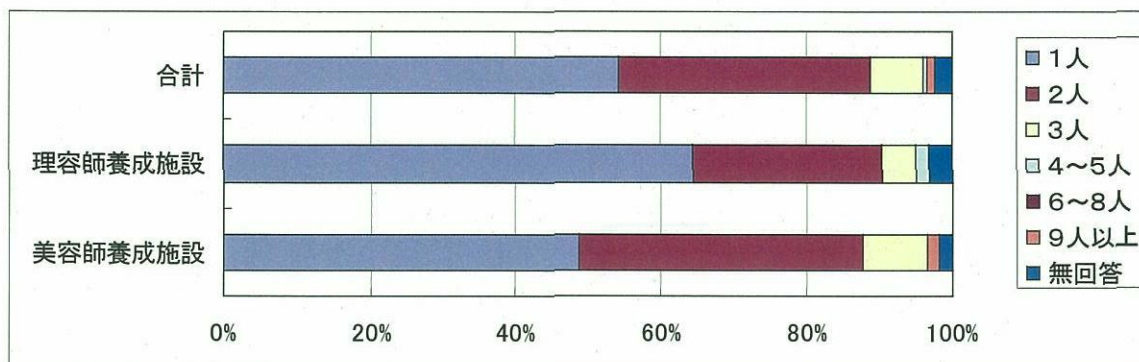
1人の理容師又は美容師が指導する実務実習生数について、「1人」が191件(56.7%)、「2人」が93件(27.6%)、「3人」が9件(2.7%)、「4~5人」が7件(2.1%)となっている。



(ウ) 1人の理容師又は美容師が指導する望ましい数

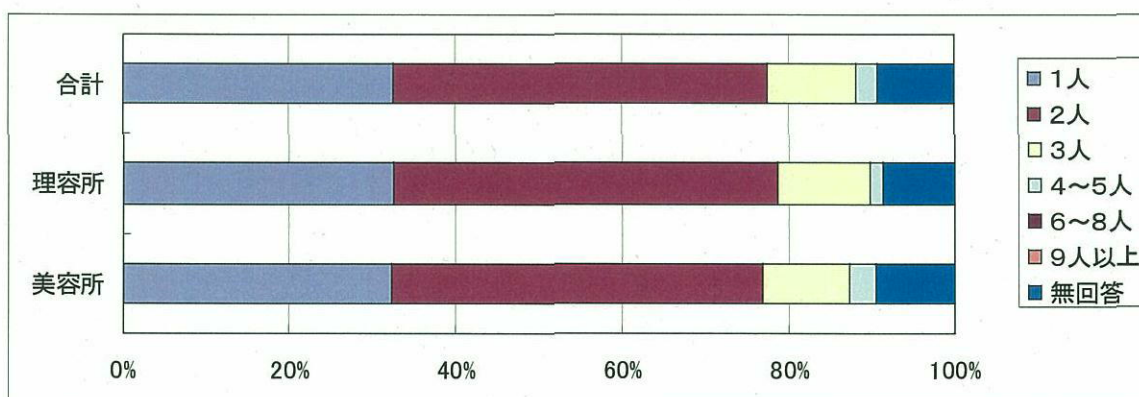
① 養成施設の状況

1人の理容師又は美容師に指導される実務実習生の望ましい数について、「1人」は96件(54.2%)、「2人」は61件(34.5%)、「3人」は13件(7.3%)、「4人」は1件(0.6%)、「9人以上」が2件(1.1%)となっている。



② 理容所・美容所の状況

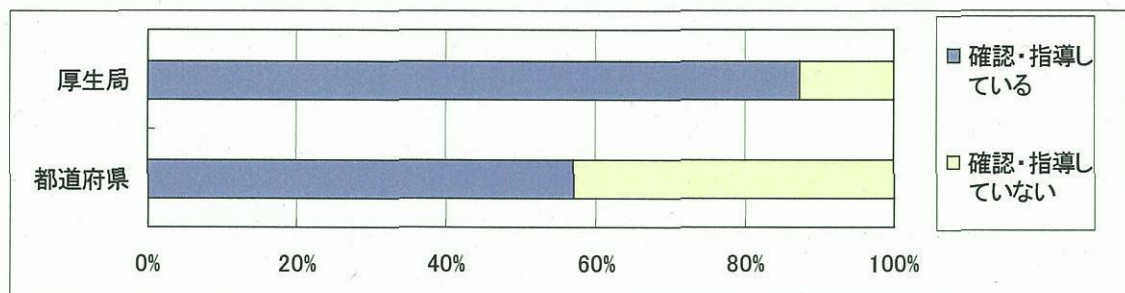
1人の理容師又は美容師が同時に指導できる実務実習生の数について、「1人」は109件(32.3%)、「2人」は152件(45.1%)、「3人」は36件(10.7%)、「4～5人」は9件(2.7%)となっている。



イ 実施計画及び実務記録

(ア) 実施計画・実務記録に関する指導状況

「実施計画の作成及び実務記録の評価を指導・確認している」厚生局は7件(87.5%)、都道府県は12件(57.1%)となっている。

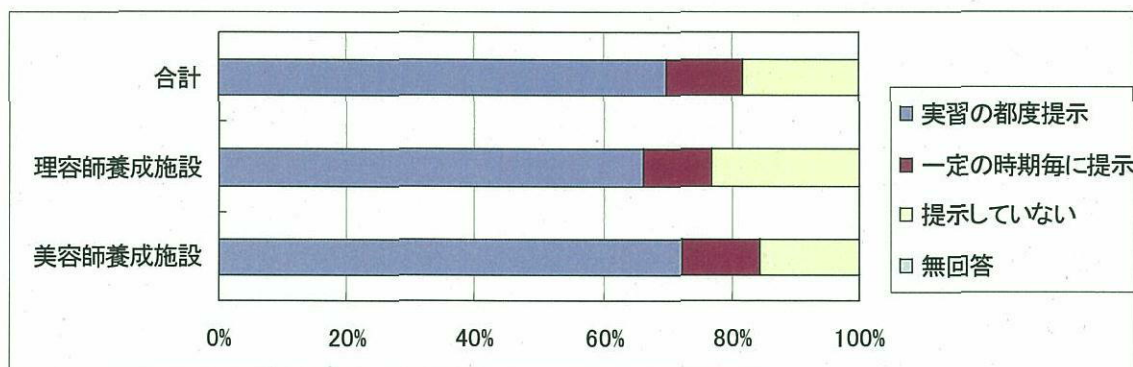


※ 都道府県については、「立入検査を実施している」と回答した21件を100%としている。

(イ) 実施計画の提示状況

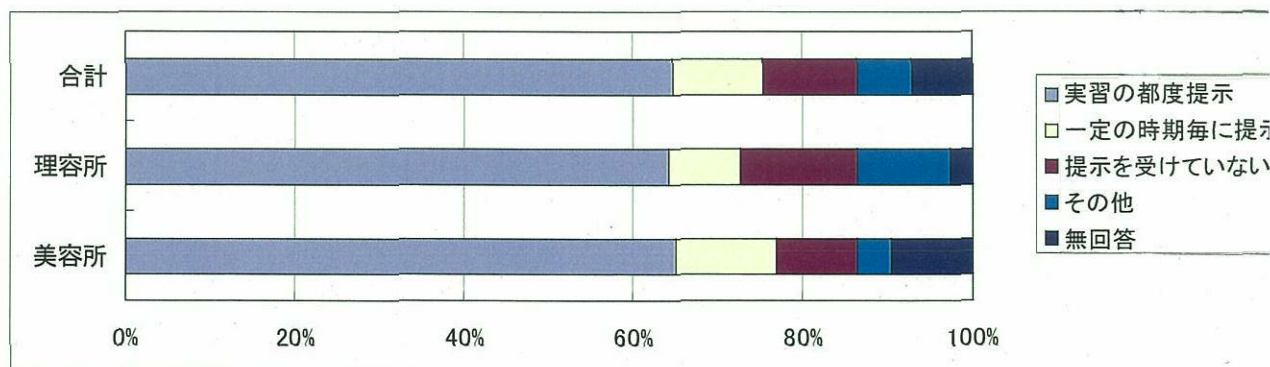
① 養成施設の状況

「実務実習の都度、実施計画を理容所又は美容所に提示している」は126件(70.0%)、「一定の時期ごとに提示している」は21件(11.7%)、「提示していない」は33件(18.3%)となっている。



② 理容所・美容所の状況

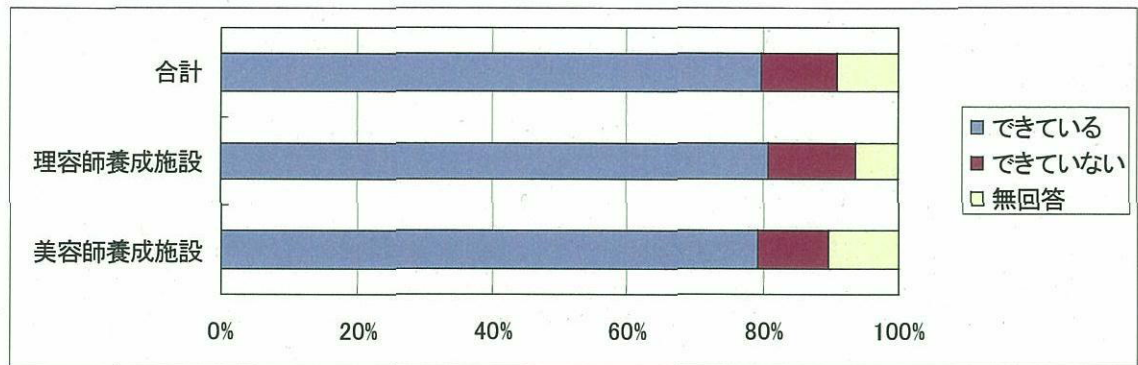
理容所又は美容所では、「実務実習の都度、実施計画の提示を受けている」は218件(64.7%)、「一定の時期ごとに提示を受けている」は36件(10.7%)、「提示を受けていない」は37件(11.0%)となっている。



(ウ) 実施計画どおりの実務実習

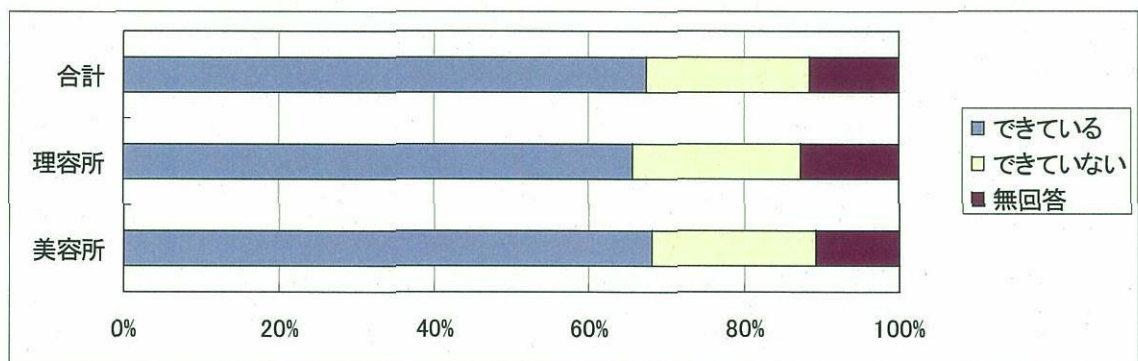
① 養成施設の状況

養成施設が作成した実施計画どおりの実務実習について、「できている」は141件（79.7%）、「できていない」は20件（11.3%）となっている。



② 理容所・美容所の状況

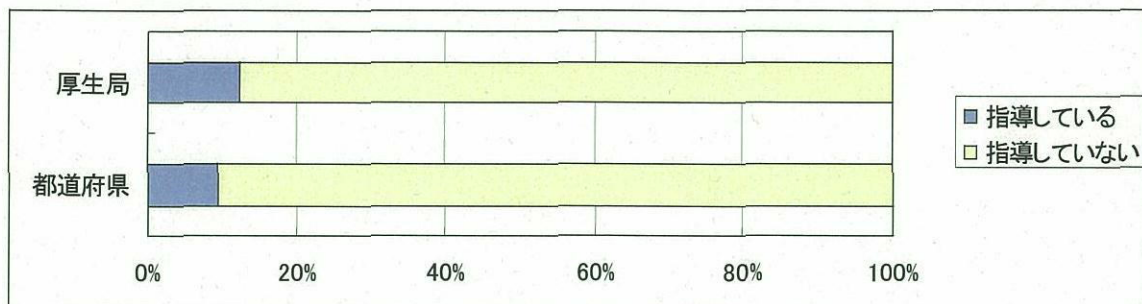
養成施設が作成した実施計画どおりの実務実習について、「できている」は227件（67.4%）、「できていない」は71件（21.1%）となっている。



ウ 1か所の理容所又は美容所に同一時間帯に送り出す実務実習生数

(ア) 実務実習整数に関する指導状況

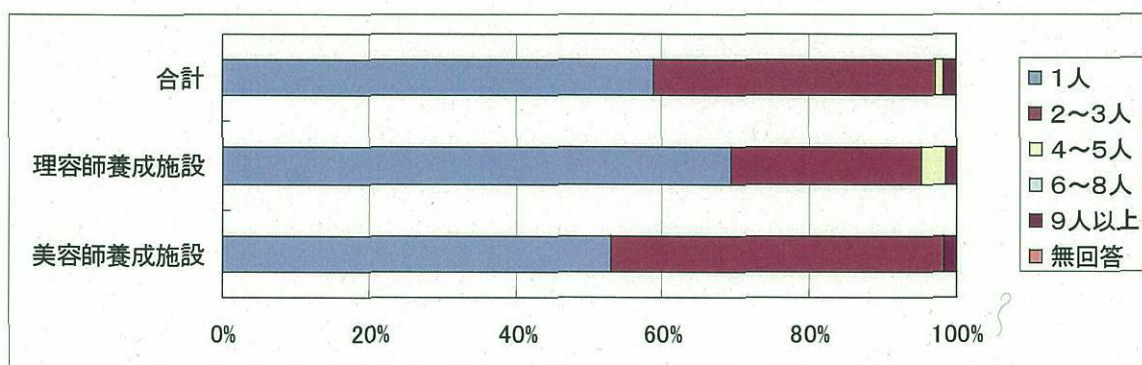
1か所の理容所又は美容所に同一時間帯に送り出す実務実習生の数について、「指導している」厚生局は1件（12.5%）、都道府県は2件（9.5%）となっている。



(イ) 1理容所又は美容所の実務実習整数

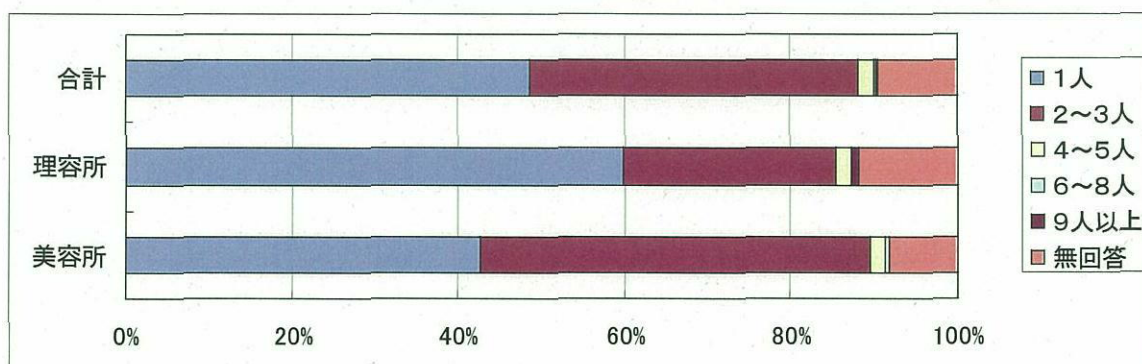
① 養成施設の状況

「1人」としている養成施設が104件（58.8%）と最も多く、「2～3人」が68件（38.4%）、「9人以上」が3件（1.7%）「4～5人」が2件（1.1%）の順となっている。



② 理容所・美容所の状況

「1人」としている理容所・美容所が164件（48.7%）と最も多く、「2～3人」が133件（39.5%）、「4～5人」が6件（1.8%）となっている。

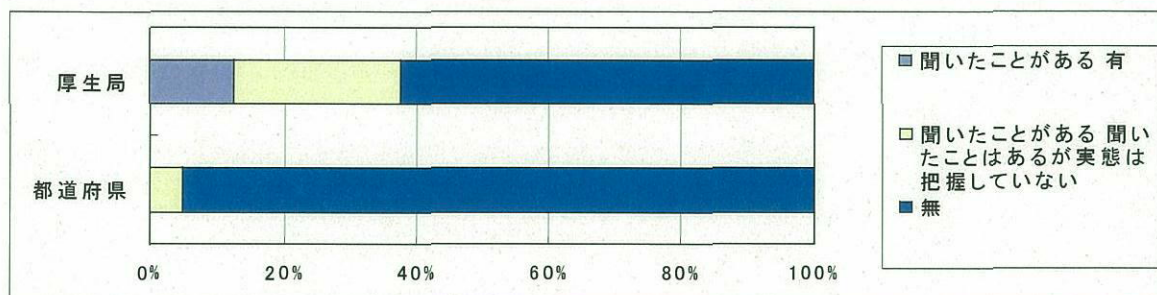


(3) 理容行為・美容行為の状況

ア 無料で行う理容行為・美容行為に対する指導状況

実務実習生が行う理容行為又は美容行為について、「無料で行う等、近隣の理容所又は美容所から経営の圧迫をうけている実態がある又は聞いたことがある」としている厚生局は3件（37.5%）、都道府県は1件（4.8%）となっている。

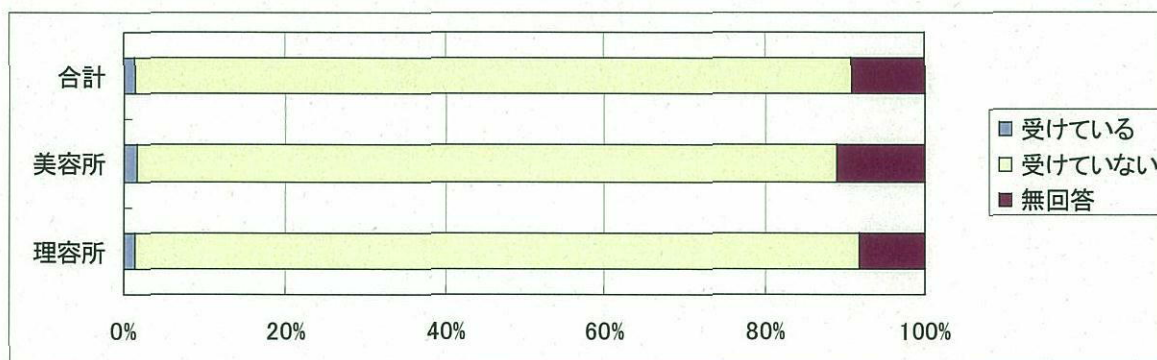
なお、「実態がある」とした厚生局1件（4.8%）については、指導できていない。



※ 都道府県については、「立入検査を実施している」と回答した21件を100%としている。

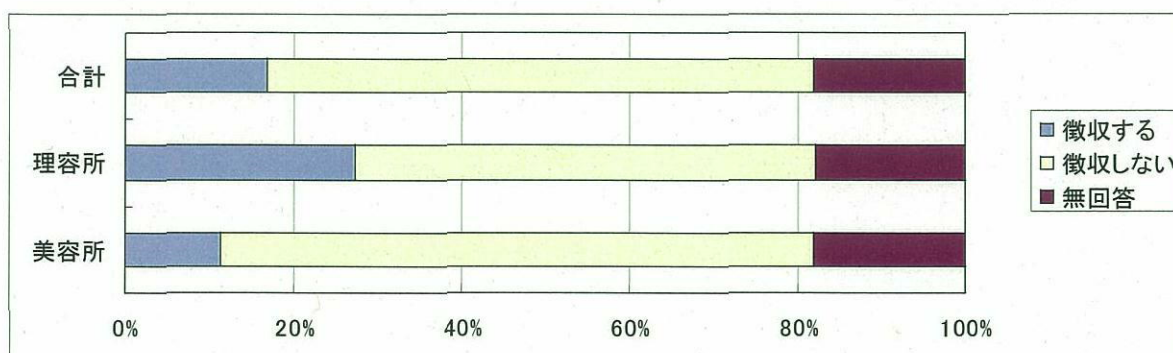
イ 実務実習生の受入れに関する苦情

実務実習生を受け入れる場合において、近隣の理容所又は美容所から「苦情を受けている」は5件（1.5%）、「苦情は受けていない」は301件（89.3%）となっている。

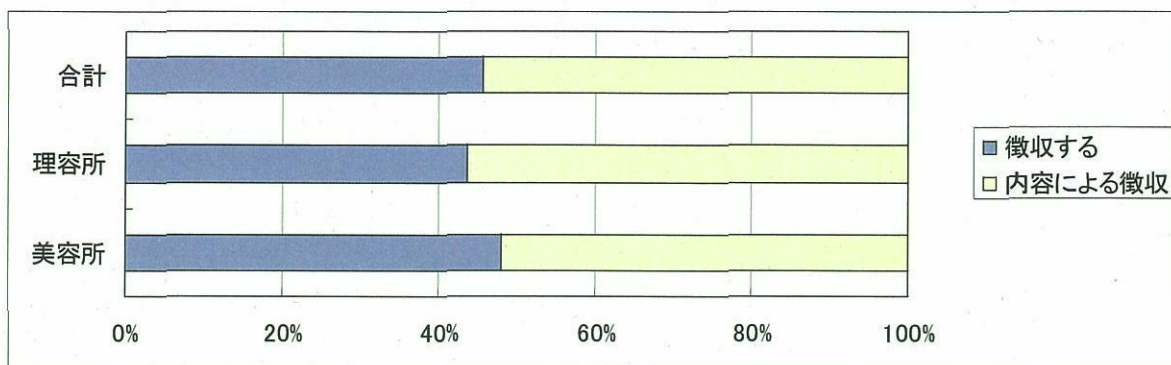


ウ 代金の徴収

実務実習生が行う理容行為又は美容行為に対し、「料金を徴収する」は57件（16.9%）、「代金を徴収しない」は219件（65.0%）となっている。



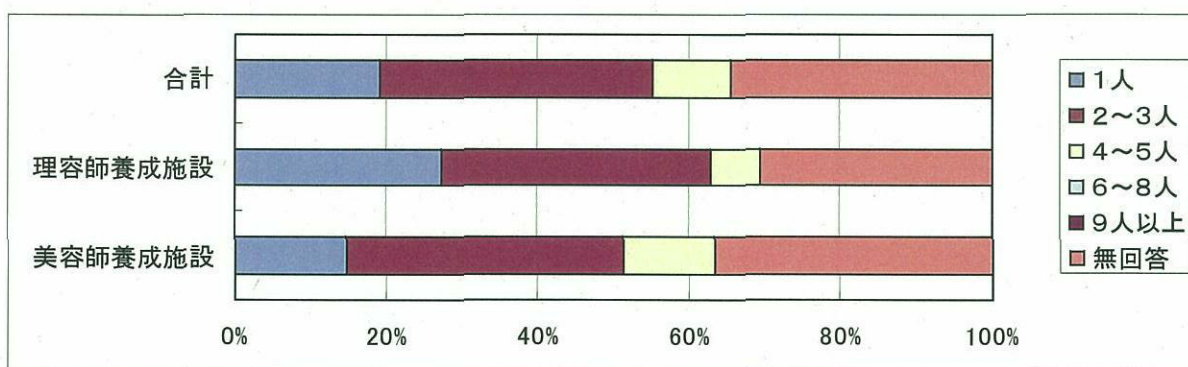
また、「代金を徴収する」57件（16.9%）のうち、「内容にかかわらず徴収する」が26件（45.6%）、「内容によって徴収する」が31件（54.4%）となっている。



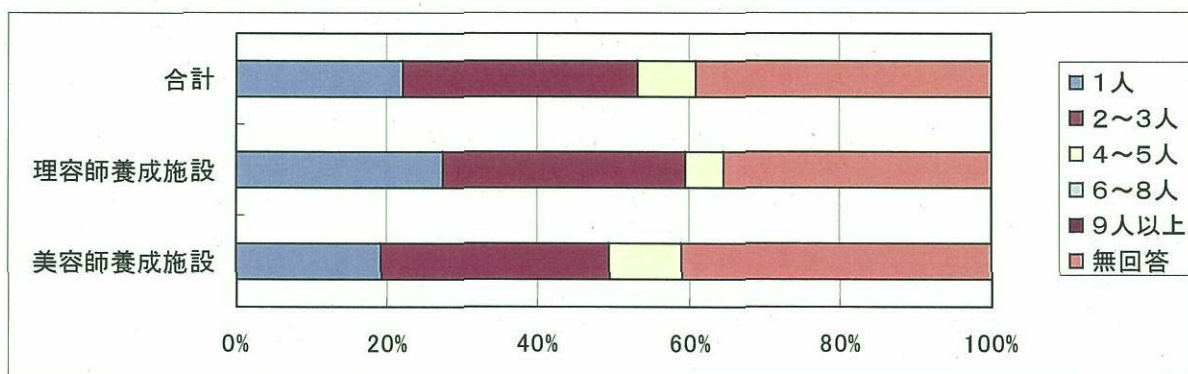
エ 顧客の状況

① 養成施設の状況

1人の実務実習生の1日当たりの平均顧客数について、実施計画上では、「2～3人」が64件（36.2%）、「1人」が34件（19.3%）が多い。

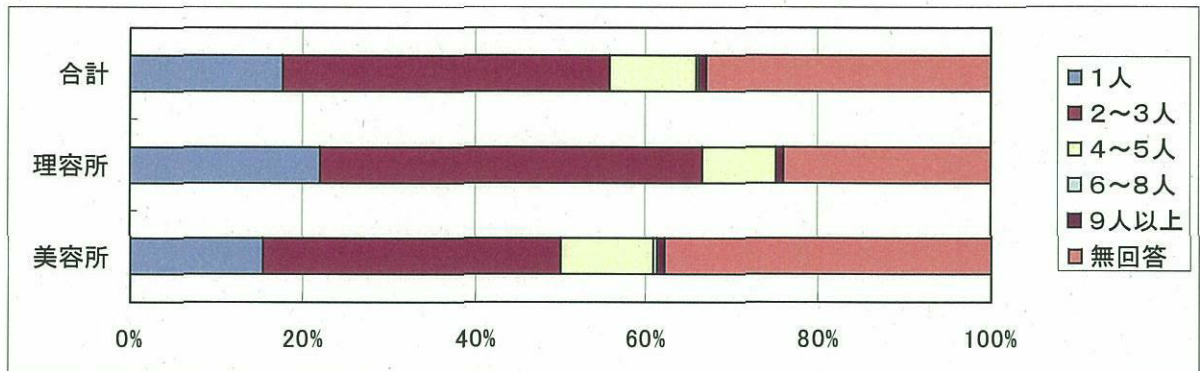


また、実行上においても、「2～3人」が55件（31.1%）、「1人」が39件（22.0%）と多くなっている。

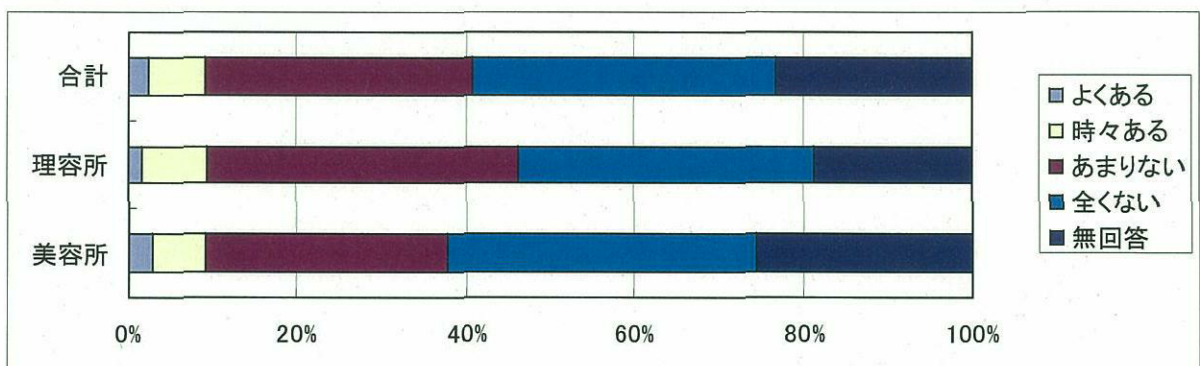


② 理容所・美容所の状況

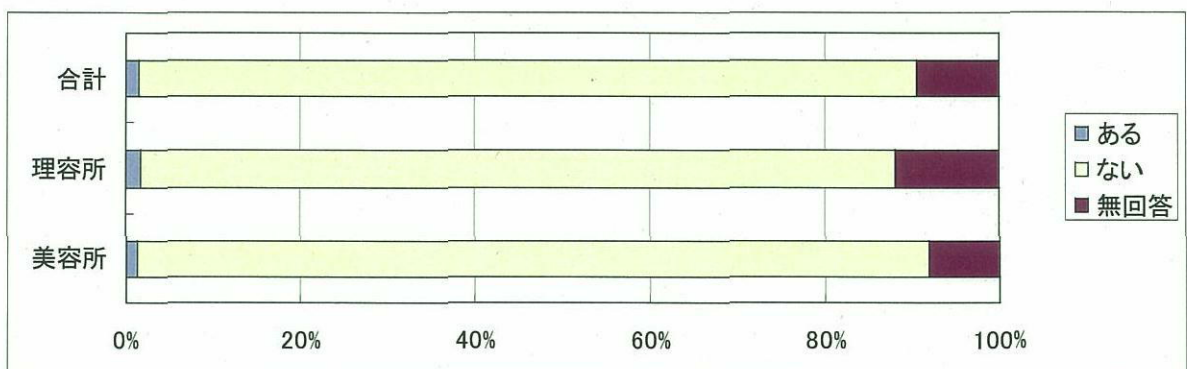
1人の実務実習生の1日当たりの平均顧客数は、「2～3人」が128件（38.0%）が最も多く、「1人」が60件（17.8%）、「4～5人」が34件（10.1%）、「9人以上」が3件（0.9%）、「6～8人」が1件（0.3%）の順になっている。



また、実習生が行う理容行為又は美容行為について、顧客に断られることが「よくある」は8件（2.4%）、「時々ある」は23件（6.8%）、「あまりない」は106件（31.5%）、「全くない」は122件（36.2%）となっている。



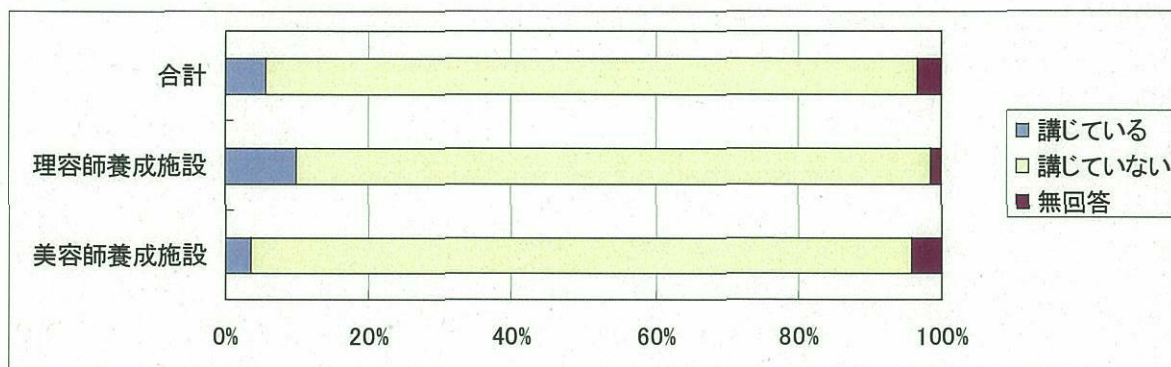
なお、「1人の実習生が1人の顧客に対して最初から最後まで理容行為又は美容行為を行っている」ものは5件（1.5%）となっている。



オ 顧客の確保方策

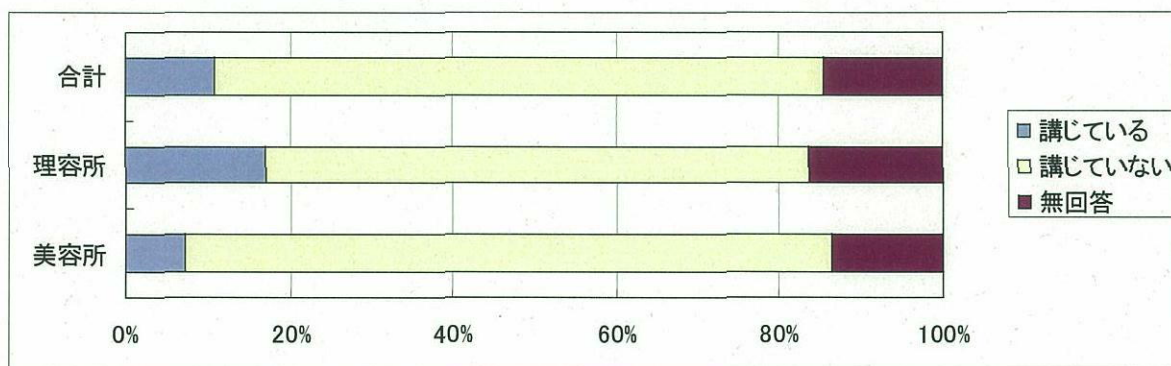
① 養成施設の状況

実務実習生の顧客を確保するための方策について、「講じている」は10件（5.7%）、「講じていない」は160件（90.9%）となっている。



② 理容所・美容所の状況

実務実習生の顧客を確保するための方策について、「講じている」は36件（10.7%）、「講じていない」は252件（74.8%）となっている。

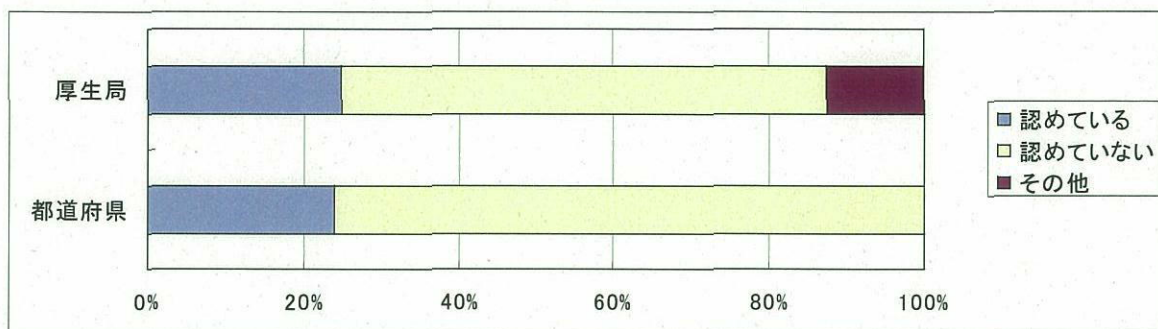


(4) 選択必修科目の専門教育科目の校外実習（実務実習）

ア 校外実習に関する指導状況

「専門教育科目の校外実習の実施について認めていない」としている厚生局は5件（62.5%）、都道府県は16件（76.2%）となっている。

なお、認めている厚生局2件（25.0%）においては、実施計画・評価、実施時期、時間数・実施回数、実習施設、指導者・指導内容について指導を行っている。

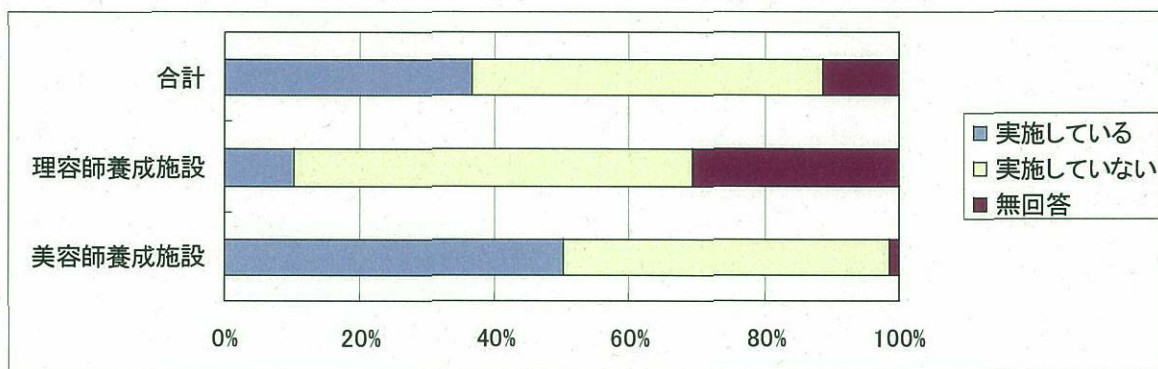


※ 都道府県については、「立入検査を実施している」と回答した21件を100%としている。

イ 校外実習の実施状況

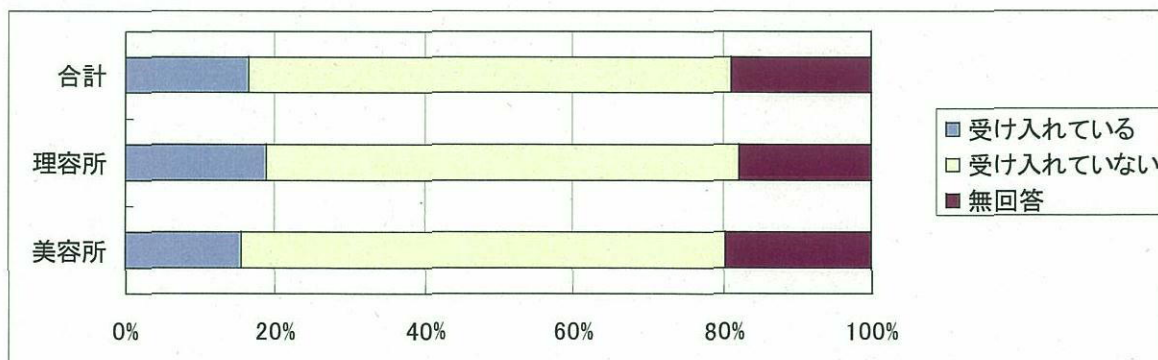
① 養成施設の状況

校外実習について、「実施している」は127件（36.7%）、「実施していない」は180施設（52.0%）となっている。



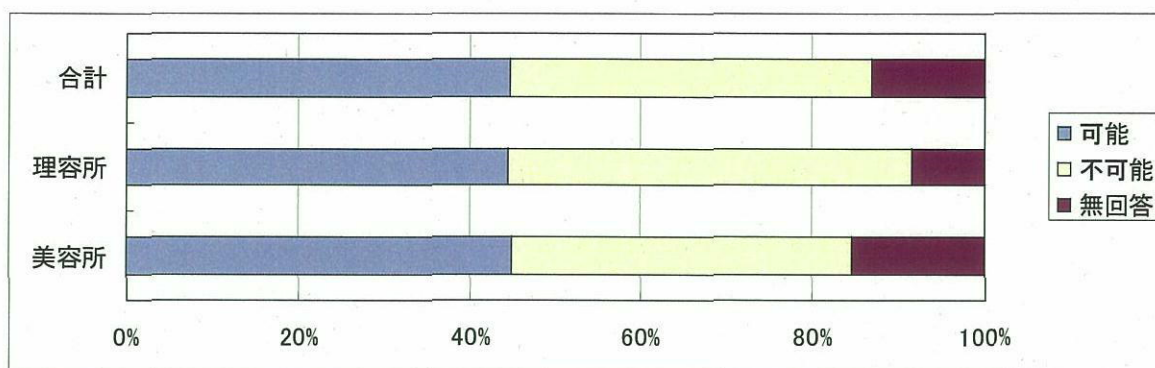
② 理容所・美容所の状況

校外実習の生徒について、「受け入れている」は56件（16.6%）、「受け入れていない」は217件（64.4%）となっている。



ウ 校外実習生の受入れの可否

校外実習生の受入れについて、「可能」は151件（44.8%）、「不可能」は142件（42.1%）となっている。



エ 実施科目

主な課目として、

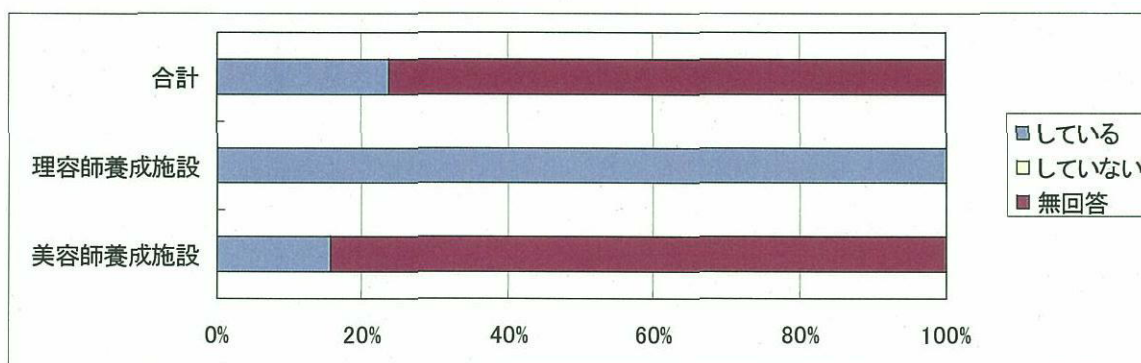
- ・理容・美容実習
- ・接客、清掃、
- ・社会福祉・ボランティア実習
- ・ブライダル
- ・日本文化 等

があげられる。

オ 実施計画及び実務記録

① 養成施設の状況

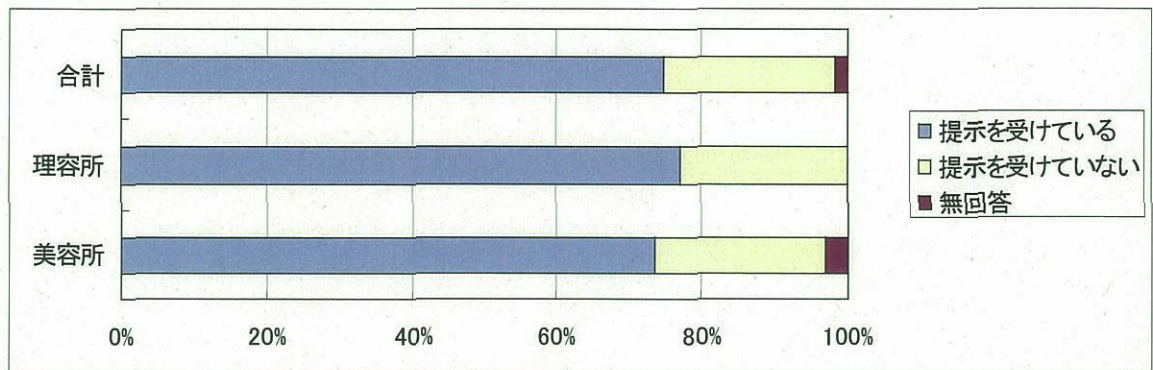
専門教育科課目の実習を行うに当たっての実施計画の作成について、「作成している」は30件（23.6%）、「作成していない」は0件（0.0%）となっている。



② 理容所又は美容所の状況

理容所又は美容所においては、「実施計画の提示を受けている」は、42件（75.0%）、「提示を受けていない」は13件（23.2%）となっている。

また、実務記録について、「記録している」は43件（76.8%）、「記録していない」は12件（21.4%）となっている。

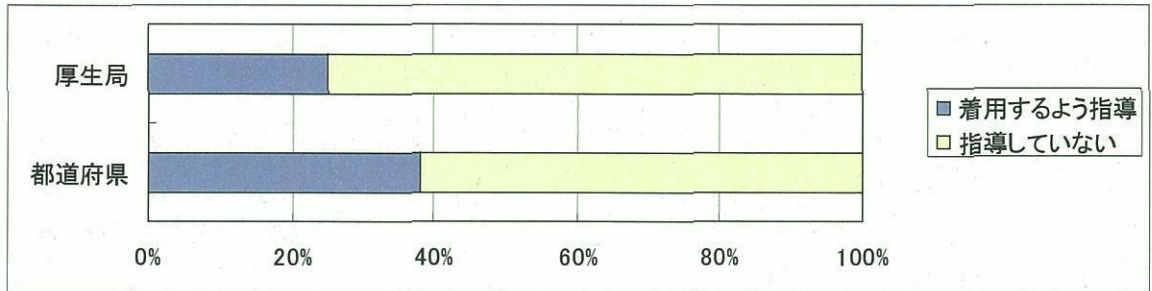


(5) 名札等の着用

ア 名札等の着用に関する指導状況

① 養成施設の状況

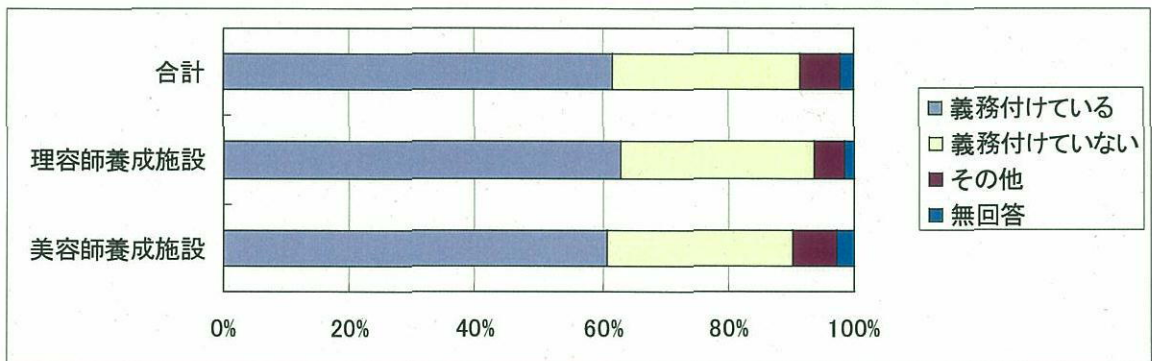
実務実習を行う際、実務実習生であることが顧客に認識できるよう「名札等の標識の着用の義務付けを指導している」厚生局は2件（25.0%）、都道府県は8件（38.1%）となっている。



※ 都道府県については、「立入検査を実施している」と回答した21件を100%としている。

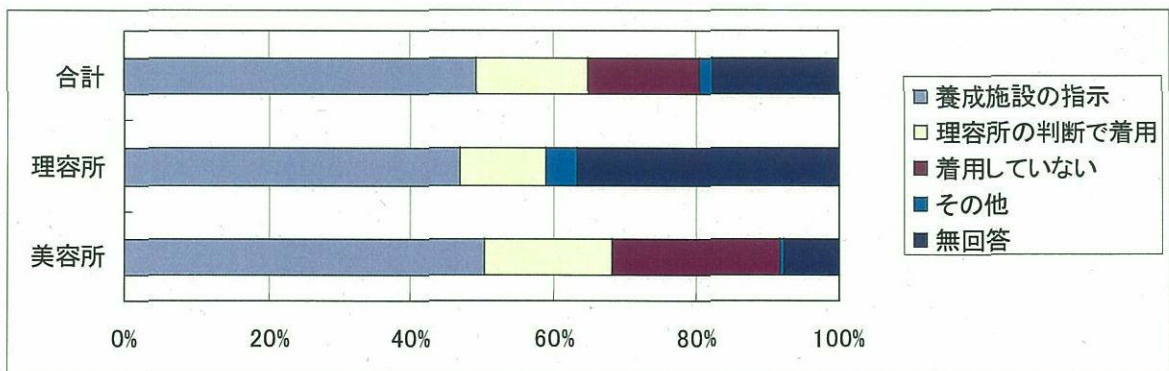
② 養成施設の状況

名札等について、「着用を義務付けている」は109件（61.6%）、「義務付けていない」は53件（29.9%）となっている。



③ 理容所・美容所の状況

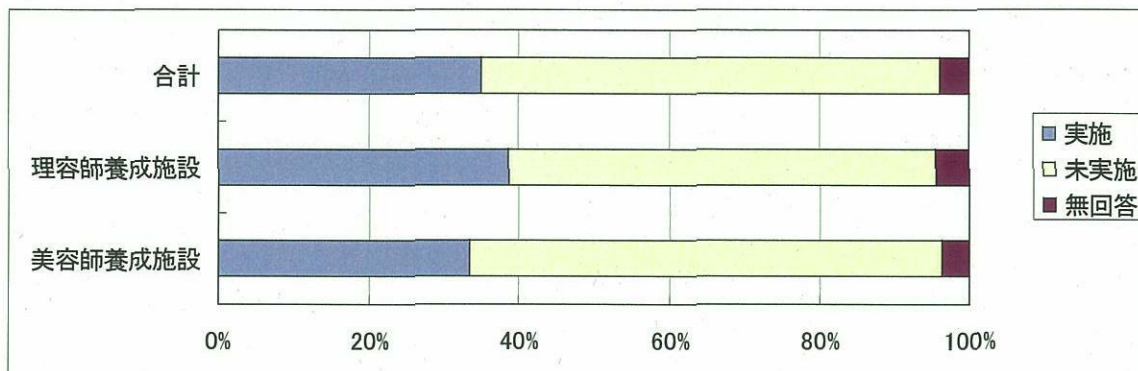
名札等の着用について、「養成施設の指示により義務付けている」は166件（49.3%）、「理容所・美容所の判断で着用を義務付けている」は53件（15.7%）、「着用していない」は52件（15.4%）となっている。



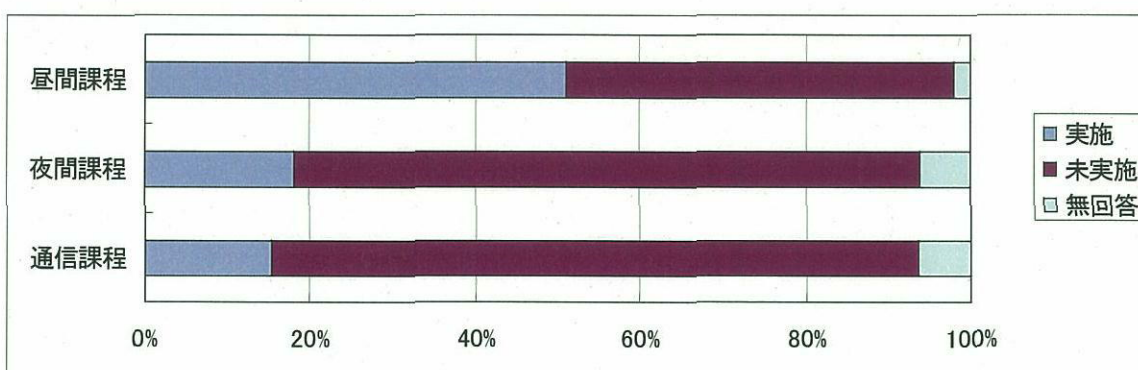
(6) 実務実習の実施状況

ア 実施状況

理容所又は美容所で行う実務実習について、「実施している」養成施設は35.0%、「実施していない」養成施設は61.0%となっている。



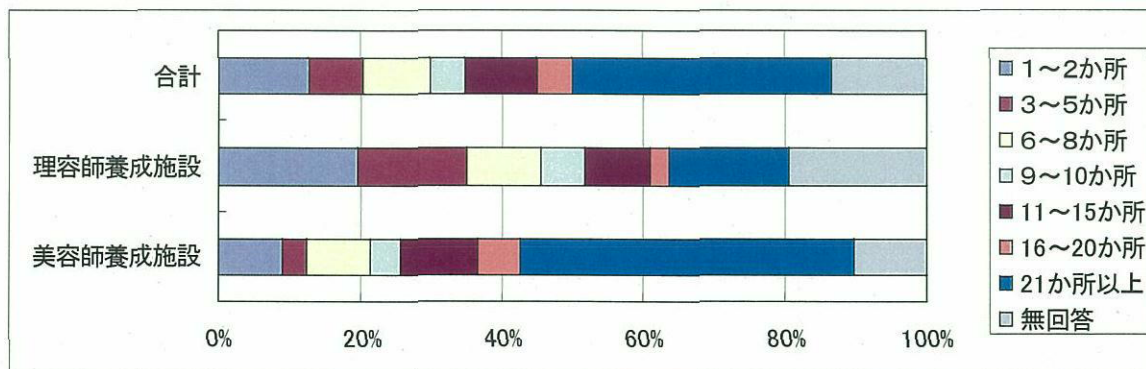
課程別に「実施している」養成施設をみると、「昼間課程」は177件 (51.2%)、「夜間課程」は6件 (18.2%)、「通信課程」は39件 (15.3%) となっている。



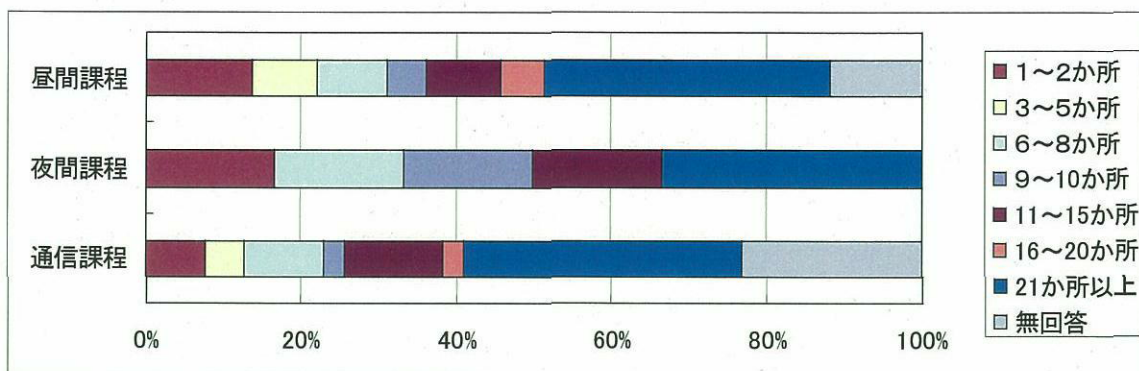
イ 委託及び受け入れの状況

① 養成施設の状況

実務実習を行う理容所又は美容所の委託数について、「21か所以上」が36.5%と一番多く、「1～2か所」が12.6%、「11～15か所」が10.4%、「6～8か所」が9.5%の順となっている。

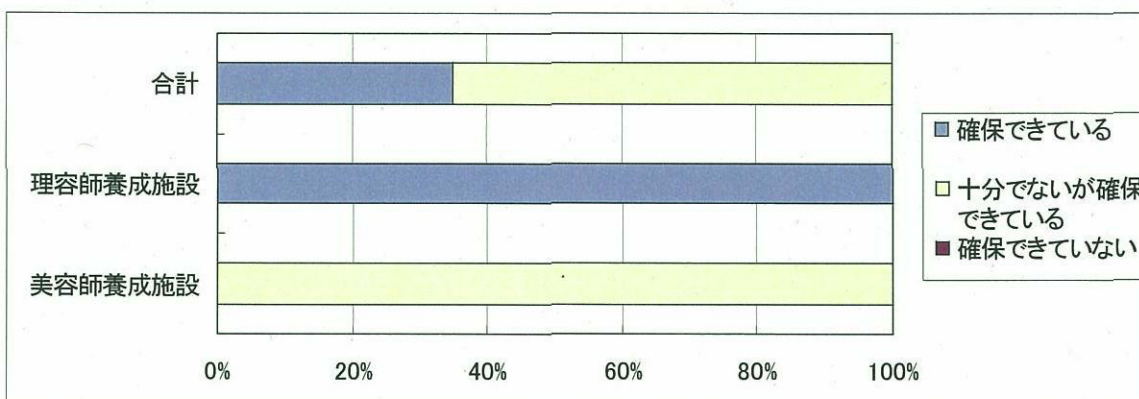


課程別にみると、「21か所以上」が一番多く、「昼間課程」は65件（36.7%）、「夜間課程」は2件（33.3%）、「通信課程」は14件（35.9%）となっている。



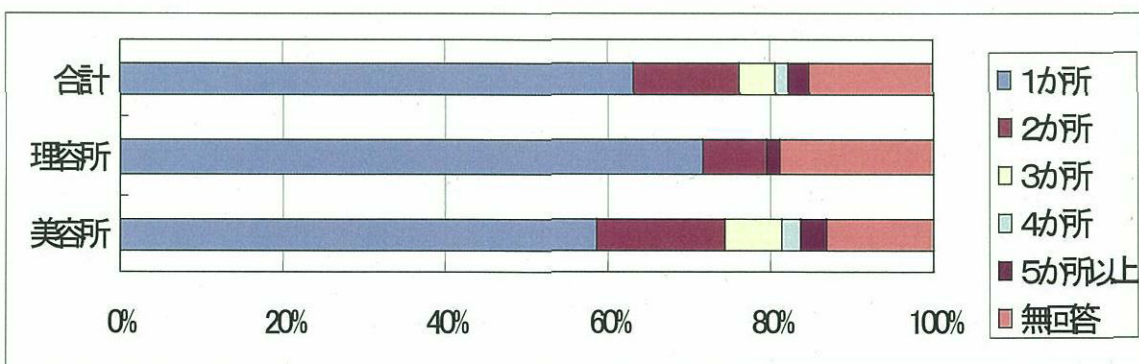
また、実習場所となる理容所・美容所数について、「十分に確保できている」は62件（35.0%）、「十分ではないが支障がない程度に確保できている」は115件（65.0%）となっている。

なお、理容師養成施設及び美容師養成施設別にみると、理容師養成施設では、「十分に確保できている」が62件（100.0%）、美容師養成施設では、「十分ではないが支障がない程度に確保できている」が115件（100.0%）となっている。

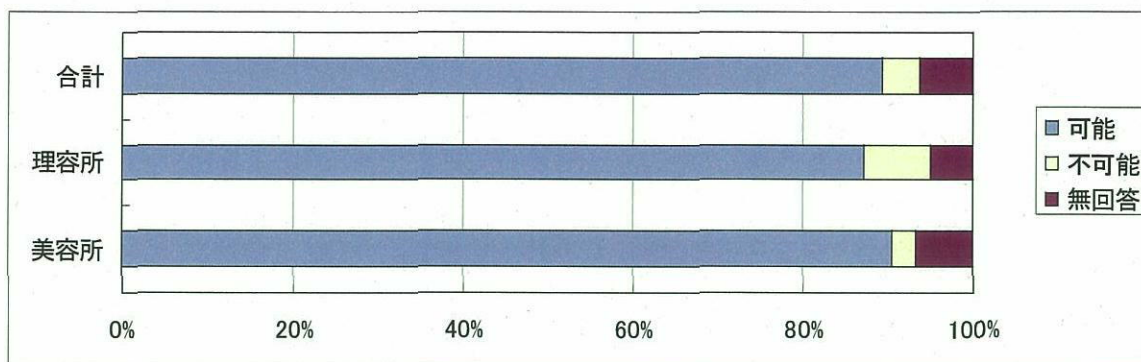


② 理容所・美容所の状況

1 理容所及び美容所が実務実習生を受け入れている養成施設数は、「1か所」が213件（63.2%）と一番多く、「2か所」が44件（13.1%）、「3か所」が15件（4.5%）の順となっている。



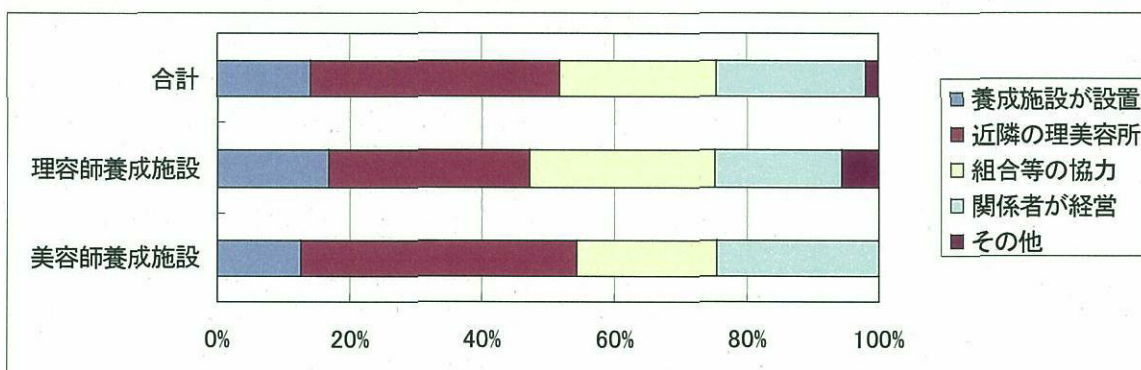
また、実務実習生の受入れの可否について、「可能」は301件（89.3%）、「不可能」は15件（4.5%）となっている。



ウ 実務実習場所の選定について

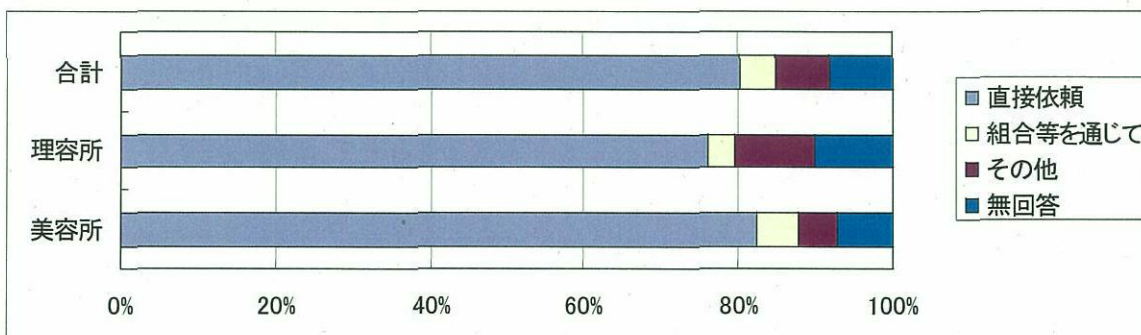
① 養成施設の状況

理容所又は美容所の選定方法に当たっては、「自ら近隣の理容所又は美容所にお願いしている」が91件（37.8%）と最も多く、「生活衛生同業組合等関係機関の下に選定している」が57件（23.7%）、「養成施設の関係者が経営する理容所又は美容所を選定している」54件（22.4%）、「養成施設が設置する理容所又は美容所を選定している」が34件（14.1%）の順となっている。



② 理容所・美容所の状況

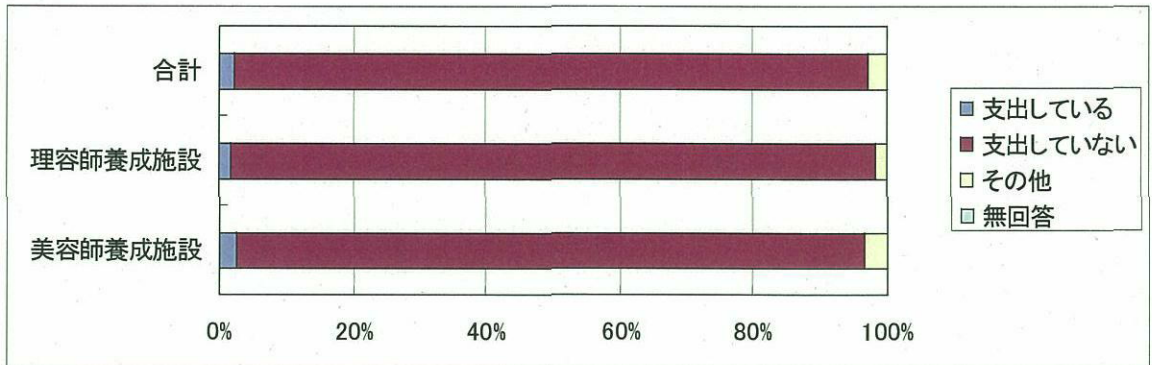
理容所又は美容所では、「直接、養成施設から依頼」が、270件（80.1%）となっている。



エ 理容所又は美容所に対する実務実習生の受入費用

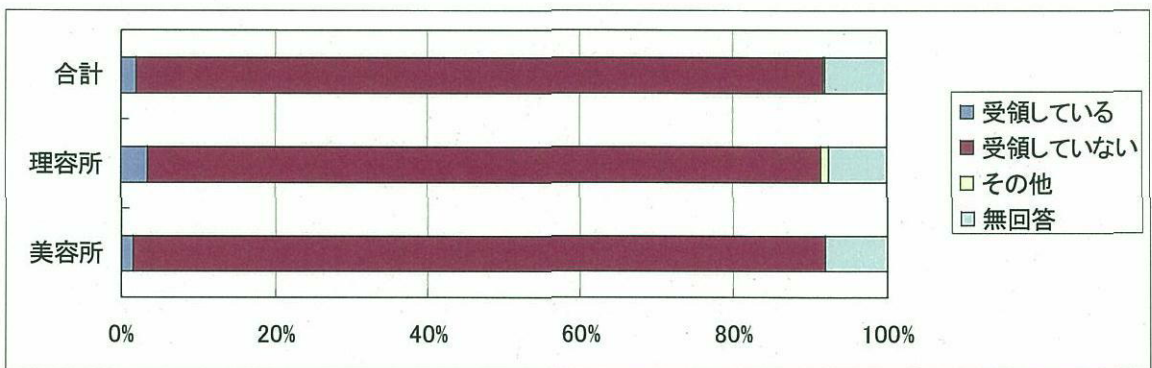
① 養成施設の状況

実務実習生を受入れに当たって、理容所又は美容所に受入費用を支出している養成施設は4件（2.2%）となっている。



② 理容所・美容所の状況

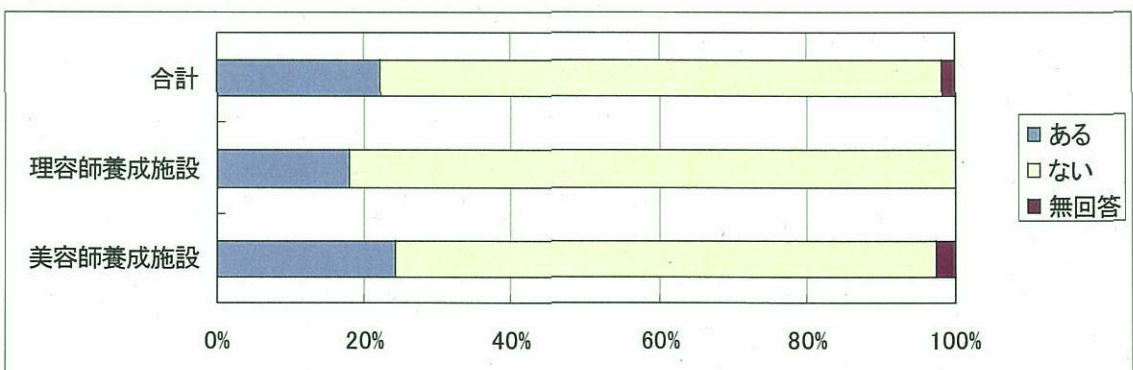
養成施設から実務実習の受け入れに当たって受入費用を受領している理容所・美容所は、7件（2.1%）となっている。



オ 実務実習に関する問題点

① 養成施設の状況

実務実習に関する問題点として、「問題がある」とした養成施設は39件（22.2%）となっている。



② 理容所・美容所の状況

「問題がある」として理容所又は美容所は53件（15.7%）となっている。



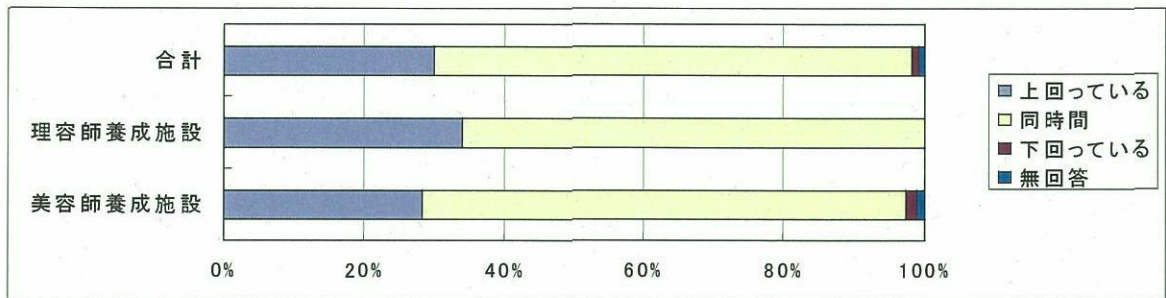
4 通信課程について

(1) 教育の充実について

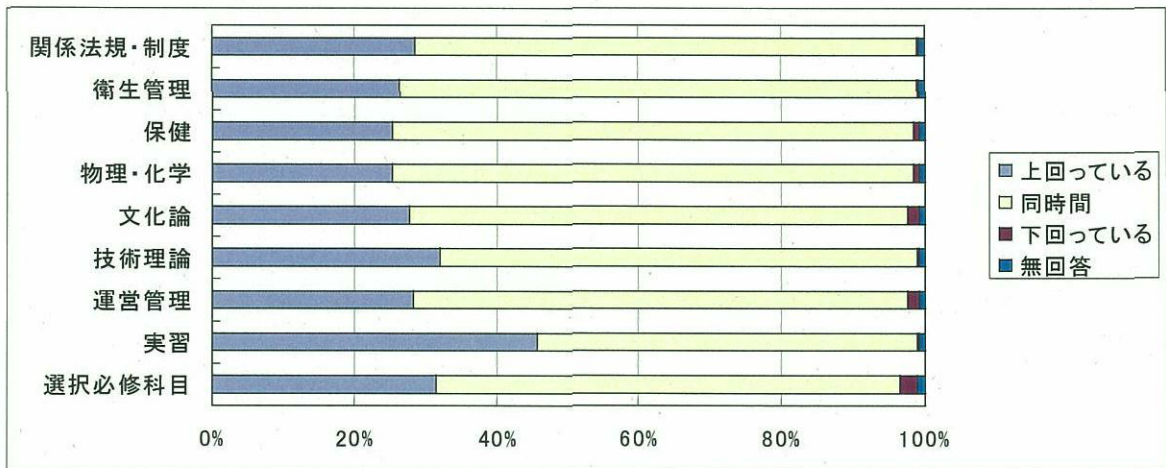
ア 面接授業について

(ア) 授業時間数について

面接授業の総授業時間数について、「基準となる授業時間数を上回っている」は30.1%、「基準となる授業時間数と同時間」は68.1%、「基準となる授業時間数を下回っている」は1.0%となっている。

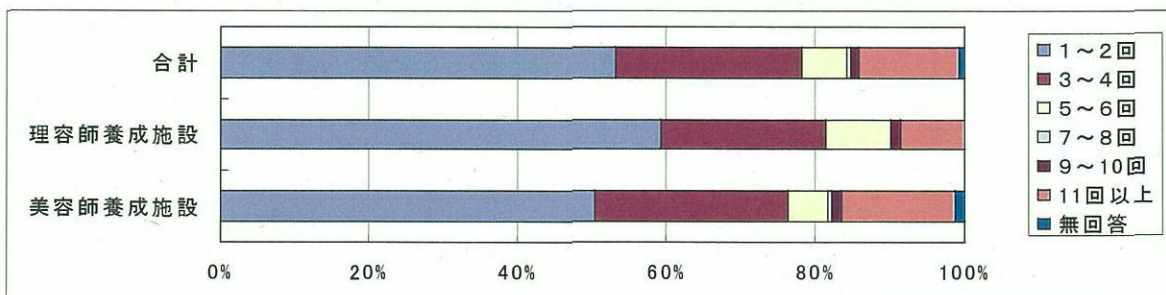


科目別にみると、それぞれの課目で1～6件（0.4～2.3%）が基準となる授業時間数を下回っている養成施設がある。



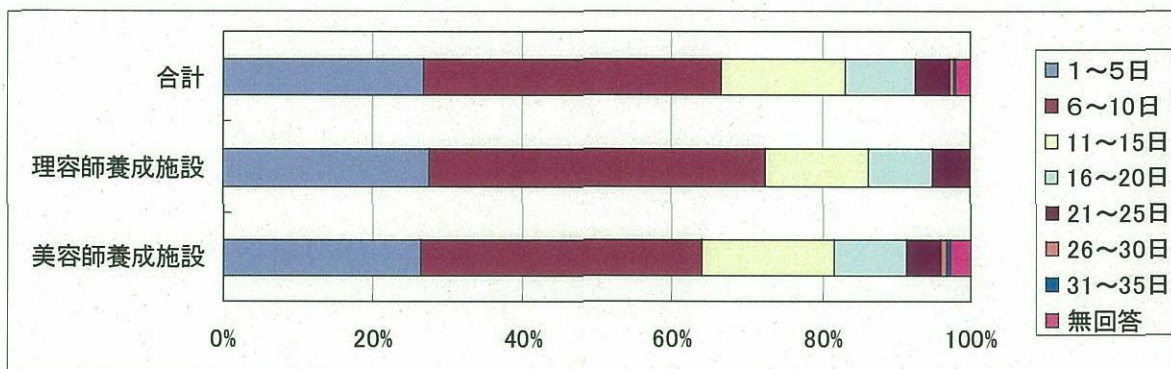
(イ) 実施回数及び実施時期

1年間の実施回数は、「1～2回」が136件（53.1%）と最も多く、「3～4回」は64件（25.0%）、「5～6回」は16件（6.3%）となっており、「11回以上」は34件（13.3%）となっている。



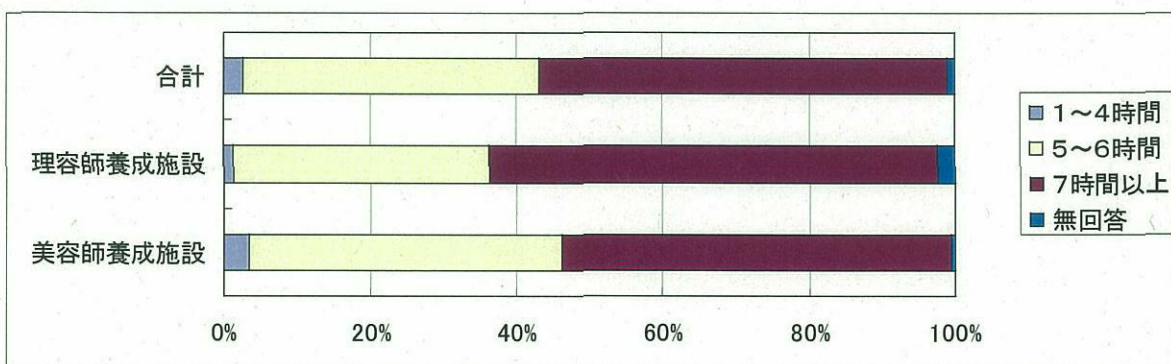
(ウ) 1回当たりの日数

1回当たりの面接授業の日数は、「6～10日」が102件（40.0%）と最も多く、「1～5日」が68件（26.7%）、「11～15日」が42件（16.5%）の順となっている。



(エ) 1日当たりの時間数

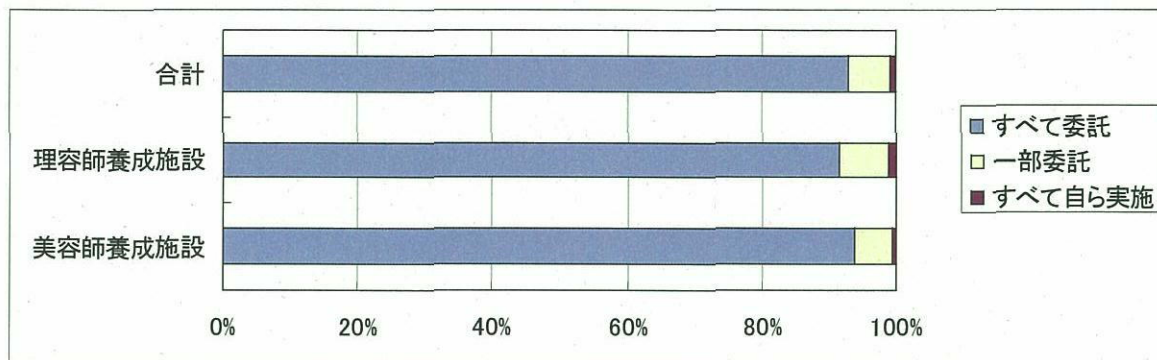
1日当たりの面接授業の時間数は、「7時間以上」が142件（55.7%）と最も多く、「5～6時間」が103件（40.4%）、「1～4時間」が7件（2.7%）の順となっている。



イ 添削指導について

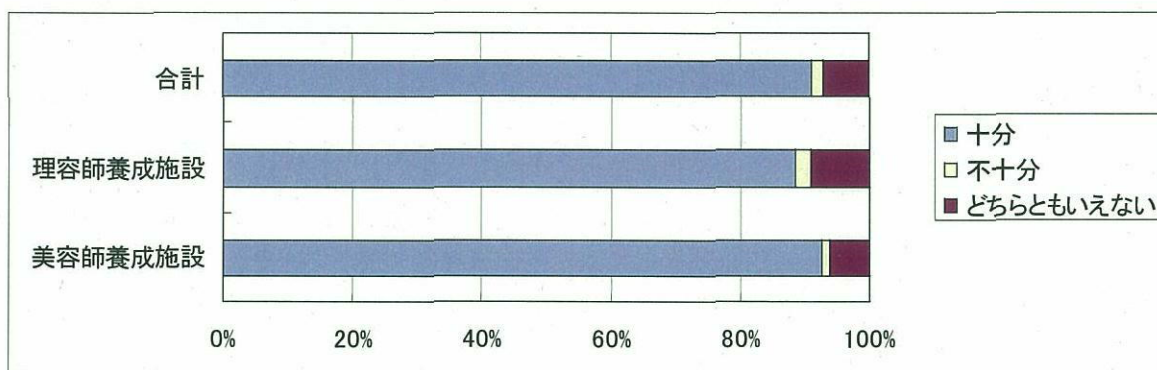
(ア) 委託状況

添削指導を社団法人日本理容美容教育センターに「すべて委託している」は241件（93.1%）、「一部委託」は16件（6.2%）、「すべて自らの養成施設で実施」は2件（0.8%）となっている。



(イ) 内容

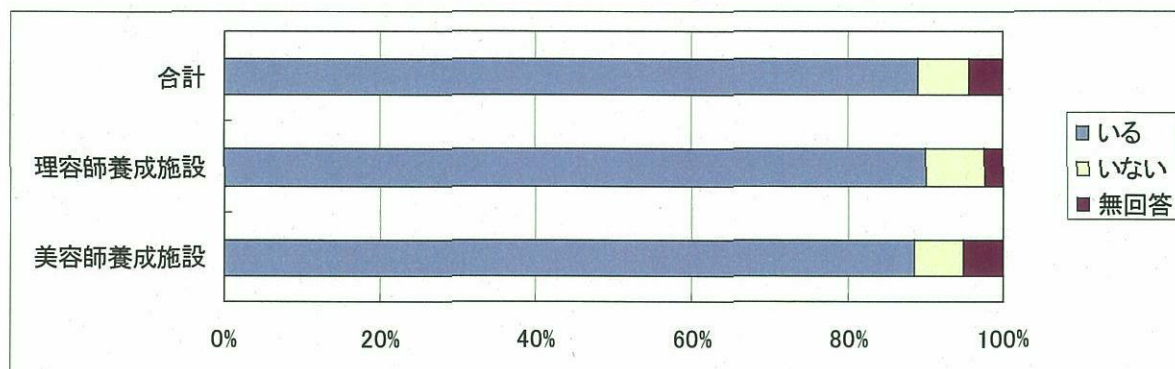
社団法人日本理容美容教育センターが行う添削指導の内容について、「十分である」は221件（91.3%）、「不十分である」は4件（1.7%）となっている。



(2) 理容所又は美容所に従事している生徒について

ア 理容所又は美容所に従事している生徒の有無

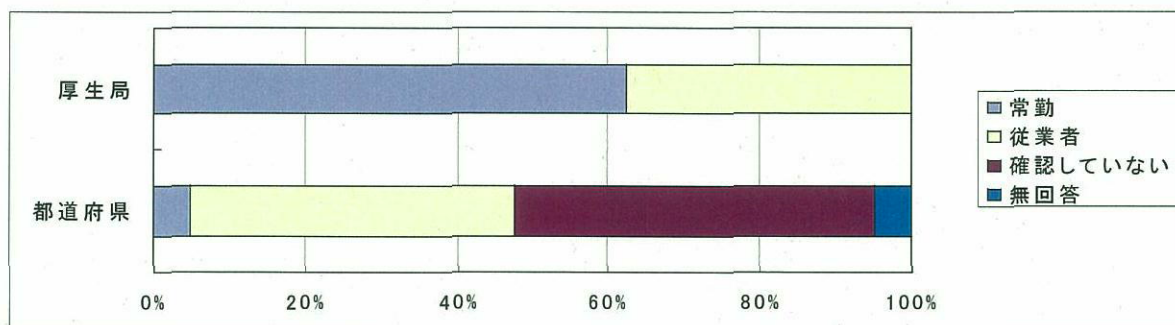
「理容所又は美容所に従事している生徒がいる」養成施設は227件（89.0%）となっている。



イ 常勤雇用者であることの確認

① 厚生局及び都道府県の指導状況

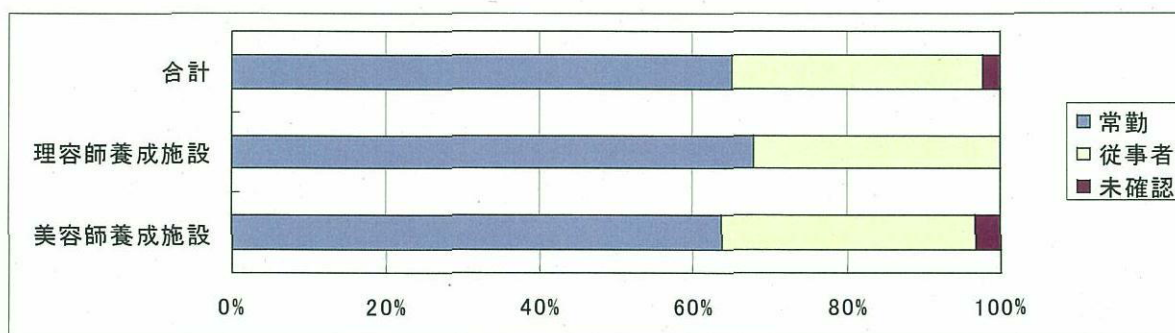
理容所又は美容所において補助的業務に従事している生徒に対する授業時間数の緩和について、「理容所又は美容所に常勤として従事している者であることを指導・確認している」厚生局は5件（62.5%）、都道府県は1件（4.8%）、「理容所又は美容所に従事している者であることを指導・確認している」厚生局は3件（37.5%）、都道府県は9件（42.9%）となっている。



※ 都道府県については、「立入検査を実施している」と回答した21件を100%としている。

② 養成施設の状況

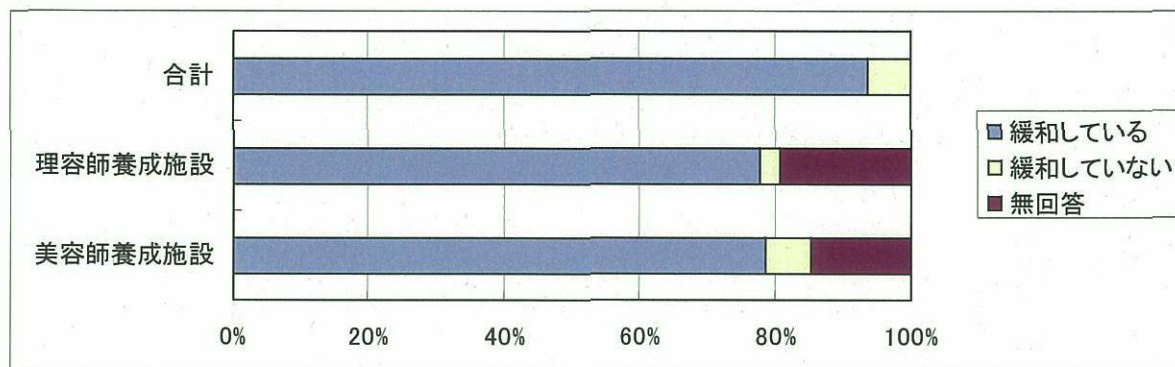
理容所又は美容所に「常勤として従事している者であることを確認している」は116件（65.2%）、「従事していることを確認している」は58件（32.6%）、「確認していない」は4件（2.2%）となっている。



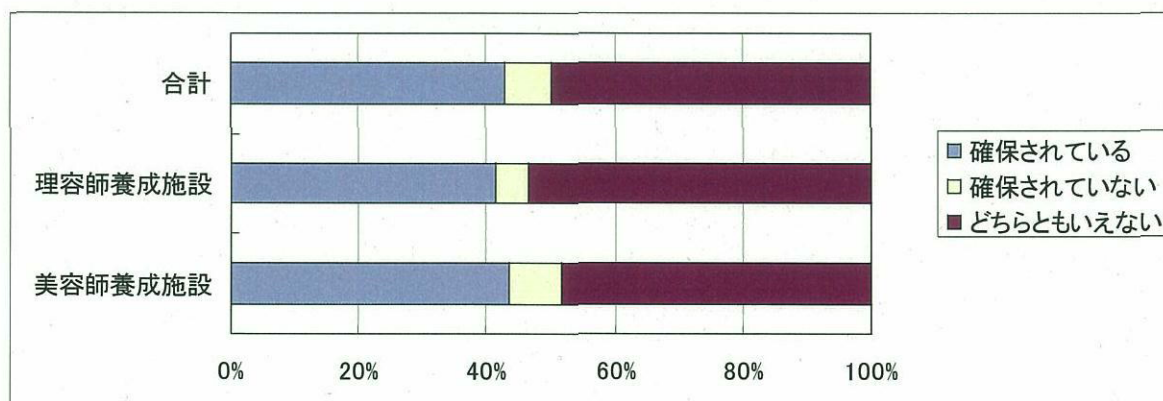
ウ 理容所又は美容所に従事している生徒に対する面接授業の時間数の緩和

① 養成施設の状況

理容所又は美容所において補助的業務に従事している生徒について、「面接授業の授業時間数を緩和している」は178件（93.7%）、「緩和していない」は12件（6.3%）となっている。

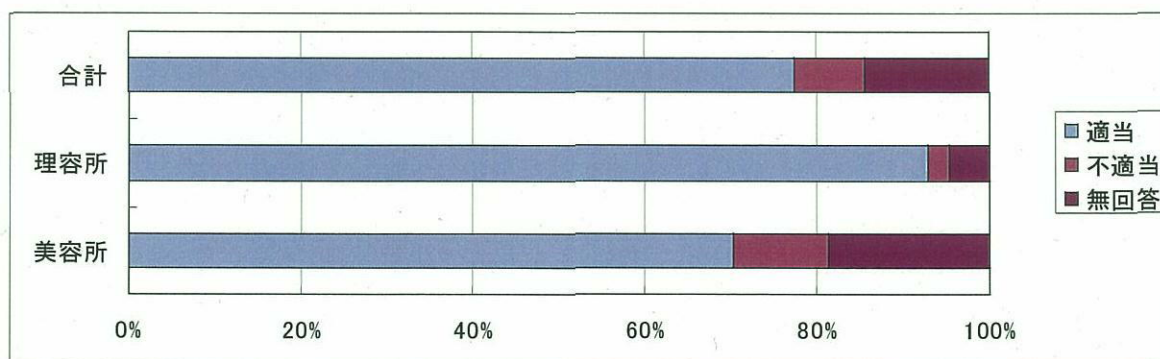


また、緩和している場合における学習の質について、「確保されている」は77件（42.8%）、「確保されていない」は13件（7.2%）、「どちらとも言えない」は90件（50.0%）となっている。



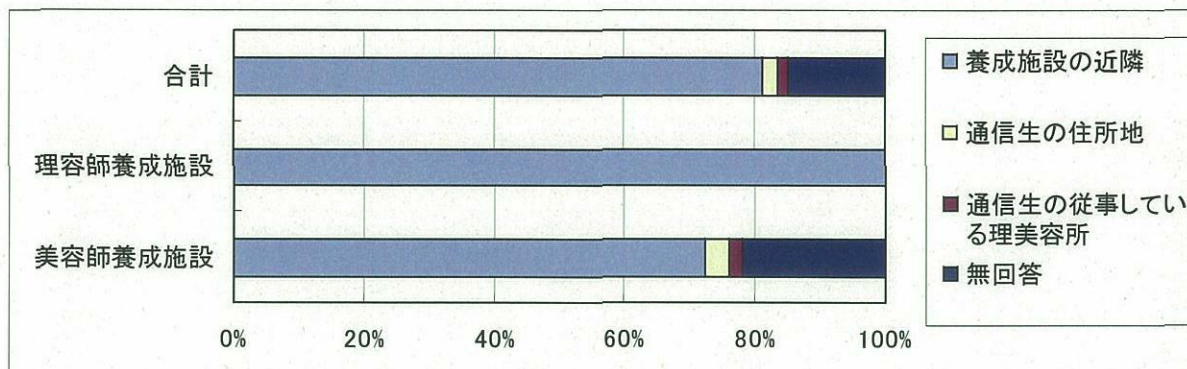
② 理容所・美容所の状況

理容所又は美容所に従事している通信課程の生徒の面接授業時間数の緩和について、「適当」は103件（77.4%）、「不適当」は11件（8.3%）となっている。



(3) 通信課程の実務実習の場所について

通信課程の生徒に対する実務実習の場所について、「養成施設の近隣の理容所又は美容所」は208件（81.3%）、「通信課程の生徒の住所地の理容所又は美容所」は6件（2.3%）、「通信課程の生徒が従事している理容所又は美容所」は4件（1.6%）となっている。



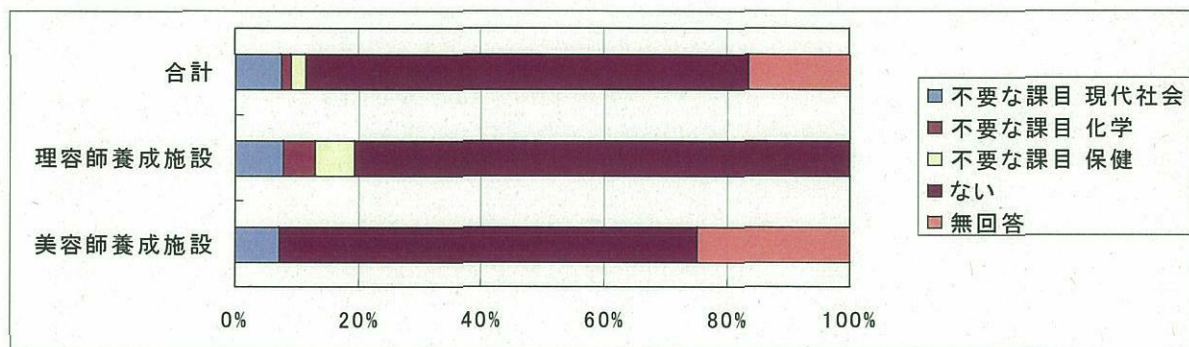
5 中学校卒業者に対する講習について

(1) 講習の状況

ア 講習科目

講習科目のうち不必要と思われる科目について、「不必要な科目がある」は26件 (11.3%)、「不必要な科目ない」は167件 (72.3%) となっている。

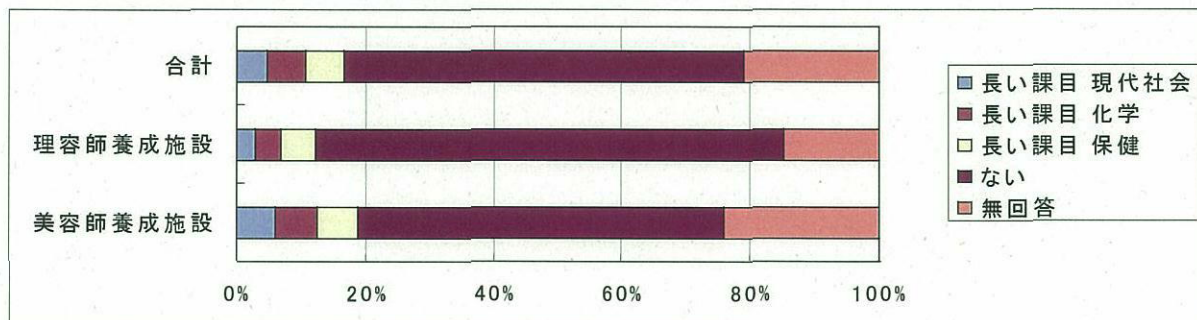
また、「不必要な科目がある」26件 (11.3%) のうち、「現代社会」は17件 (65.4%)、「化学」は4件 (15.4%)、「保健」は6件 (19.2%) となっている。



イ 講習時間

講習時間数が多いと思われる科目について、「多い科目がある」は38件 (16.7%)、「多い科目はない」は141件 (62.1%) となっている。

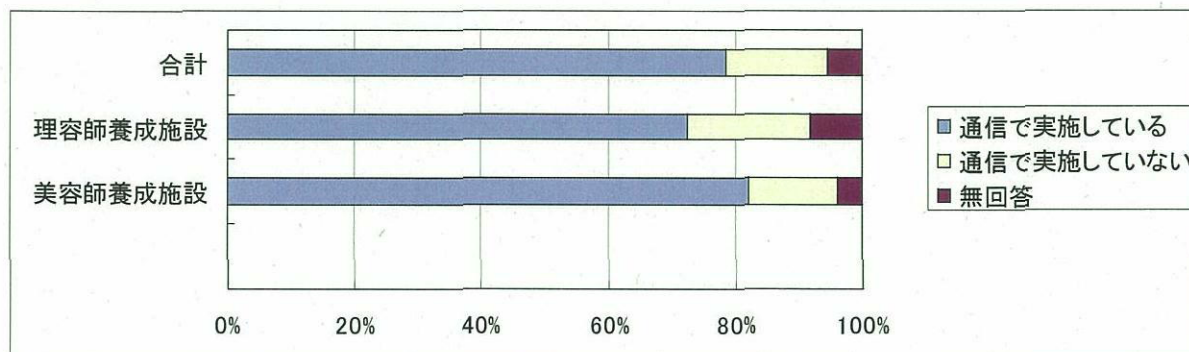
また、「多い科目がある」38件 (16.7%) のうち、「現代社会」は11件 (28.9%)、「化学」13件 (34.2%)、「保健」14件 (36.8%) となっている。



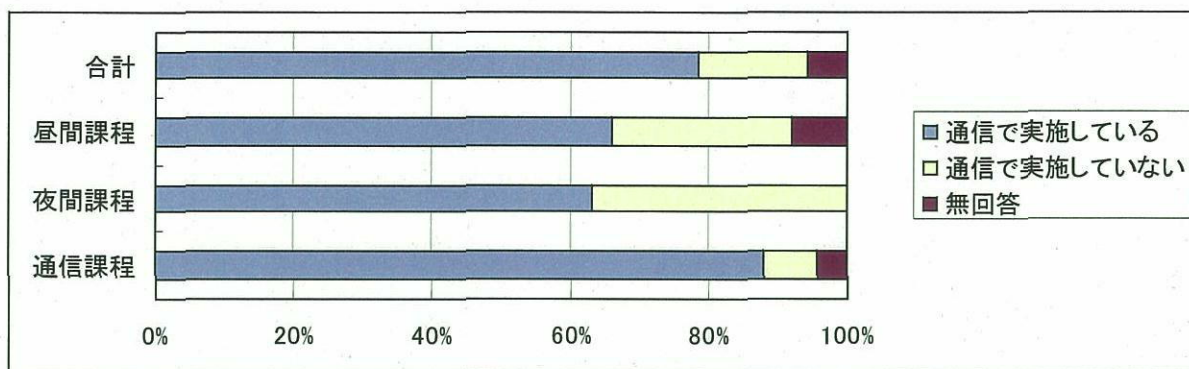
ウ 通信制の導入について

① 養成施設の状況

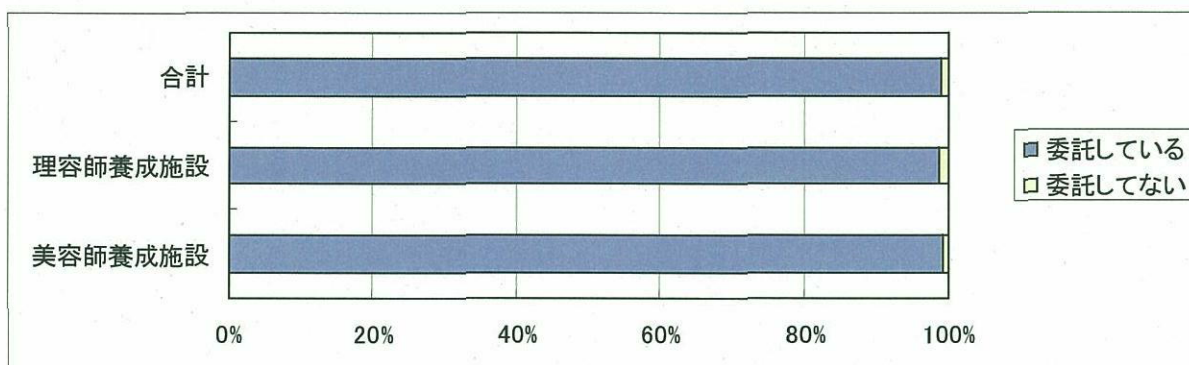
講習について、「通信授業により実施している」養成施設は78.7%となっている。



また、課程別でみると、「昼間課程」は98件（66.2%）、「夜間課程」12件（63.2%）、「通信課程」200件（88.1%）となっている。



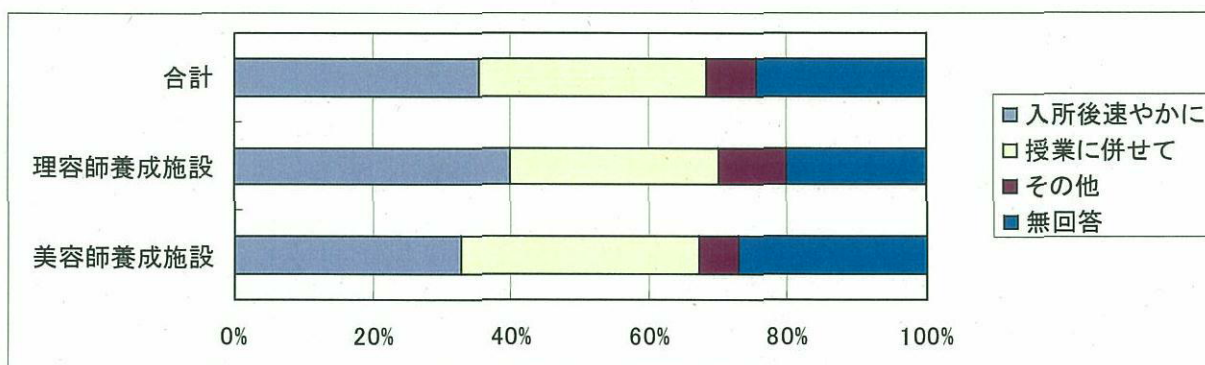
なお、通信授業における添削指導について、社団法人日本理容美容教育センターに「委託している」養成施設は204件（89.9%）となっている。



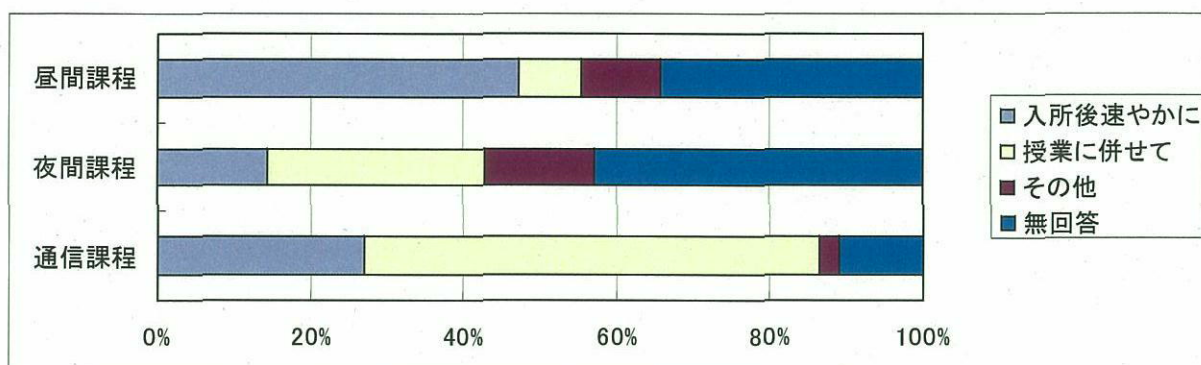
エ 時間配分

① 養成施設の状況

通信授業以外の方法により実施している講習について、「入所後速やかに連続して実施している」養成施設は35.4%、「必修科目の教授時期に合わせて実施している」は32.9%となっている。

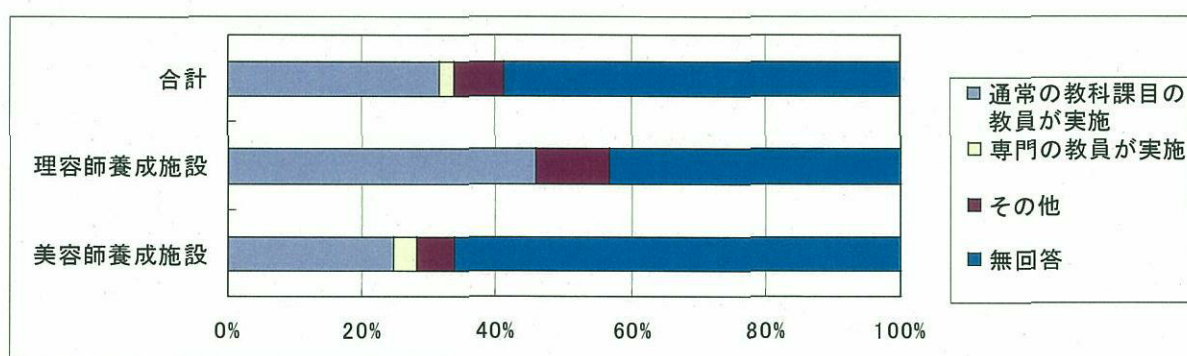


また、課程別でみると、昼間課程では、「入所後速やかに実施」は18件（47.4%）、「必修科目に合わせて実施」は3件（7.9%）、「夜間課程」では、「入所後速やかに実施」は1件（14.3%）、「必修科目に合わせて実施」は2件（28.6%）、「通信課程」では、「入所後速やかに実施」は10件（27.0%）、「必修科目に合わせて実施」は22件（59.5%）となっている。



オ 教員の状況

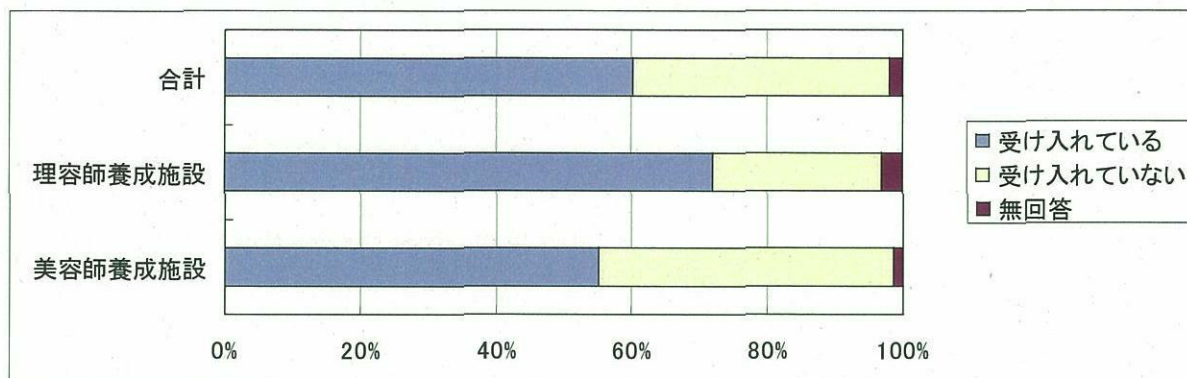
中学校卒業生に対する「現代社会」、「化学」、「保健」の講習について、「通常の教科課目を教授している教員が講習を行っている」は72件（31.7%）、「専門の教員が行っている」は5件（2.2%）となっている。



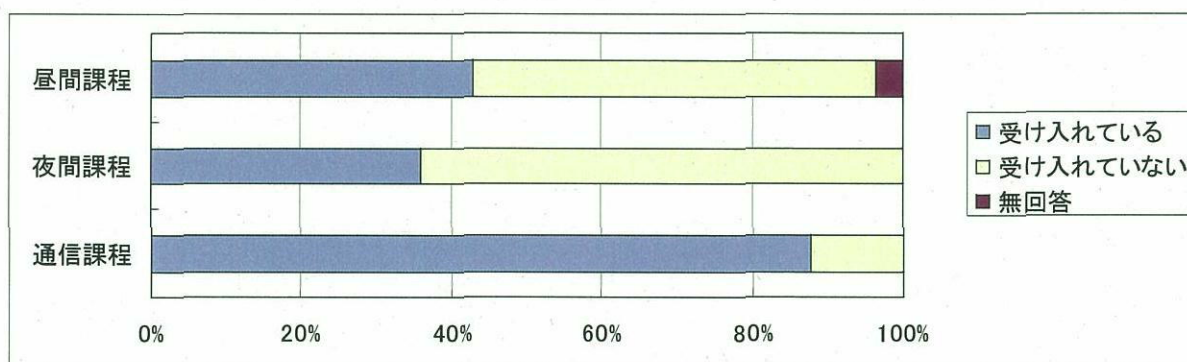
(2) 入所状況

ア 受入施設数

「中学校卒業生を受け入れている」養成施設は60.4%、「受け入れていない」養成施設は37.7%となっている。



また、受け入れている養成施設を課程別にみると、「昼間課程」は148件 (42.8%)、「夜間課程」14件 (35.9%)、「通信課程」227件 (87.6%) となっている。

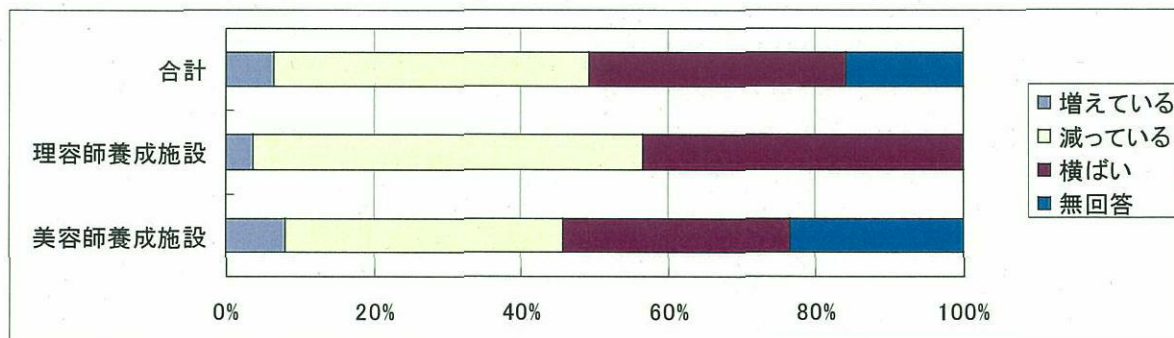


イ 入所者数

平成18年秋及び平成19年春の「全入所者数に対する中学校卒業生の入所割合」は、14.7%となっており、課程別にみると、「昼間課程」は7.1%、「夜間課程」は18.8%、「通信課程」は24.6%となっている。

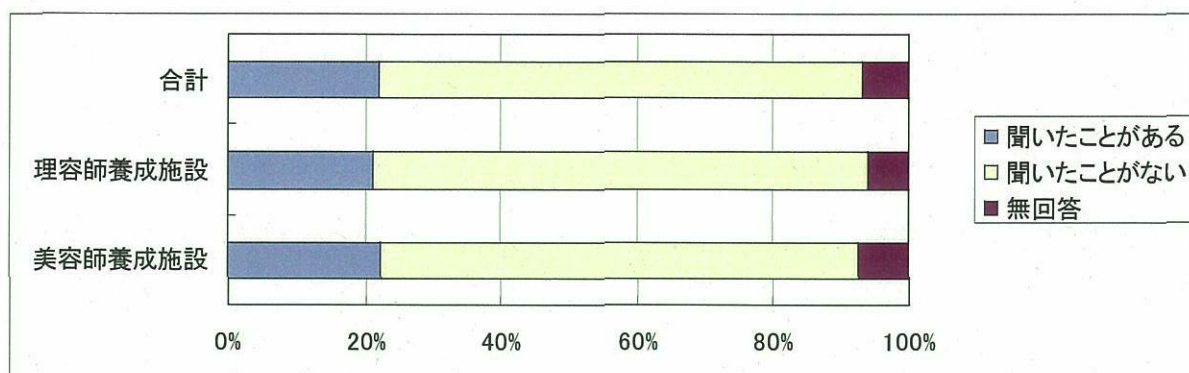
また、平成18年秋及び平成19年春の「全入所者数に対する中学校卒業生の卒業割合割合」は、11.9%となっており、課程別にみると、「昼間課程」は5.1%、「夜間課程」は11.6%、「通信課程」は20.6%となっている。

また、ここ数年の中学校卒業生の入所について、「増加している」は17件 (6.6%)、「減少している」は110件 (42.6%)、「横ばいである」は90件 (34.9%) となっている。



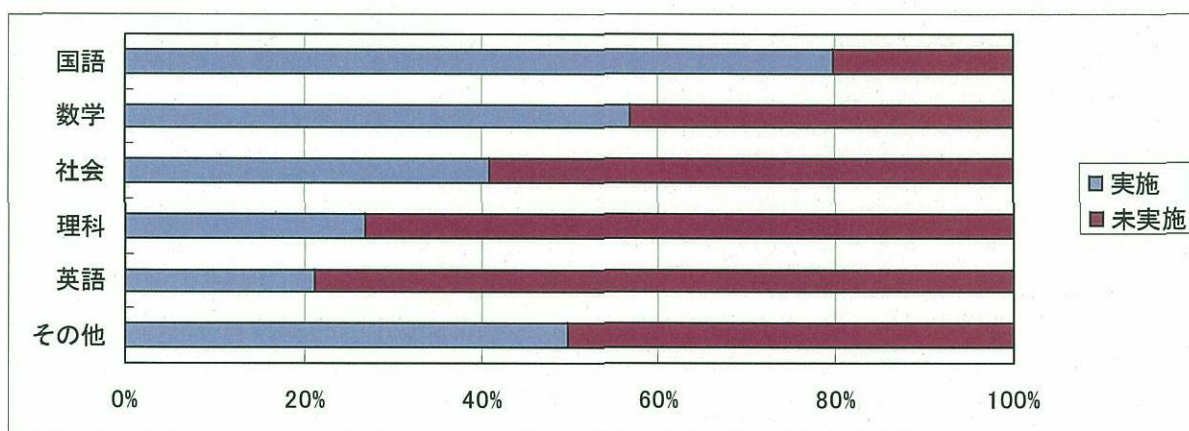
イ 入所しやすさ

中学校卒業者が入所しにくいとの意見について、「聞いたことがある」とした養成施設は76件（22.0%）、「聞いたことがない」は246件（71.1%）となっている。



ウ 入所試験

養成施設に入所する際の入所試験の課目について、国語は181件（79.9%）、「数学」は129件（56.8%）、「社会」は93件（41.0%）、「理科」は61件（26.9%）、「英語」は48件（21.1%）、「その他」は113件（49.8%）となっている。

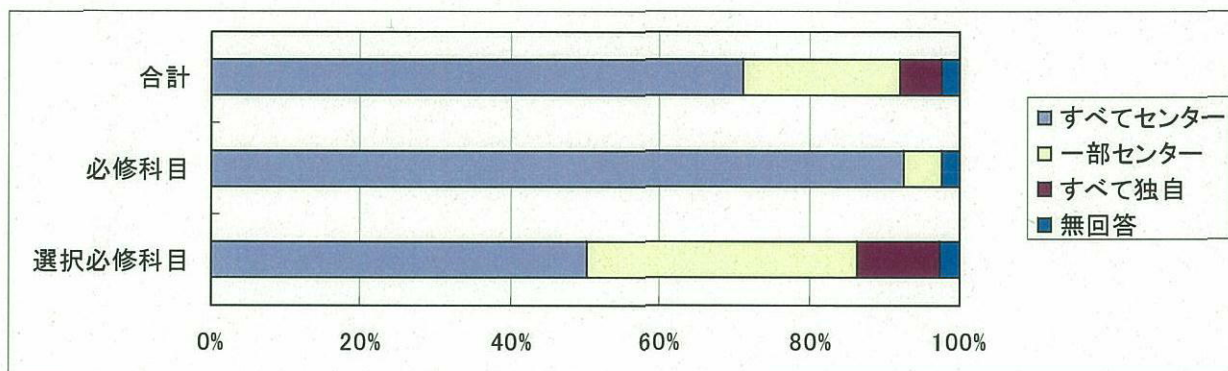


6 教科書について

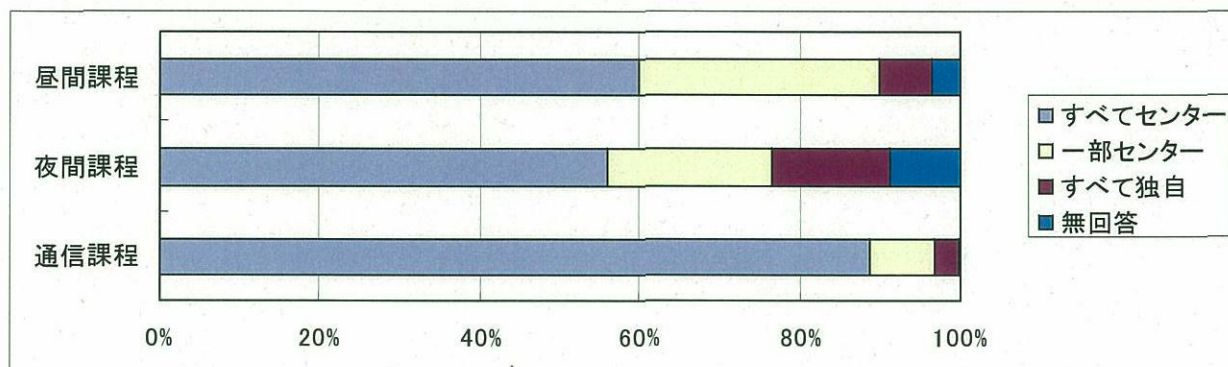
(1) 社団法人日本理容美容教育センターが作成した教科書の使用状況

社団法人日本理容美容教育センターが作成した教科書を使用している養成施設について、全体で71.3%となっており、「必修科目」では92.4%で、「昼間課程」は308件（89.0%）、「夜間課程」は29件（85.9%）、「通信課程」は250件（98.0%）となっている。

また、「選択必修科目」では50.2%で、「昼間課程」は107件（30.9%）、「夜間課程」は9件（26.5%）、「通信課程」は203件（79.3%）となっている。

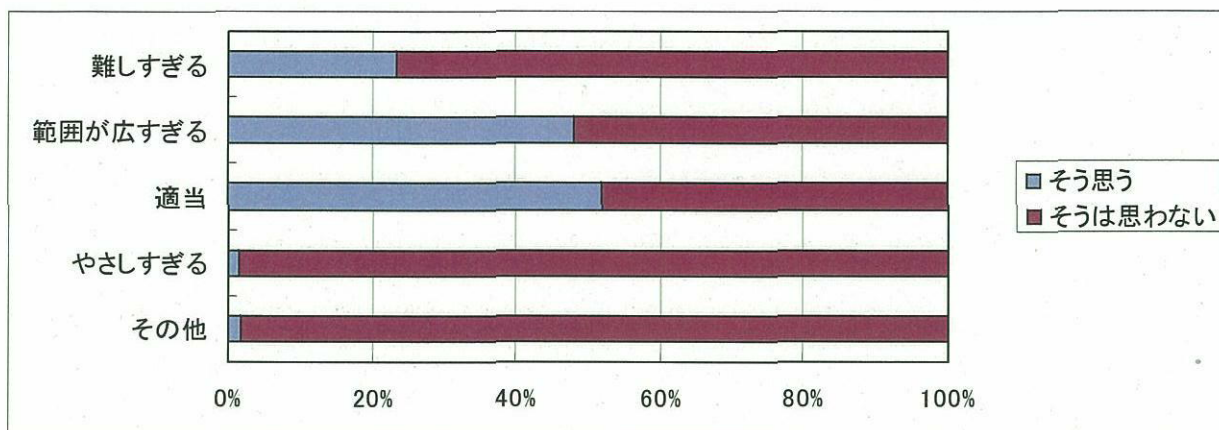


また、課程別にみると、「昼間課程」は60%、「夜間課程」は55.9%、「通信課程」は88.6%となっている。

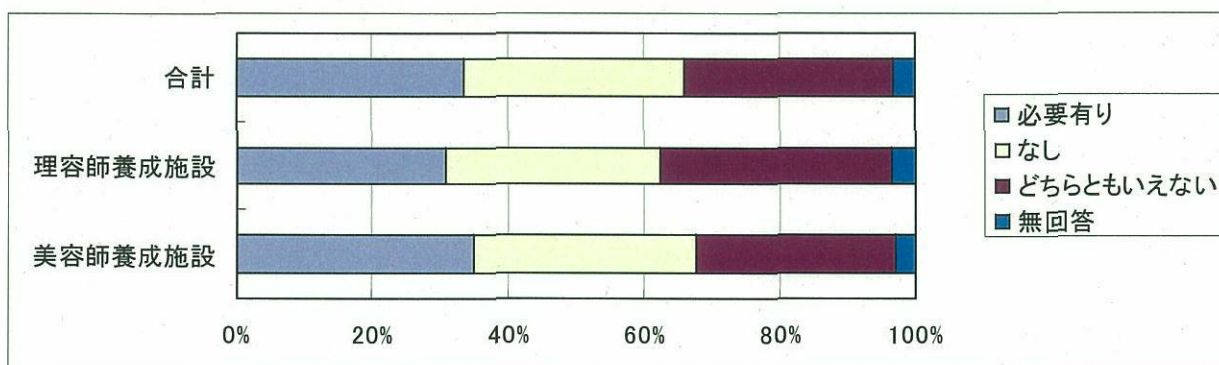


(2) 教科書の内容

社団法人日本理容美容教育センターが作成した教科書の内容について、「適当」が180件 (52.0%) と最も多く、「範囲が広すぎる」が118件 (34.1%)、「難しすぎる」が81件 (23.4%)、「やさしすぎる」が5件 (1.4%) の順となっている。



また、教科書の内容について、「見直す必要がある」は116件 (33.5%)、「見直す必要はない」は112件 (32.4%)、「どちらとも言えない」は107件 (30.9%) となっている。



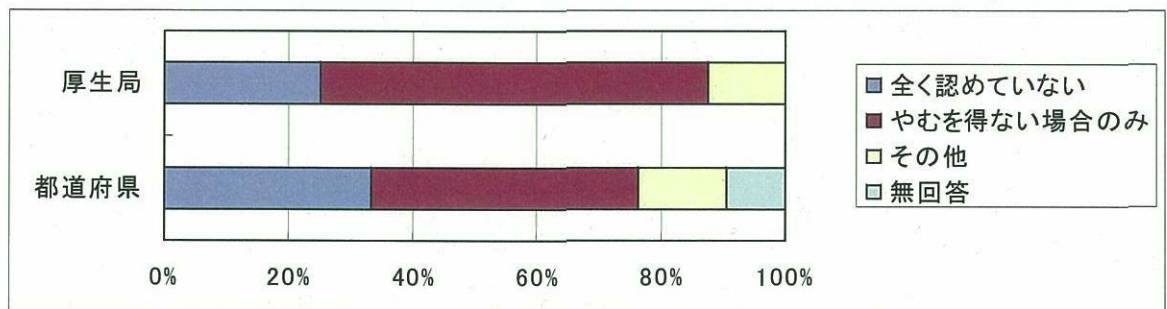
第4 施設及び設備に関すること

1 施設の配置について

ア 施設の同一施設内設置に関する指導状況

施設及び設備について、「同一敷地内に整備するよう指導」している厚生局は2件（25.0%）、都道府県は7県（33.3%）となっており、「やむを得ない場合は分設を認める」と指導している厚生局5件（62.5%）、都道府県は、9件（42.9%）であり、やむを得ない場合の要件として、

- ・定員増で施設を拡張する場合で、土地が狭隘であり、拡張が困難な場合
 - ・授業の合間の移動において、授業計画及び校舎間の距離等を考慮して支障がないと判断された場合
 - ・移動手段の確保が確実な場合
- をあげている。

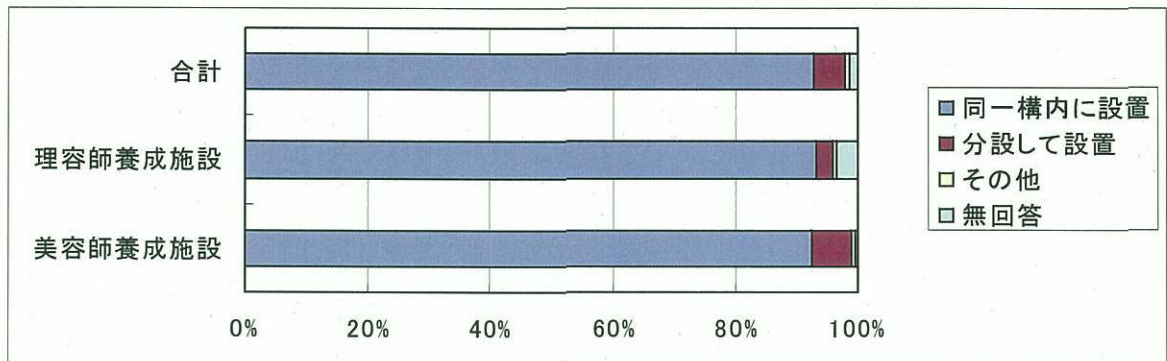


※

都道府県については、「立入検査を実施している」と回答した21件を100%としている。

イ 施設の同一敷地内の設置状況

養成施設では、「同一校内に設置」は321件（92.8%）、「分設して設置」は18件（5.2%）となっている。



2 消毒室の配置

ア 消毒室での授業の実施に関する指導状況

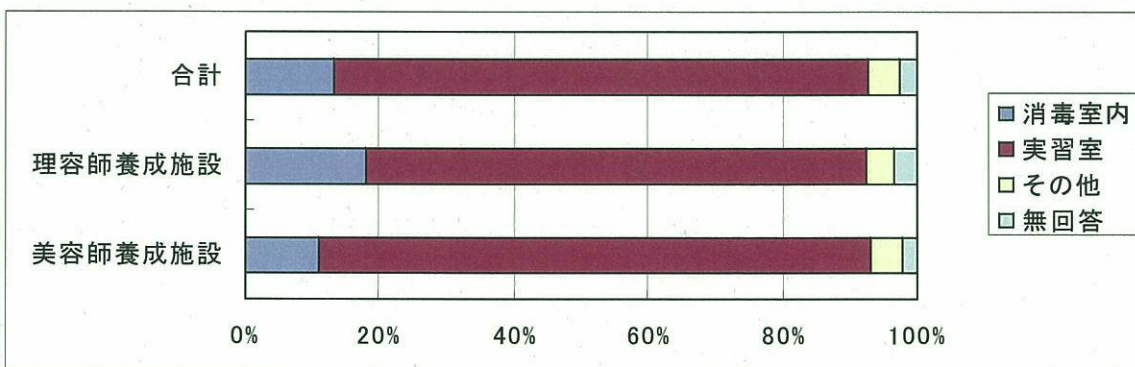
消毒室において授業が実施されていないとの意見について、「消毒室で授業が行われていない実態がある又は聞いたことがある」厚生局は3件（37.5%）、都道府県は4件（19.0%）となっており、実態があるとした厚生局では、

- ・消毒の備品が備えられているため消毒室で行うよう指導
- ・一度に40人で授業を行うことが困難な場合は実習室で行うよう指導としている。



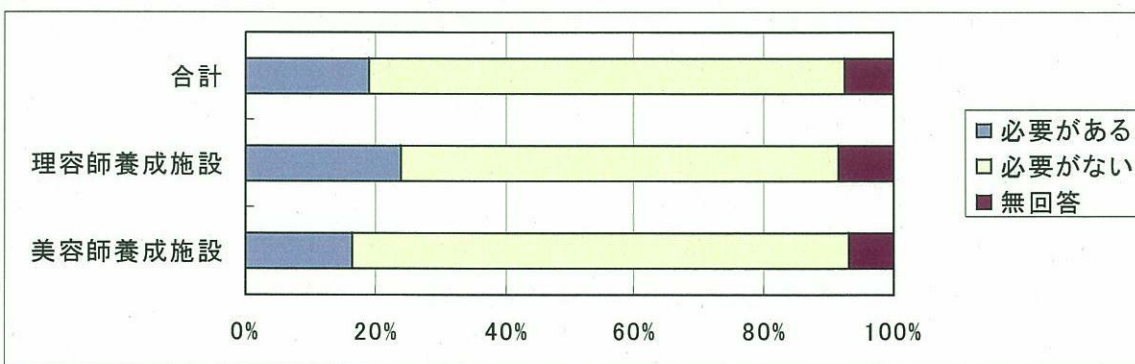
イ 消毒室での授業の実施状況

養成施設における消毒室での授業の実施について、「消毒室内」は46件（13.3%）、「実習室内」は275件（79.5%）となっている。



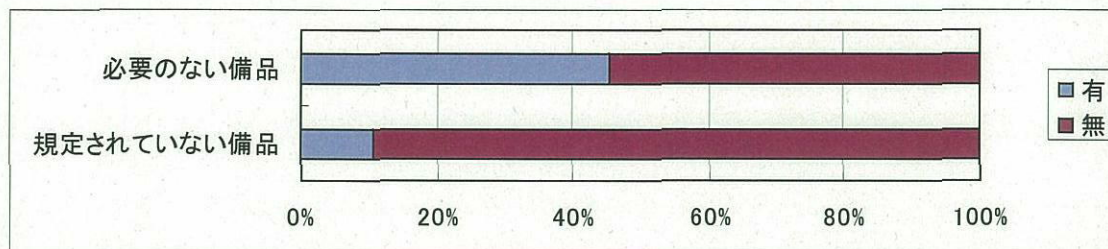
ウ 消毒室での授業の必要性

消毒の実習について、「消毒室で行う必要がある」は66件（19.1%）、「消毒室で行う必要はない」は254件（73.4%）となっている。



3 実験器具等の備品について

標準として備える必要のある実験器具等の備品について、「必要のない備品がある」は157件（45.4%）、「必要であるにもかかわらず規定されていない備品がある」は37件（10.7%）となっている。



第5 申請等に関すること

1 都道府県の法定受託事務の見直し

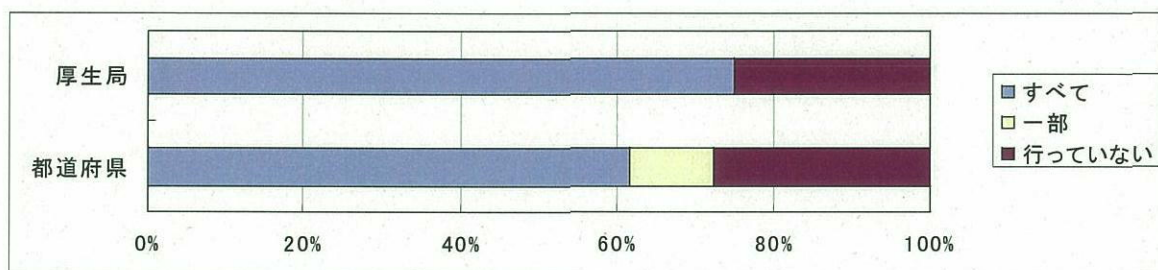
(1) 委託・実施状況

① 厚生局の状況

養成施設の指定又は取消しに係る調査に係る事務を「すべて都道府県に委託」している厚生局は6件（75.0%）となっており、2件（25%）の厚生局はすべて自ら実施している。

② 都道府県の状況

養成施設の指定又は取消しに係る調査に係る事務について、「すべて又は一部の委託を受けている」都道府県は34件（72.3%）となっている。



(2) 厚生労働大臣の事務とすることについて

① 都道府県の状況

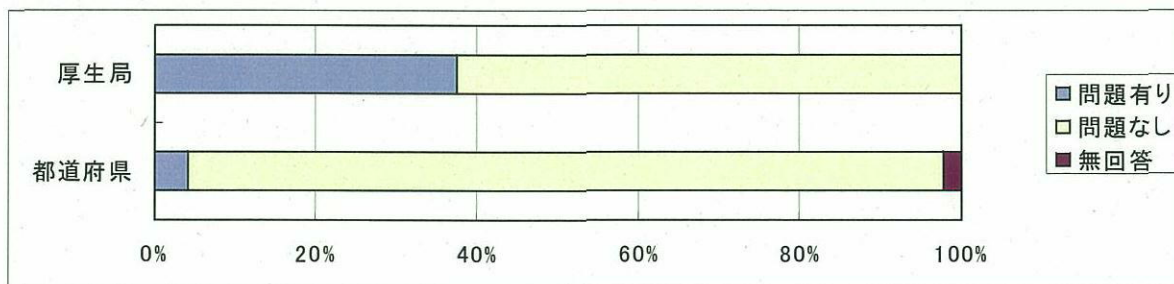
養成施設の指定又は取消しに係る調査を厚生労働大臣の事務とすることについて、すべて47件（100.0%）の都道府県が「賛成」としている。なお、2件（4.3%）の都道府県が「賛成」としながら「問題あり」とし、その理由として、

- ・養成施設の実態把握が困難となる
- ・養成施設の指導が必要な場合に直接できないをあげている。

② 厚生局の状況

厚生局においては、「問題あり」としている厚生局は3件（37.5%）となっており、その理由として、

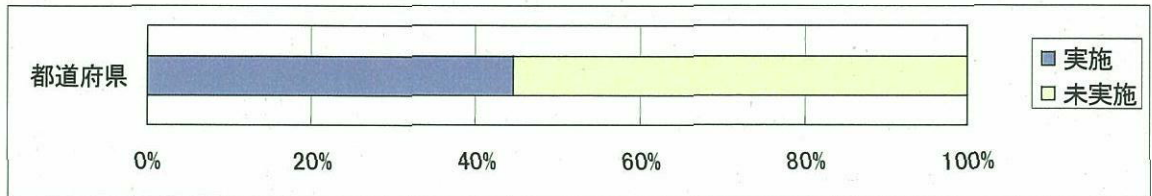
- ・厚生局はブロック機関であり、また、都道府県に支所を持たないため指定審査に手間がかかる
- ・厚生局の大幅な増員が必要となる。
- ・都道府県等の養成施設担当部局の原因が予想され、都道府県等の反発が予想される
- ・業務量の増加により支障が出るをあげている。



2 養成施設に対する指導監督

(1) 指導監督の実施状況

養成施設に対する指導監督を「実施している」都道府県は21件（44.7%）、「実施していない」都道府県は26件（55.3%）となっている。



(2) 実地調査（立入検査）

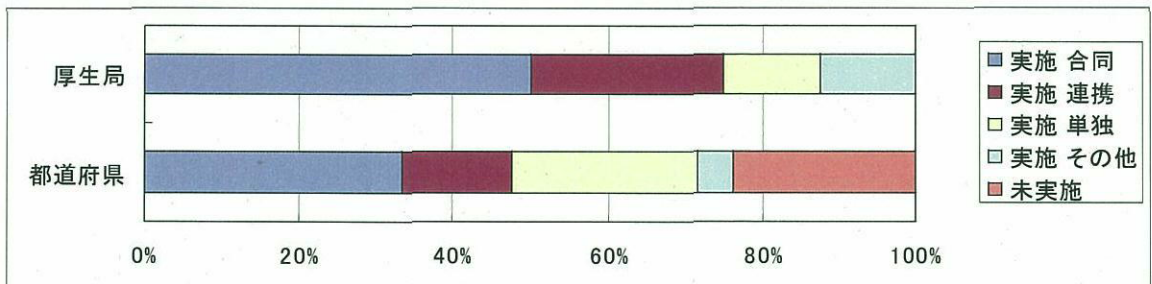
ア 実施及び連携

① 厚生局の状況

養成施設に対する立入検査の実施に当たって、「合同で実施」は4件（50.0%）、「連携はとっているが合同では行っていない」は2件（25.0%）、「連携はとっておらず単独で実施」は1件（12.5%）となっている。

② 都道府県の状況

養成施設に対する立入検査の実施に当たって、「合同で実施」は7件（33.3%）、「連携はとっているが合同では行っていない」は3件（14.3%）、「連携はとっておらず単独で実施」は都道府県は5件（23.8%）となっている。



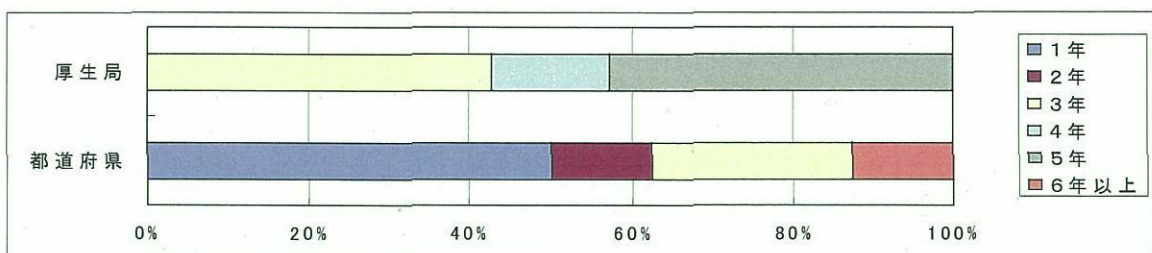
イ 実施計画

① 厚生局の状況

立入検査の実実施計画について、厚生局においては、「3年計画」は3件（37.5%）、「4年計画」が1件（12.5%）、「5年計画」が3件（37.5%）となっている。

② 都道府県の状況

都道府県においては、「1年計画」が4件（19.0%）、「2年計画」が1件（4.8%）、「3年計画」が2件（9.5%）、「6年以上の計画」が1件（4.8%）となっている。



ウ 厚生労働大臣の事務とすることについて

① 都道府県の状況

養成施設の指導監督を厚生労働大臣の事務とすることについて、立入検査を行っているすべて21件（100.0%）の都道府県が「賛成」としている。なお、「賛成」としながらも、2件（9.5%）が「問題あり」としており、その理由として、

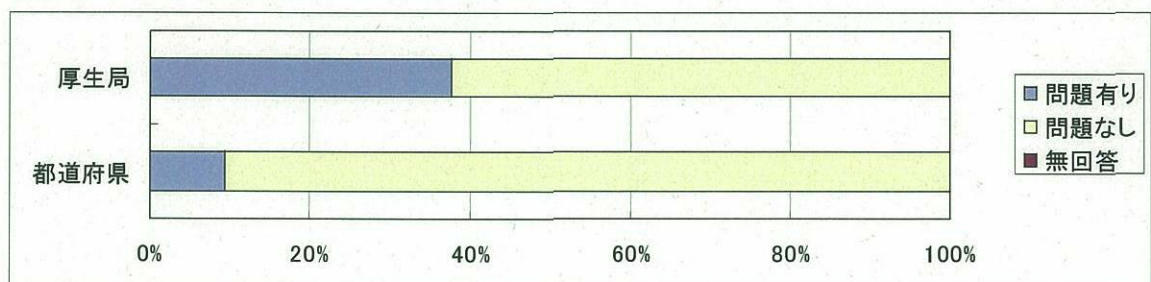
- ・養成施設の実態を把握できなくなるをあげている。

② 厚生局の状況

厚生局においては、3件（37.5%）が「問題あり」とし、その理由として、

- ・厚生局はブロック機関であり、また、都道府県に支所を持たないため指定審査に手間がかかる
- ・都道府県の関心が薄れる。
- ・軽微な対応まで国に求められる。
- ・厚生局の大幅な増員が必要となる。
- ・都道府県等の養成施設担当部局の減員が予想され、都道府県等の反発が予想される

をあげている。



(3) 厚生局と都道府県との連携について

① 厚生局の状況

養成施設の指導について、「連携が必要である」は7件(87.5%)となっており、その理由として、

- ・教員等に変更を生じた場合の届出は厚生局には不要
- ・教員の変更、建物構造の変更は都道府県知事への届出とされ、厚生局では承知できないことから何らかの連携は必要
- ・地元都道府県との情報交換等は必要と思われる
- ・指導内容に濃淡が生じてしまい、同一の指導ができない
- ・各地域の実情を踏まえた詳細な養成施設の状況は各都道府県が把握しており、投書等による問題が生じた場合、厚生局のみでは対応は困難
- ・地域の事情等の情報等入手のためにも連携は欠かせない
- ・都道府県としても養成施設の状況を把握しておく必要があると考える

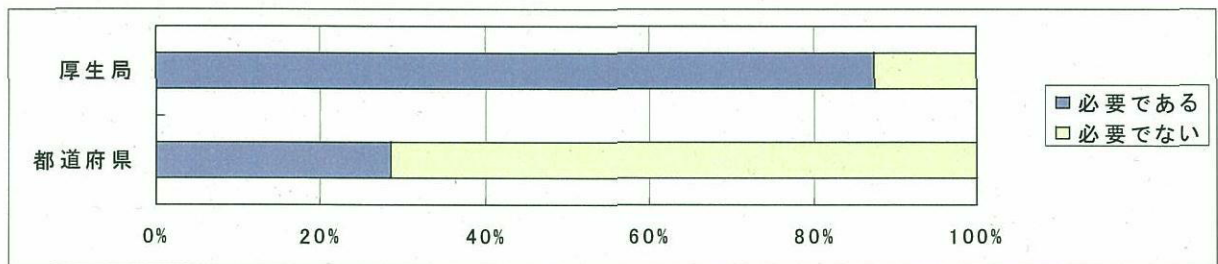
をあげている。

② 都道府県の状況

養成施設の指導について、「連携が必要である」は6件(26.6%)となっており、その理由として、

- ・理容所・美容所の指導に当たり、将来働く人材を育成する養成施設の状況の把握は必要
- ・養成施設の設置者が都道府県認可の公益法人であるため、養成施設の管理運営状況と法人指導の内容とに関連することがある
- ・苦情等に対応するため、相互に情報交換が必要

をあげている。



3 届出事務の整理

① 厚生局の状況

教員の変更等、都道府県知事に対する届出を厚生労働大臣に対する届出に変更することについて、「問題なし」としている厚生局は5件（62.5%）となっており、3件（37.5%）は「問題あり」とし、その理由として、

- ・都道府県が把握していないのは問題と思われる
- ・情報の共有ができない
- ・厚生局の大幅な増員が必要となる。
- ・都道府県等の養成施設担当部局の原因が予想され、都道府県等の反発が予想される

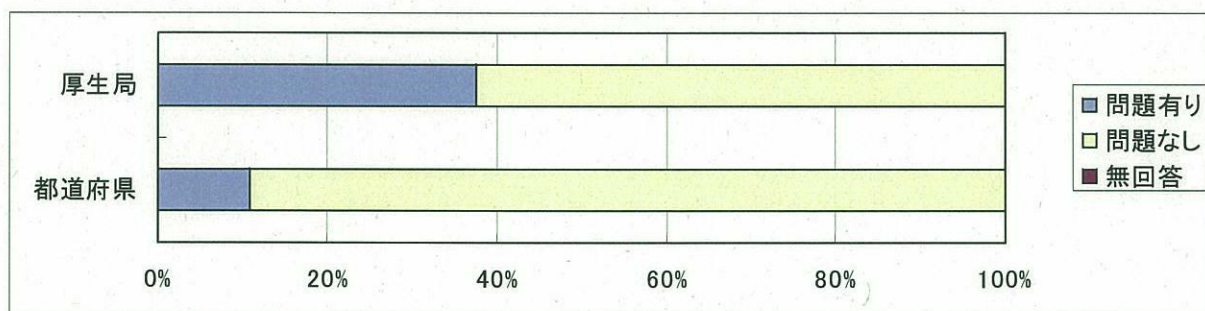
をあげている。

② 都道府県の状況

「問題なし」としている都道府県は42件（89.4%）となっており、5件（10.6%）が「問題ある」とし、その理由として、

- ・変更の内容を県が把握しにくくなる
- ・事務の一部が県に残るなら届出・情報提供が必要
- ・理容師法及び美容師法を所管するので、養成施設の最小限の情報は県担当課としては把握しておくべき
- ・理容所又は美容所の指導等を行う際に、養成施設の状況が分かった方がよい場合がある

をあげている。



4 定員の減に伴う厚生労働大臣の承認申請

(1) 教員又は構造設備の変更状況

① 厚生局の状況

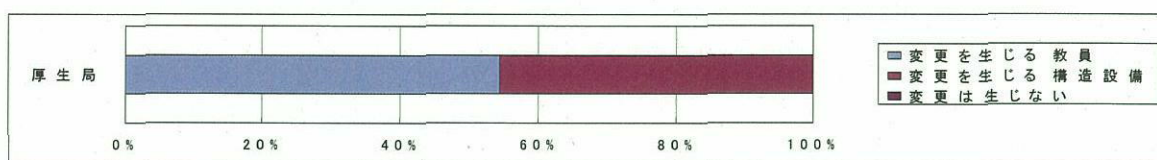
定員数を減じた場合において、「教員に変更を生じる」と回答した厚生局は6件(75.0%)、「構造設備に変更が生じる」と回答した厚生局は5件(62.5%)となっている。主な事例として、教員については、

- ・担当科目の変更
- ・退職等による教員数の減少・変更

とされ、構造設備については、

- ・普通教室の改築により指定基準を満たさなくなった
- ・同一敷地内での一部校舎建設による移転
- ・パーテーションの開閉による教室の統合及び分割

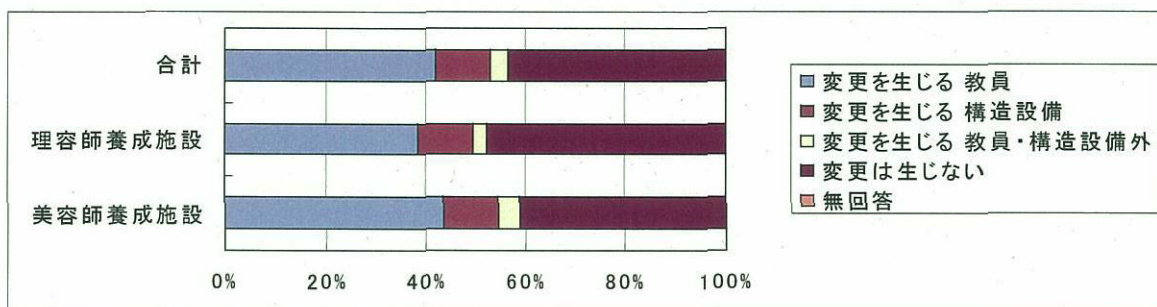
とされている。



② 養成施設の状況

定員数を減じた場合において、「教員又は構造設備等に変更を生じる」は208件(56.7%)、「教員又は構造設備等に変更を生じない」とした養成施設は159件(43.3%)となっている。

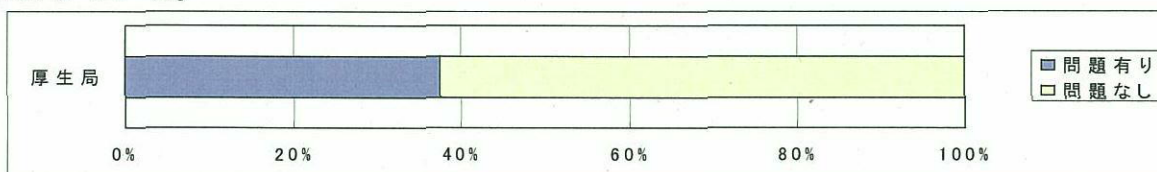
また、「教員又は構造設備等に変更を生じる」とした養成施設208件(56.7%)のうち、「教員に変更を生じる」は154件(74.0%)、「構造設備に変更を生じる」は41件(19.7%)、「教員又は構造設備以外に変更を生じる」は13件(6.3%)となっている。



(2) 届出とした場合の問題点

定員を減ずる場合について、厚生労働大臣の承認から届出とした場合の問題点について、「問題あり」とした厚生局は3件(37.5%)となっており、その理由として、

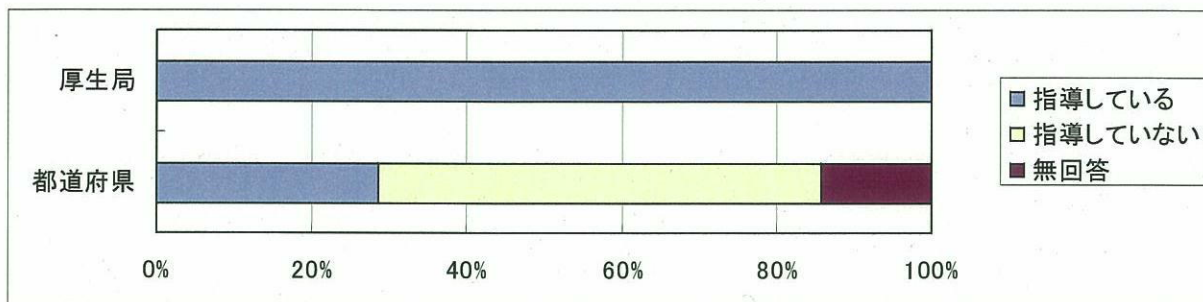
- ・都道府県が把握していないのは問題
 - ・厚生局の大幅な増員が必要
 - ・他の資格制度と横断的に検討する必要がある
- をあげている。



5 他の養成施設からの転入所

ア 転入所に関する指導状況

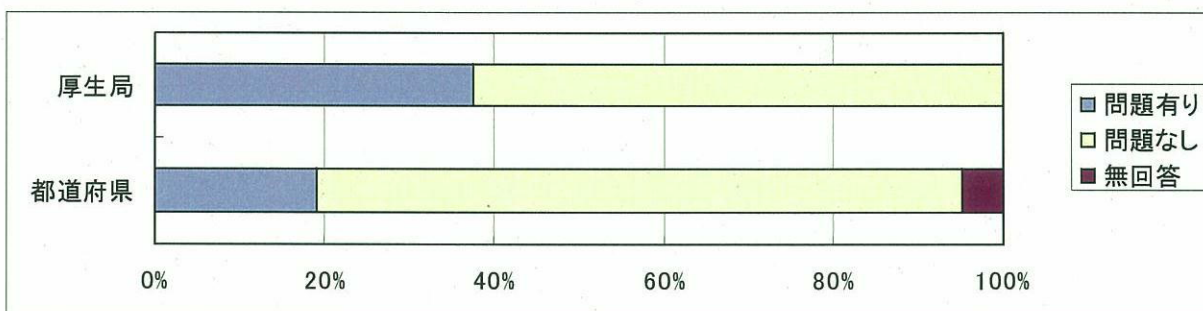
他の養成施設からの転入所について指導している厚生局は8件（100.0%）、都道府県は6件（28.6%）となっている。



なお、「指導に当たって問題がある」としている厚生局は3件（37.5%）、都道府県は4件（19.0%）となっており、その理由として

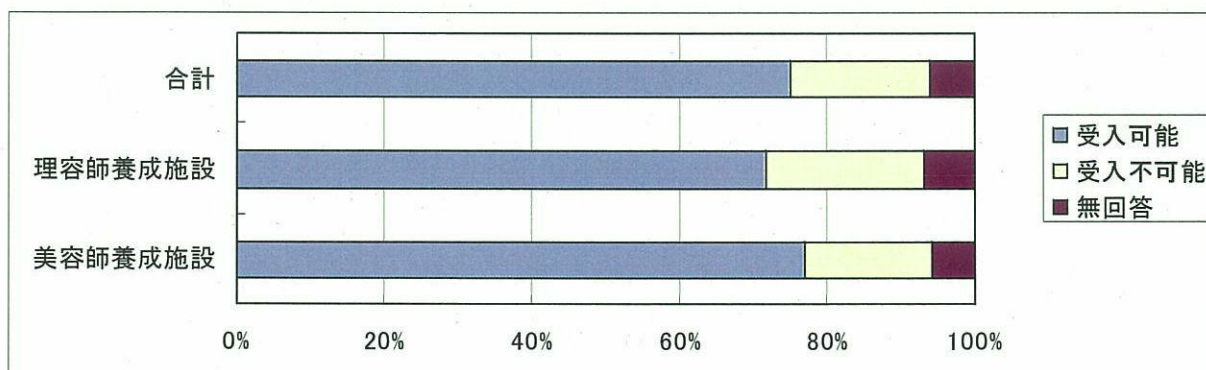
- ・ 近隣に養成施設がない
- ・ 生徒及び親への周知
- ・ 学費の差額
- ・ 廃止時に留年が出た場合の対応が困難
- ・ 編入により科目ごとの未履修がないことの詳細な確認
- ・ 編入後の履修時間の取扱いが難しい
- ・ 在学者の志向
- ・ 受け入れ施設の定員の変更

をあげている。



イ 養成施設の受入状況

他の養成施設からの転入所の受入れについて、「可能」は260件（75.1%）、「不可能」は65件（18.8%）となっている。

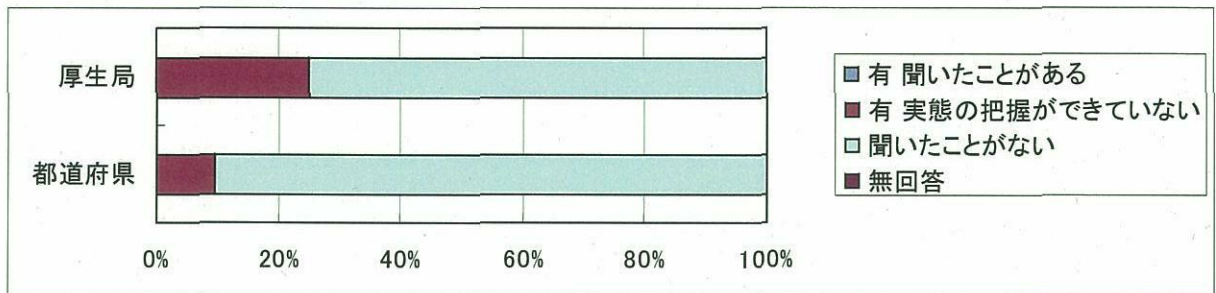


6 国家試験に合格できないと見込まれる生徒の卒業について

ア 厚生局及び都道府県の指導状況

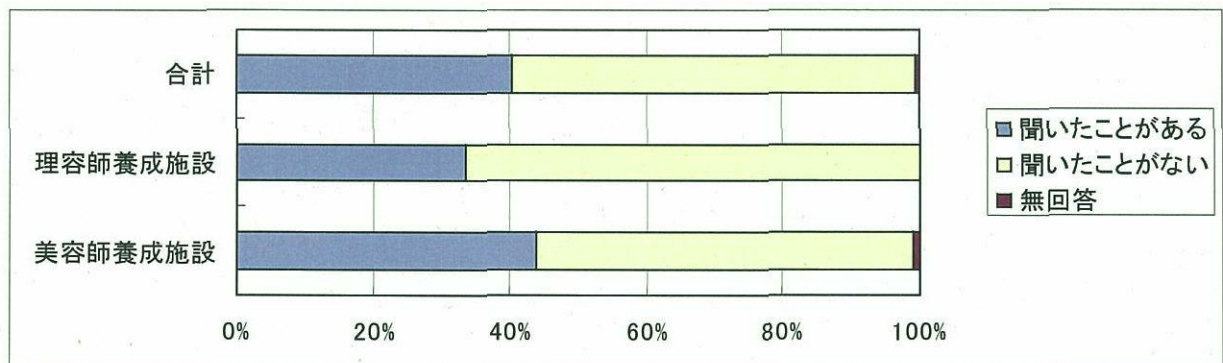
国家試験の自己採点を養成施設が行い、合格できないと見込まれる生徒は当該養成施設を卒業させないという意見について、「ある」又は「聞いたことがある」とした厚生局は2件（25.0%）、都道府県は2件（9.5%）となっている。

なお、卒業に対する指導を実施している厚生局は7件（87.5%）、都道府県は6件（28.6%）となっている。



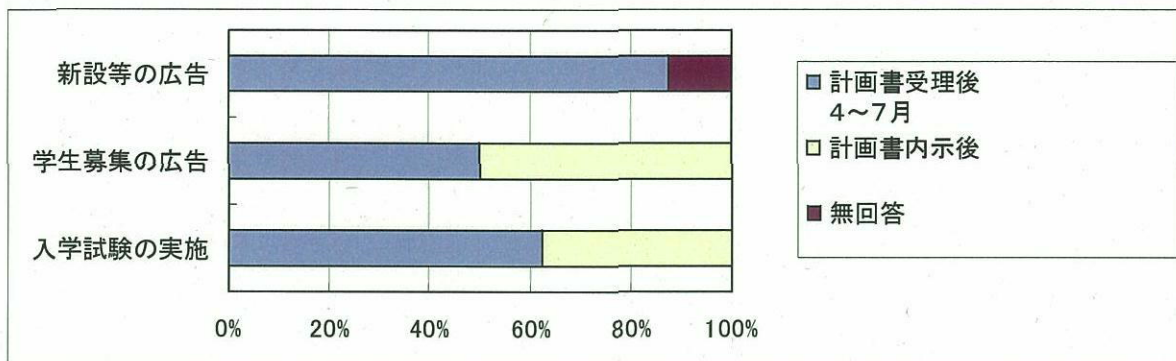
イ 養成施設の状況

養成施設では、「聞いたことがある」は139件（40.2%）、「聞いたことがない」は205件（59.2%）となっている。



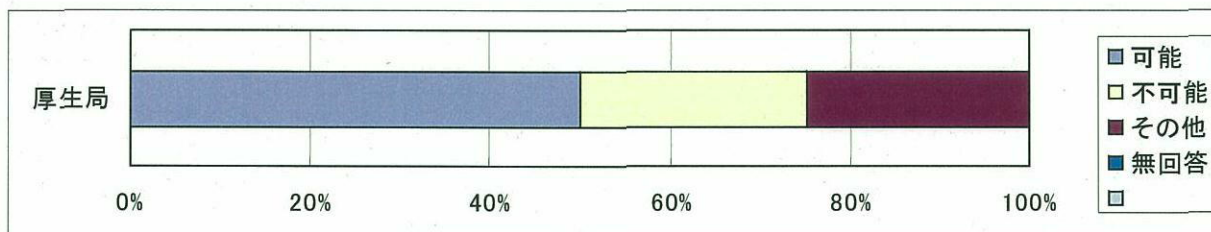
7 広告規制

厚生局において、「新設の広告」について、「設置計画書受理後（4～8月）」としているものは7件（87.5%）となっており、「学生募集の公告」について、「設置計画書受理後（6～7月）」としているは4件（50.0%）、「設置計画書の内示後（4～7月）」としているものは4件（50.0%）となっている。



また、これらの時期を早めることについて、「可能」は4件（50.0%）、「不可能」は4件（50.0%）となっており、その理由として、

- ・そもそも処理基準がない
 - ・設置計画書の提出時期3月は当該年度の指定・承認等の業務で多忙となることから困難
 - ・計画書のヒアリング後の改善を確認する必要がある
 - ・年々により事務量が大幅に変わるため一概に回答できない
- をあげている。



第1 教員に関すること

1 専任教員と常勤職員との関係

ア 専任教員を常勤職員とする指導状況

表1-1 専任教員を常勤職員とする指導状況《票：厚1-1、県2-1》

	指導している	指導していない	合計
厚生局	100.0 8	0.0 0	100.0 8
都道府県	47.6 10	52.4 11	100.0 21
合計	62.1 18	37.9 11	100.0 29

イ 教員の状況

表1-2 養成施設における専任教員と常勤職員との関係《票：養1-1》

		専任教員					専任教員				
		常勤	非常勤	混合	無回答	合計	常勤	非常勤	混合	無回答	合計
理容師養成施設	昼間課程	70.1 82	0.0 0	26.5 31	3.4 4	100.0 117	9.4 11	41.9 49	35.9 42	12.8 15	100.0 117
	夜間課程	66.7 2	33.3 1	0.0 0	0.0 0	100.0 3	0.0 0	0.0 0	100.0 3	0.0 0	100.0 3
	通信課程	54.9 45	3.7 3	41.5 34	0.0 0	100.0 82	3.8 3	45.0 36	48.8 39	2.5 2	100.0 80
	合計	63.9 129	2.0 4	32.2 65	2.0 4	100.0 202	7.0 14	42.5 85	42.0 84	8.5 17	100.0 200
美容師養成施設	昼間課程	74.2 170	0.0 0	24.9 57	0.9 2	100.0 229	6.1 14	51.1 117	40.2 92	2.6 6	100.0 229
	夜間課程	61.3 19	0.0 0	38.7 12	0.0 0	100.0 31	6.5 2	41.9 13	45.2 14	6.5 2	100.0 31
	通信課程	62.9 110	0.6 1	36.6 64	0.0 0	100.0 175	6.9 12	40.0 70	53.1 93	0.0 0	100.0 175
	合計	68.7 299	0.2 1	30.6 133	0.5 2	100.0 435	6.4 28	46.0 200	45.7 199	1.8 8	100.0 435
合計	昼間課程	72.8 252	0.0 0	25.4 88	1.7 6	100.0 346	7.2 25	48.0 166	38.7 134	6.1 21	100.0 346
	夜間課程	61.8 21	2.9 1	35.3 12	0.0 0	100.0 34	5.9 2	38.2 13	50.0 17	5.9 2	100.0 34
	通信課程	60.3 155	1.6 4	38.1 98	0.0 0	100.0 257	5.9 15	41.6 106	51.8 132	0.8 2	100.0 255
	合計	67.2 428	0.8 5	31.1 198	0.9 6	100.0 637	6.6 42	44.9 285	44.6 283	3.9 25	100.0 635
		合計									
		常勤	非常勤	混合	無回答	合計					
理容師養成施設	昼間課程	60.3 155	1.6 4	38.1 98	0.0 0	100.0 257					
	夜間課程	61.8 21	2.9 1	35.3 12	0.0 0	100.0 34					
	通信課程	72.8 252	0.0 0	25.4 88	1.7 6	100.0 346					
	合計	67.2 428	0.8 5	31.1 198	0.9 6	100.0 637					
美容師養成施設	昼間課程	61.3 265	1.2 5	37.5 162	0.0 0	100.0 432					
	夜間課程	61.5 40	1.5 1	36.9 24	0.0 0	100.0 65					
	通信課程	73.4 422	0.0 0	25.2 145	1.4 8	100.0 575					
	合計	67.8 727	0.6 6	30.9 331	0.7 8	100.0 1,072					
合計	昼間課程	73.2 674	0.0 0	25.3 233	1.5 14	100.0 921					
	夜間課程	61.6 61	2.0 2	36.4 36	0.0 0	100.0 99					
	通信課程	61.0 420	1.3 9	37.7 260	0.0 0	100.0 689					
	合計	67.6 1,155	0.6 11	31.0 529	0.8 14	100.0 1,709					

ウ 専任教員である必要性

表1-3① 専任教員は常勤でなければならないか《票:養1-2》

	常勤職員でなければならない	非常勤職員でもかまわない	無回答	合計
理容師養成施設	47.9 56	46.2 54	6.0 7	100.0 117
美容師養成施設	49.3 113	41.5 95	9.2 21	100.0 229
合 計	48.8 169	43.1 149	8.1 28	100.0 346

2 通信課程における専任教員の配置状況

表2 昼間・夜間課程の専任教員の通信課程と兼任状況《票:養1-1(3)ウ》

	兼任している	兼任していない	無回答	合計
理容師養成施設	47.5 38	30.0 24	22.5 18	100.0 80
美容師養成施設	57.7 101	26.3 46	16.0 28	100.0 175
合 計	54.5 139	27.5 70	18.0 46	100.0 255

3 教員の資格

ア「大学」及び「修めた者」に関する指導状況

表3-1 「大学」及び「修めた者」に関する指導状況《票：厚1-3(1)(2)、県2-3(1)(2)》

	大学			修めた者		
	大学	短期大学	合計	一般教養	専攻分野	合計
厚生局	50.0 4	50.0 4	100.0 8	100.0 8	0.0 0	100.0 8
都道府県	47.6 10	52.4 11	100.0 21	42.9 9	57.1 12	100.0 21
合計	48.3 14	51.7 15	100.0 29	58.6 17	41.4 12	100.0 29

イ 教員資格の状況

表3-2 「大学」及び「修めた者」に関する配置状況《票：養1-3(1)(2)》

		大学				分野			
		大学	短期大学	無回答	合計	一般教養	専攻分野	無回答	合計
理容師養成施設	法規・制度	37.6 44	52.1 61	10.3 12	100.0 117	23.9 28	36.8 43	39.3 46	100.0 117
	物理・化学	42.7 50	52.1 61	5.1 6	100.0 117	17.9 21	44.4 52	37.6 44	100.0 117
	文化論	29.9 35	42.7 50	27.4 32	100.0 117	19.7 23	41.0 48	39.3 46	100.0 117
	运营管理	35.0 41	45.3 53	19.7 23	100.0 117	25.6 30	35.9 42	38.5 45	100.0 117
	合計	36.3 170	48.1 225	15.6 73	100.0 468	21.8 102	39.5 185	38.7 181	100.0 468
美容師養成施設	法規・制度	49.8 114	44.5 102	5.7 13	100.0 229	23.6 54	49.8 114	26.6 61	100.0 229
	物理・化学	52.4 120	44.5 102	3.1 7	100.0 229	22.7 52	54.1 124	23.1 53	100.0 229
	文化論	38.0 87	40.2 92	21.8 50	100.0 229	25.3 58	46.7 107	27.9 64	100.0 229
	运营管理	41.0 94	41.5 95	17.5 40	100.0 229	25.8 59	46.3 106	27.9 64	100.0 229
	合計	45.3 415	42.7 391	12.0 110	100.0 916	24.3 223	49.2 451	26.4 242	100.0 916
合計	法規・制度	45.7 158	47.1 163	7.2 25	100.0 346	23.7 82	45.4 157	30.9 107	100.0 346
	物理・化学	49.1 170	47.1 163	3.8 13	100.0 346	21.1 73	50.9 176	28.0 97	100.0 346
	文化論	35.3 122	41.0 142	23.7 82	100.0 346	23.4 81	44.8 155	31.8 110	100.0 346
	运营管理	39.0 135	42.8 148	18.2 63	100.0 346	25.7 89	42.8 148	31.5 109	100.0 346
	合計	42.3 585	44.5 616	13.2 183	100.0 1384	23.5 325	46.0 636	30.6 423	100.0 1384

4 教員の資質

表4-1 講習を修了した教員の資質《票：養1-5(1)》

	十分	不十分	どちらともいえない	無回答	合計
理容師養成施設	56.4 66	6.8 8	30.8 36	6.0 7	100.0 117
美容師養成施設	52.0 119	9.2 21	35.8 82	3.1 7	100.0 229
合計	53.5 185	8.4 29	34.1 118	4.0 14	100.0 346

第2 生徒に関すること

1 学則に規定された入所時期以降の入所

ア 入所に対する指導状況

表1-1 入所時期以降の生徒の募集に対する指導状況《票:厚2-1(1)、県3-1(1)》

	入学させないよう指導	指導していない	その他	合計
厚生局	75.0 6	12.5 1	12.5 1	100.0 8
都道府県	28.6 6	47.6 10	23.8 5	100.0 21
合計	41.4 12	37.9 11	20.7 6	100.0 29

※厚生局の「その他」1件は、「事例によって検討」としている。

表1-4 入所時期以降に入学していた場合の補習に対する指導状況《票:厚2-1(2)、県3-1(2)》

	確認・指導している	確認・指導していない	その他	無回答	合計
厚生局	87.5 7	0.0 0	12.5 1	0.0 0	100.0 8
都道府県	57.1 12	33.3 7	0.0 0	9.5 2	100.0 21
合計	65.5 19	24.1 7	3.4 1	6.9 2	100.0 29

イ 入所の状況

表1-2 入所時期以降の生徒の入所状況《票:養2-1(1)》

	認める				認めない	無回答	合計
	1か月後まで	2か月後まで	無回答	計			
理容師養成施設	50.0 12.8 15	0.0 0.0 0	50.0 12.8 15	100.0 25.6 30	70.9 83	3.4 4	100.0 117
美容師養成施設	64.3 11.8 27	4.8 0.9 2	31.0 5.7 13	100.0 18.3 42	78.2 179	3.5 8	100.0 229
合計	58.3 12.1 42	2.8 0.6 2	38.9 8.1 28	100.0 20.8 72	75.7 262	3.5 12	100.0 346

表1-3 入所時期以降の生徒の入所者数(平成18年秋及び平成19年春)《票:養2-1(2)》

	1~2人	3~5人	6~10人	11人~	無回答	合計
理容師養成施設	13.3 4	0.0 0	0.0 0	0.0 0	86.7 26	100.0 30
美容師養成施設	21.4 9	0.0 0	2.4 1	0.0 0	76.2 32	100.0 42
合計	18.1 13	0.0 0	1.4 1	0.0 0	80.6 58	100.0 72

表1-5 入所時期以降に入所させた生徒に対する補習の実施状況《票:養2-1(3)》

	実施する	実施しない	無回答	合計
理容師養成施設	53.8 63	9.4 11	36.8 43	100.0 117
美容師養成施設	54.1 124	7.0 16	38.9 89	100.0 229
合計	54.0 187	7.8 27	38.2 132	100.0 346

2 卒業の認定について

ア 卒業の認定に対する指導状況

表2(1)-1 卒業に対する指導状況《票：厚2-2(2)、県3-2(2)》

	指導している	指導していない	その他	無回答	合計
厚生局	50.0 4	37.5 3	0.0 0	12.5 1	100.0 8
都道府県	28.6 6	66.7 14	4.8 1	0.0 0	100.0 21
合計	34.5 10	58.6 17	3.4 1	3.4 1	100.0 29

※厚生局の「その他」1件は、「具体的指導内容が把握できない」として無回答

イ 卒業の認定の状況

表2(2) 卒業に必要な履修すべき時間数《票：養2-2(1)》

		総時間数と同時間の履修が必要	総時間数以下であつても試験等で判断	その他	無回答	合計
理容師養成施設	必修(実習除く)	76.1 89	10.3 12	13.7 16	0.0 0	23.9 117
	必修(実習)	76.1 89	10.3 12	13.7 16	0.0 0	23.9 117
	選択必修	75.2 88	11.1 13	13.7 16	0.0 0	24.8 117
	合計	75.8 266	10.5 37	13.7 48	0.0 0	24.2 351
美容師養成施設	必修(実習除く)	77.3 177	9.6 22	12.7 29	0.4 1	22.7 229
	必修(実習)	76.9 176	9.6 22	13.1 30	0.4 1	23.1 229
	選択必修	74.2 170	12.7 29	12.7 29	0.4 1	25.8 229
	合計	38.7 266	5.4 37	12.8 88	0.4 3	18.6 687
合計	必修(実習除く)	76.9 266	9.8 34	13.0 45	0.3 1	23.1 346
	必修(実習)	76.6 265	9.8 34	13.3 46	0.3 1	23.4 346
	選択必修	74.6 258	12.1 42	13.0 45	0.3 1	25.4 346
	合計	76.0 789	10.6 110	13.1 136	0.3 3	24.0 1038

表2(3) 履修すべき時間数以外の基準《票2-2(2)》

	定量的基準を定めている	定性的基準を定めている	定めていない	無回答	合計
理容師養成施設	77.8 91	4.3 5	15.4 18	2.6 3	100.0 117
美容師養成施設	81.7 187	4.4 10	8.7 20	5.2 12	100.0 229
合計	80.3 278	4.3 15	11.0 38	4.3 15	100.0 346

3 昼間課程・夜間課程から通信課程等への転入

ア 課程間の転入に関する指導状況

表3(1) 転入の指導状況《票：厚2-3、県3-3》

	認めない よう指導	認めるよ う指導	指導して いない	その他	合計
厚生局	25.0 2	0.0 0	25.0 2	50.0 4	100.0 8
都道府県	14.3 3	0.0 0	76.2 16	9.5 2	100.0 21
合計	17.2 5	0.0 0	62.1 18	20.7 6	100.0 29

イ 課程間の転入状況

表3(2)-1 転入の状況《票：養2-3(1)(2)》

	認めている			認めてい ない	無回答	合計
	条件あり	条件なし	合計			
理容師養成施設	37.5 7.7 9	62.5 12.8 15	100.0 20.5 24	61.5 72	17.9 21	100.0 117
美容師養成施設	47.2 8.9 25	52.8 9.9 28	100.0 18.8 53	53.2 150	9.2 26	81.2 282
合計	44.2 8.0 34	55.8 10.2 43	100.0 18.2 77	52.5 222	11.1 47	81.8 423

4 通信課程の入所者

(1)地域の限定

ア 入所の地域に関する指導状況

表4(1)-1 入所の地域に関する指導状況《票:厚2-5、県3-5》

	地域を限定			計	指導して いない	合計
	都道府 県を限定	近隣の 都道府 県に限 定	面接授 業場所 の近隣 に限定			
厚生局	37.5 3	25.0 2	25.0 2	87.5 7	12.5 1	150.0 8
都道府県	4.8 1	19.0 4	19.0 4	42.9 9	57.1 12	138.1 21
合計	13.8 4	20.7 6	20.7 6	55.2 16	44.8 13	141.4 29

イ 募集する地域の状況

表4(1)-2 地域を限定した受入状況《票:養2-5(1)》

	近隣から 入所	面接授 業場所 の近隣 から入所	地域を限 定してい ない	その他	無回答	合計
理容師養成施設	55.6 45	0.0 0	38.3 31	6.2 5	0.0 0	100.0 81
美容師養成施設	60.6 106	0.6 1	31.4 55	6.9 12	0.6 1	100.0 175
合計	59.0 151	0.4 1	33.6 86	6.6 17	0.4 1	100.0 256

※理容師養成施設の通信課程は80件である。

ウ 面接授業の実施場所

表4(1)-3 実施場所《票:養3-4(1)イ(オ)》

	養成施設のみ	都道府 県内数 か所	近隣都 道府県	無回答	合計
理容師養成施設	100.0 81	0.0 0	0.0 0	0.0 0	100.0 81
美容師養成施設	72.6 127	3.4 6	2.3 4	21.7 38	100.0 175
合計	81.3 208	2.3 6	1.6 4	14.8 38	100.0 256

(2)入所時期

表4(2)－1 入所時期の状況《票：養2－5(2)ア》

	10月	4月	10月・4	その他	無回答	合計
理容師養成施設	91.9	4.7	1.2	2.3	0.0	100.0
設	79	4	1	2	0	86
美容師養成施設	94.9	1.1	0.6	1.1	2.3	100.0
設	166	2	1	2	4	175
合 計	93.9	2.3	0.8	1.5	1.5	100.0
	245	6	2	4	4	261

表4(2)－2 10月入所に限定することに対する意見《票：養2－5(2)イ》

	10月入所に限定	4月入所も認める	養成施設の判断	その他	無回答	合計
理容師養成施設	43.9	3.7	52.4	0.0	0.0	100.0
設	36	3	43	0	0	82
美容師養成施設	42.3	9.1	48.6	0.0	0.0	100.0
設	74	16	85	0	0	175
合 計	42.8	7.4	49.8	0.0	0.0	100.0
	110	19	128	0	0	257

5 養成施設又は法人が廃止された場合の学籍簿等の承継

ア 学籍簿等の保管に関する指導状況

表5-1 学籍簿等の承継に関する指導状況《票:厚2-6(1)、県3-6(1)》

	指導している				指導していない	その他	無回答	合計
	同系列の養成施設・法人に承継	都道府県で保管	厚生局で保管	計				
厚生局	100.0 50.0 4	0.0 0.0 0	0.0 0.0 0	100.0 50.0 4	25.0 25.0 2	25.0 25.0 2	0.0 0.0 0	100.0 100.0 8
都道府県	75.0 42.9 9	0.0 0.0 0	25.0 14.3 3	100.0 57.1 12	23.8 23.8 5	9.5 9.5 2	9.5 9.5 2	100.0 100.0 21
合計	81.3 44.8 13	0.0 0.0 0	18.8 10.3 3	100.0 55.2 16	24.1 24.1 7	13.8 13.8 4	6.9 6.9 2	100.0 100.0 29

表5-2 同系列の養成施設が存在しない場合の対応《票:厚2-6(2)、県3-6(2)》

	都道府県で保管	厚生局で保管	その他	無回答	合計
厚生局	62.5 5	0.0 0	37.5 3	0.0 0	100.0 8
都道府県	4.8 1	57.1 12	28.6 6	9.5 2	100.0 21
合計	20.7 6	41.4 12	31.0 9	6.9 2	100.0 29

イ 厚生局での保管

表5-3 厚生局での保管の可否《票:厚2-6(3)》

	可能	不可能	無回答	合計
厚生局	50.0 4	50.0 4	0.0 0	100.0 8

第3 授業に関すること

1 授業時間数

ア 授業時間数に関する指導状況

表1-1 授業時間数の指導状況《票：厚3-1、県4-1》

	認めて いない	下限を認めている					合計	基準な し	無回答	合計
		△3% まで	△5% まで	△10% まで	△15% まで	△20% まで				
厚 生 局	62.5 5	0.0 0	0.0 0	100.0 2	0.0 0	0.0 0	100.0 2	0.0 0	12.5 1	100.0 8
都 道 府 県	42.9 9	0.0 0	0.0 0	33.3 1	0.0 0	66.7 2	100.0 3	42.9 9	0.0 0	100.0 21
合 計	48.3 14	0.0 0	0.0 0	60.0 3	0.0 0	40.0 2	100.0 5	31.0 9	3.4 1	100.0 29

イ 授業時間数の状況

表1-2 課程・課目別の授業時間数の状況《票:養3-1》

		上回っている	同時間	下回っている	無回答	合計
理容師養成 施設	関係法規・制度	63.2 74	34.2 40	0.0 0	2.6 3	100.0 117
	衛生管理	59.8 70	37.6 44	0.0 0	2.6 3	100.0 117
	保健	61.5 72	35.9 42	0.0 0	2.6 3	100.0 117
	物理・化学	63.2 74	34.2 40	0.0 0	2.6 3	100.0 117
	文化論	59.0 69	38.5 45	0.0 0	2.6 3	100.0 117
	技術理論	65.0 76	32.5 38	0.0 0	2.6 3	100.0 117
	運営管理	59.8 70	37.6 44	0.0 0	2.6 3	100.0 117
	実習	74.4 87	22.2 26	0.0 0	3.4 4	100.0 117
	選択必修科目	59.0 69	37.6 44	0.0 0	3.4 4	100.0 117
	総授業時間数	79.5 93	17.9 21	0.0 0	2.6 3	100.0 117
美容師養成 施設	関係法規・制度	55.0 126	43.2 99	0.4 1	1.3 3	100.0 229
	衛生管理	55.0 126	43.2 99	0.4 1	1.3 3	100.0 229
	保健	54.1 124	43.7 100	0.4 1	1.7 4	100.0 229
	物理・化学	56.3 129	41.9 96	0.4 1	1.3 3	100.0 229
	文化論	50.2 115	48.0 110	0.4 1	1.3 3	100.0 229
	技術理論	57.2 131	41.0 94	0.4 1	1.3 3	100.0 229
	運営管理	50.2 115	47.6 109	0.4 1	1.7 4	100.0 229
	実習	75.5 173	22.7 52	0.0 0	1.7 4	100.0 229
	選択必修科目	57.2 131	41.5 95	0.0 0	1.3 3	100.0 229
	総授業時間数	77.7 178	20.5 47	0.0 0	1.7 4	100.0 229
合 計	関係法規・制度	57.8 200	40.2 139	0.3 1	1.7 6	100.0 346
	衛生管理	56.6 196	41.3 143	0.3 1	1.7 6	100.0 346
	保健	56.6 196	41.0 142	0.3 1	2.0 7	100.0 346
	物理・化学	58.7 203	39.3 136	0.3 1	1.7 6	100.0 346
	文化論	53.2 184	44.8 155	0.3 1	1.7 6	100.0 346
	技術理論	59.8 207	38.2 132	0.3 1	1.7 6	100.0 346
	運営管理	53.5 185	44.2 153	0.3 1	2.0 7	100.0 346
	実習	75.1 260	22.5 78	0.0 0	2.3 8	100.0 346
	選択必修科目	57.8 200	40.2 139	0.0 0	2.0 7	100.0 346
	総授業時間数	78.3 271	19.7 68	0.0 0	2.0 7	100.0 346

2 養成施設内で行う実習について

(1)対象者(モデル)について

ア モデルに対する指導状況

表2(1)-1 実習モデルに対する指導状況(重複回答)《票:厚3-2、県4-2》

		モデルウィッグ	相モデル	生計困難者	その他
厚生局	指導している	100.0 8	100.0 8	62.5 5	12.5 1
	指導していない	0.0 0	0.0 0	37.5 3	87.5 7
	合 計	100.0 8	100.0 8	100.0 8	100.0 8
都道府県	指導している	76.2 16	76.2 16	23.8 5	23.8 5
	指導していない	23.8 5	23.8 5	76.2 16	76.2 16
	合 計	100.0 21	100.0 21	100.0 21	100.0 21
合 計	指導している	82.8 24	82.8 24	34.5 10	20.7 6
	指導していない	17.2 5	17.2 5	65.5 19	79.3 23
	合 計	100.0 29	100.0 29	100.0 29	100.0 29

イ モデルの状況

表2(1)-2 実習モデルの状況(重複回答)《票:養3-2(1)》

		モデルウィッグ	相モデル	生計困難者	その他
理容師養成施設	使用している	93.2 109	59.0 69	2.6 3	16.2 19
	使用していない	6.8 8	41.0 48	97.4 114	83.8 98
	合 計	100.0 117	100.0 117	100.0 117	100.0 117
美容師養成施設	使用している	93.4 214	61.6 141	1.3 3	6.6 15
	使用していない	6.6 15	38.4 88	98.7 226	93.4 214
	合 計	100.0 229	100.0 229	100.0 229	100.0 229
合 計	使用している	93.4 323	60.7 210	1.7 6	9.8 34
	使用していない	6.6 23	39.3 136	98.3 340	90.2 312
	合 計	100.0 346	100.0 346	100.0 346	100.0 346

(2)モデルの使用した実習の開始時期

表2(2)-1 実習の開始時期を早める必要性《票:養3-2(2)》

	早める必要有り	早める必要なし	無回答	合計
理容師養成施設	51.3 60	44.4 52	4.3 5	100.0 117
美容師養成施設	56.3 129	38.9 89	4.8 11	100.0 229
合 計	54.6 189	40.8 141	4.6 16	100.0 346

3 理容所又は美容所で行う実務実習について

(1) 実習時間について

ア 実施状況

(ア) 年間実務実習時間

表3(2)ア(ア) 1年間の実務実習時間数《票:養3-3(3)ア(ア)》

		1～10 時間	11～20 時間	21～30 時間	31～40 時間	41～50 時間	51～60 時間	61時間 以上	無回答	合計
理容師養成 施設	昼 間 課 程	14.5 9	12.9 8	17.7 11	12.9 8	8.1 5	19.4 12	12.9 8	1.6 1	100.0 62
	夜 間 課 程	0.0 0	0.0 0	0.0 0	0.0 0	0.0 0	0.0 0	0.0 0	0.0 0	0.0 0
	通 信 課 程	0.0 0	25.0 1	25.0 1	25.0 1	0.0 0	0.0 0	25.0 1	0.0 0	100.0 4
	通信課程(従業者)	25.0 3	25.0 3	0.0 0	0.0 0	8.3 1	8.3 1	33.3 4	0.0 0	100.0 12
	合 計	15.4 12	15.4 12	15.4 12	11.5 9	7.7 6	16.7 13	16.7 13	1.3 1	100.0 78
美容師養成 施設	昼 間 課 程	11.3 13	14.8 17	14.8 17	15.7 18	7.0 8	23.5 27	13.0 15	0.0 0	100.0 115
	夜 間 課 程	0.0 0	16.7 1	16.7 1	16.7 1	16.7 1	16.7 1	16.7 1	0.0 0	100.0 6
	通 信 課 程	25.0 1	50.0 2	0.0 0	0.0 0	0.0 0	0.0 0	25.0 1	0.0 0	100.0 4
	通信課程(従業者)	13.6 3	22.7 5	0.0 0	13.6 3	9.1 2	9.1 2	31.8 7	0.0 0	100.0 22
	合 計	11.6 17	17.0 25	12.2 18	15.0 22	7.5 11	20.4 30	16.3 24	0.0 0	100.0 147
合 計	昼 間 課 程	12.4 22	14.1 25	15.8 28	14.7 26	7.3 13	22.0 39	13.0 23	0.6 1	100.0 177
	夜 間 課 程	12.5 1	37.5 3	12.5 1	12.5 1	0.0 0	0.0 0	25.0 2	0.0 0	100.0 8
	通 信 課 程	12.5 1	37.5 3	12.5 1	12.5 1	0.0 0	0.0 0	25.0 2	0.0 0	100.0 8
	通信課程(従業者)	17.6 6	23.5 8	0.0 0	8.8 3	8.8 3	8.8 3	32.4 11	0.0 0	100.0 34
	合 計	12.9 29	16.4 37	13.3 30	13.8 31	7.6 17	19.1 43	16.4 37	0.4 1	100.0 225

(イ) 1日当たりの実務実習時間

表3(2)ア(イ)-1 養成施設の状況《票:養3-3(3)ア(イ)》

	1時間	2時間	3時間	4時間	4時間 以上	無回答	合計
理容師養成 施設	1.6 1	14.8 9	4.9 3	52.5 32	26.2 16	0.0 0	100.0 61
美容師養成 施設	0.0 0	7.8 9	7.8 9	54.8 63	29.6 34	0.0 0	100.0 115
合計	0.6 1	10.2 18	6.8 12	54.0 95	28.4 50	0.0 0	100.0 176

表3(2)ア(イ)-2 理容所・美容所の状況《票:所1-2(1)》

	1時間	2時間	3時間	4時間	4時間 以上	無回答	合計
理 容 所	1.7 2	12.0 14	7.7 9	37.6 44	29.1 34	12.0 14	100.0 117
美 容 所	0.5 1	7.7 17	5.5 12	39.1 86	36.8 81	10.5 23	100.0 220
合 計	0.9 3	9.2 31	6.2 21	38.6 130	34.1 115	11.0 37	100.0 337

イ 実務実習時間の拡大

(ア) 年間実務実習時間

表3(2)イ(ア)ー1 養成施設の状況《票:養3-3(3)イ》

	拡大する必要がある	拡大する必要はない	どちらともいえない	無回答	合計
理容師養成施設	22.1 15	20.6 14	57.4 39	0.0 0	100.0 68
美容師養成施設	18.7 23	29.3 36	52.0 64	0.0 0	100.0 123
合計	19.9 38	26.2 50	53.9 103	0.0 0	100.0 191

表3(2)イ(ア)ー4 理容所・美容所の状況《票:所1-2(2)》

	拡大する必要がある	拡大する必要はない	どちらともいえない	無回答	合計
理容所	25.6 30	21.4 25	43.6 51	9.4 11	100.0 117
美容所	15.9 35	22.3 49	54.1 119	7.7 17	100.0 220
合計	19.3 65	22.0 74	50.4 170	8.3 28	100.0 337

(イ) 1日当たりの実務実習時間

表3(2)イ(イ)ー1 1日当たりの実務実習時間数の拡大《票:養3-3(3)ウ》

	拡大する必要がある	拡大する必要はない	どちらともいえない	無回答	合計
理容師養成施設	39.7 27	17.6 12	42.6 29	0.0 0	100.0 68
美容師養成施設	48.0 59	12.2 15	39.8 49	0.0 0	100.0 123
合計	45.0 86	14.1 27	40.8 78	0.0 0	100.0 191

表3(2)イ(イ)ー4 理容所・美容所の状況《票:所1-2(3)》

	拡大する必要がある	拡大する必要はない	どちらともいえない	無回答	合計
理容所	30.8 36	17.1 20	41.9 49	10.3 12	100.0 117
美容所	33.2 73	15.5 34	43.2 95	8.2 18	100.0 220
合計	32.3 109	16.0 54	42.7 144	8.9 30	100.0 337

(2) 理容所及び美容所での指導状況

ア 1人の理容師又は美容師に同時に指導される実務実習生数

(ア) 1人の理容師・美容師が指導する実務実習生数の指導状況

表3(2)イ-1 1人の理容師又は美容師が同時に指導する実務実習生数の指導状況《票：厚3-3(2)、県4-3(2)》

	指導している	指導していない	無回答	合計
厚生局	0.0 0	100.0 8	0.0 0	100.0 8
都道府県	9.5 2	90.5 19	0.0 0	90.5 21
合計	6.9 2	93.1 27	0.0 0	93.1 29

表3(2)-2 1人の理容師又は美容師が同時に指導する実務実習生数《票：厚3-3(2)、県4-3(2)》

	1人	2人	3人	4~5人	6~8人	9人以上	無回答	合計
厚生局	0.0 0	0.0 0	0.0 0	0.0 0	0.0 0	0.0 0	0.0 0	0.0 0
都道府県	50.0 1	50.0 1	0.0 0	0.0 0	0.0 0	0.0 0	0.0 0	100.0 2
合計	50.0 1	50.0 1	0.0 0	0.0 0	0.0 0	0.0 0	0.0 0	100.0 2

(イ) 理容師又は美容師の指導状況

表3(2)-3 1人の理容師又は美容師に同時に指導される実務実習生数《票：養3-3(4)イ》

	1人	2人	3人	4~5人	6~8人	9人以上	無回答	合計
理容師養成施設	66.1 41	22.6 14	3.2 2	3.2 2	0.0 0	0.0 0	4.8 3	100.0 62
美容師養成施設	53.0 61	30.4 35	10.4 12	0.0 0	0.9 1	1.7 2	3.5 4	100.0 115
合計	57.6 102	27.7 49	7.9 14	1.1 2	0.6 1	1.1 2	4.0 7	100.0 177

表3(2)イ-4 1人の理容師又は美容師が同時に指導する実務実習生数《票：所1-3(2)》

	1人	2人	3人	4~5人	6~8人	9人以上	無回答	合計
理容所	57.3 67	23.9 28	3.4 4	1.7 2	0.0 0	0.0 0	13.7 16	100.0 117
美容所	56.4 124	29.5 65	2.3 5	2.3 5	0.0 0	0.0 0	9.5 21	100.0 220
合計	56.7 191	27.6 93	2.7 9	2.1 7	0.0 0	0.0 0	11.0 37	100.0 337

(ウ) 1人の理容師・美容師が指導する望ましい数

表3(2)イ-5 理容師又は美容師1人に同時に指導される実務実習生の望ましい数《票：養3-3(4)ウ》

	1人	2人	3人	4~5人	6~8人	9人以上	無回答	合計
理容師養成施設	64.5 40	25.8 16	4.8 3	1.6 1	0.0 0	0.0 0	3.2 2	100.0 62
美容師養成施設	48.7 56	39.1 45	8.7 10	0.0 0	0.0 0	1.7 2	1.7 2	100.0 115
合計	54.2 96	34.5 61	7.3 13	0.6 1	0.0 0	1.1 2	2.3 4	100.0 177

表3(2)イ-6 理容師又は美容師1人が同時に指導できる実務実習生数《票：所1-3(3)》

	1人	2人	3人	4~5人	6~8人	9人以上	無回答	合計
理容所	32.5 38	46.2 54	11.1 13	1.7 2	0.0 0	0.0 0	8.5 10	100.0 117
美容所	32.3 71	44.5 98	10.5 23	3.2 7	0.0 0	0.0 0	9.5 21	100.0 220
合計	32.3 109	45.1 152	10.7 36	2.7 9	0.0 0	0.0 0	9.2 31	100.0 337

イ 実施計画・実務記録

(ア)実施計画・実務記録に関する指導状況

表3(2)ウー1 実施計画及び実務記録に関する指導状況《票：厚3-3(1)、県4-3(1)》

	確認・指導している	確認・指導していない	合計
厚生局	87.5 7	12.5 1	100.0 8
都道府県	57.1 12	42.9 9	100.0 21
合計	65.5 19	34.5 10	100.0 29

(イ)実施計画の提示状況

表3(2)ウー2 実施計画の提示状況(養成施設)《票：養3-3(4)才》

	実習の都度提示	一定の時期毎に提示	提示していない	無回答	合計
理容師養成施設	66.2 43	10.8 7	23.1 15	0.0 0	100.0 65
美容師養成施設	72.2 83	12.2 14	15.7 18	0.0 0	100.0 115
合計	70.0 126	11.7 21	18.3 33	0.0 0	100.0 180

表3(2)ウー3 実施計画の提示状況(理容所・美容所)《票：所1-3(5)》

	実習の都度提示	一定の時期毎に提示	提示していない	その他	無回答	合計
理容所	64.1 75	8.5 10	13.7 16	11.1 13	2.6 3	100.0 117
美容所	65.0 143	11.8 26	9.5 21	4.1 9	9.5 21	100.0 220
合計	64.7 218	10.7 36	11.0 37	6.5 22	7.1 24	100.0 337

(ウ)実施計画どおりの実務実習

表3(2)ウー4 実施計画どおりの実務実習(養成施設)《票3-3(4)力》

	できている	できていない	無回答	合計
理容師養成施設	80.6 50	12.9 8	6.5 4	100.0 62
美容師養成施設	79.1 91	10.4 12	10.4 12	100.0 115
合計	79.7 141	11.3 20	9.0 16	100.0 177

表3(2)ウー5 実施計画どおりの実務実習(理容所・美容所)《票：所1-3(6)》

	できている	できていない	無回答	合計
理容所	65.8 77	21.4 25	12.8 15	100.0 117
美容所	68.2 150	20.9 46	10.9 24	100.0 220
合計	67.4 227	21.1 71	11.6 39	100.0 337

ウ 1か所の理容所・美容所に同一時間帯で送り出す実務実習生数

(ア)実務実習生数に関する指導状況

表3(3)ア-1 実務実習生数の指導状況《追加質問》

	指導している	指導していない	合計
厚生局	12.5 1	87.5 7	100.0 8
都道府県	9.5 2	90.5 19	100.0 21
合計	10.3 3	89.7 26	100.0 29

イ 1理容所・美容所の実務実習生数

表3(3)ア-2 実務実習数の状況《票:養3-3(4)ア》

	1人	2~3人	4~5人	6~8人	9人以上	無回答	合計
理容師養成施設	69.4 43	25.8 16	3.2 2	0.0 0	1.6 1	0.0 0	100.0 62
美容師養成施設	53.0 61	45.2 52	0.0 0	0.0 0	1.7 2	0.0 0	100.0 115
合計	58.8 104	38.4 68	1.1 2	0.0 0	1.7 3	0.0 0	100.0 177

表3(2)ア-3 受け入れる実務実習生数《票:所1-3(1)》

	1人	2~3人	4~5人	6~8人	9人以上	無回答	合計
理容所	59.8 70	25.6 30	1.7 2	0.0 0	0.9 1	12.0 14	100.0 117
美容所	42.7 94	46.8 103	1.8 4	0.5 1	0.0 0	8.2 18	100.0 220
合計	48.7 164	39.5 133	1.8 6	0.3 1	0.3 1	9.5 32	100.0 337

(3)理容行為・美容行為の状況

ア 無料で行う理容行為・美容行為に対する指導状況

表3(4)アー1 無料で行う理容行為・美容行為《票:厚3-3(4)ア、県4-3(4)ア》

	聞いたことがある			無	合計
	有	聞いたことはあ るが実態は把握 していない	合計		
厚生局	33.3 12.5 1	66.7 25.0 2	100.0 37.5 3	62.5 5	100.0 8
都道府県	0.0 0.0 0	100.0 4.8 1	100.0 4.8 1	95.2 20	100.0 21
合計	25.0 3.4 1	75.0 10.3 3	100.0 13.8 4	86.2 25	100.0 29

表3(4)アー2 無料で行う理容行為・美容行為に対する指導状況《票:厚3-3(4)イ、県4-3(4)イ》

	無料で行わない よう指導	指導していない	その他	合計
厚生局	0.0 0	100.0 1	0.0 0	100.0 1
都道府県	0.0 0	0.0 0	0.0 0	0.0 0
合計	0.0 0	100.0 1	0.0 0	100.0 1

イ 実務実習生の受入れに関する苦情

表3(4)アー3 受入れに当たっての苦情(理容所・美容所)《票:養1-1(4)》

	受けている	受けていない	無回答	合計
理容所	1.4 3	90.5 199	8.2 18	100.0 220
美容所	1.7 2	87.2 102	11.1 13	100.0 117
合計	1.5 5	89.3 301	9.2 31	100.0 337

ウ 代金の徴収

表3(4)ウー3 代金の徴収の状況《票:所1-3(10)》

	徴収する			徴収しない	無回答	合計
	徴収する	内容による徴収	合計			
理容所	43.8 12.0 14	56.3 15.4 18	100.0 27.4 32	54.7 64	17.9 21	100.0 117
美容所	48.0 5.5 12	52.0 5.9 13	100.0 11.4 25	70.5 155	18.2 40	100.0 220
合計	45.6 7.7 26	54.4 9.2 31	100.0 16.9 57	65.0 219	18.1 61	100.0 337

エ 顧客の状況

表3(4)イー1 1日当たりの平均顧客数《票:養3-3(4)エ》

		1人	2~3人	4~5人	6~8人	9人以上	無回答	合計
理容師養成施設	実施計画上	27.4 17	35.5 22	6.5 4	0.0 0	0.0 0	30.6 19	100.0 62
	実行上	27.4 17	32.3 20	4.8 3	0.0 0	0.0 0	35.5 22	100.0 62
美容師養成施設	実施計画上	14.8 17	36.5 42	12.2 14	0.0 0	0.0 0	36.5 42	100.0 115
	実行上	19.1 22	30.4 35	9.6 11	0.0 0	0.0 0	40.9 47	100.0 115
合 計	実施計画上	19.2 34	36.2 64	10.2 18	0.0 0	0.0 0	34.5 61	100.0 177
	実行上	22.0 39	31.1 55	7.9 14	0.0 0	0.0 0	39.0 69	100.0 177

表3(4)イー2 1日当たりの平均顧客数《票:所1-3(4)》

	1人	2~3人	4~5人	6~8人	9人以上	無回答	合計
理 容 所	22.2 26	44.4 52	8.5 10	0.0 0	0.9 1	23.9 28	100.0 117
美 容 所	15.5 34	34.5 76	10.9 24	0.5 1	0.9 2	37.7 83	100.0 220
合 計	17.8 60	38.0 128	10.1 34	0.3 1	0.9 3	32.9 111	100.0 337

表3(4)イー3 顧客に断られることの有無《票:所1-3(6)》

	よくある	時々ある	あまりない	全くない	無回答	合計
理 容 所	1.7 2	7.7 9	36.8 43	35.0 41	18.8 22	100.0 117
美 容 所	2.7 6	6.4 14	28.6 63	36.8 81	25.5 56	100.0 220
合 計	2.4 8	6.8 23	31.5 106	36.2 122	23.1 78	100.0 337

表3(4)イー4 1人の顧客に対する最初から最後まで理容行為又は美容行為《票:所1-3(7)》

	ある	ない	無回答	合計
理 容 所	1.7 2	86.3 101	12.0 14	100.0 117
美 容 所	1.4 3	90.5 199	8.2 18	100.0 220
合 計	1.5 5	89.0 300	9.5 32	100.0 337

オ 顧客の確保対策

表3(4)エー1 顧客の確保するための方策(養成施設)《票:養3-3(5)》

	講じている	講じていない	無回答	合計
理容師養成施設	9.8 6	88.5 54	1.6 1	100.0 61
美容師養成施設	3.5 4	92.2 106	4.3 5	100.0 115
合計	5.7 10	90.9 160	3.4 6	100.0 176

表3(4)エー3 顧客の確保するための方策(理容所・美容所)《票:所1-4》

	講じている	講じていない	無回答	合計
理 容 所	17.1 20	66.7 78	16.2 19	100.0 117
美 容 所	7.3 16	79.1 174	13.6 30	100.0 220
合 計	10.7 36	74.8 252	14.5 49	100.0 337

(4) 選択必修科目の専門教育科目に係る校外実習(実務実習)

ア 校外実習に関する指導状況

表3(5)ア-1 校外実習に対する指導状況《票:厚3-3(5)ア、県4-3(5)ア》

	認めている	認めていない	その他	合計
厚生局	25.0 2	62.5 5	12.5 1	100.0 8
都道府県	23.8 5	76.2 16	0.0 0	100.0 21
合計	24.1 7	72.4 21	3.4 1	100.0 29

表3(5)ア-2 校外実習に対する指導の内容(重複回答)《票:厚3-3(5)イ、県4-3(5)イ》

	指導している						指導していない	無回答	合計
	実施計画・評価	実施時期	時間数・回数	実習施設	指導者・指導内容	合計			
厚生局	28.6	14.3	14.3	28.6	14.3	100.0			
	28.6	14.3	14.3	28.6	14.3	100.0	0.0	0.0	100.0
	2	1	1	2	1	7	0	0	7
都道府県	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	80.0	20.0	100.0
	0	0	0	0	0	0	4	1	5
合計	28.6	14.3	14.3	28.6	14.3	100.0			
	16.7	8.3	8.3	16.7	8.3	58.3	33.3	8.3	100.0
	2	1	1	2	1	7	4	1	12

イ 校外実習の実施状況

表3(5)ア-3 校外実習の実施状況《票:養3-3(7)ア》

	実施している	実施していない	無回答	合計
理容師養成施設	10.3 12	59.0 69	30.8 36	100.0 117
美容師養成施設	50.2 115	48.5 111	1.3 3	100.0 229
合計	36.7 127	52.0 180	11.3 39	100.0 346

表3(5)ア-4 校外実習の受入状況《票:所1-6(1)(2)》

	受け入れている	受け入れていない	無回答	合計
理容所	18.8 22	63.2 74	17.9 21	100.0 117
美容所	15.5 34	65.0 143	19.5 43	100.0 220
合計	16.6 56	64.4 217	19.0 64	100.0 337

ウ 校外実習生の受入れの可否

表3(5)ア-5 校外実習の受入の可否《票:所1-6(1)》

	可能	不可能	無回答	合計
理容所	44.4 52	47.0 55	8.5 10	100.0 117
美容所	45.0 99	39.5 87	15.5 34	100.0 220
合計	44.8 151	42.1 142	13.1 44	100.0 337

エ 実施計画及び実務記録

表3(5)ウ-1 実施計画の作成及び実務記録の評価の状況《票:養3-3(7)ウ》

	している	していない	無回答	合計
理容師養成施設	100.0 12	0.0 0	0.0 0	100.0 12
美容師養成施設	15.7 18	0.0 0	84.3 97	100.0 115
合 計	23.6 30	0.0 0	76.4 97	100.0 127

表3(5)ウ-2 実施計画の提示及び実務記録の作成状況《票:所1-6(4)(5)》

	実習計画				実務記録			
	受けている	受けていない	無回答	合計	記録している	記録していない	無回答	合計
理容所	77.3 17	22.7 5	0.0 0	100.0 22	63.6 14	36.4 8	0.0 0	100.0 22
美容所	73.5 25	23.5 8	2.9 1	100.0 34	85.3 29	11.8 4	2.9 1	100.0 34
合計	75.0 42	23.2 13	1.8 1	100.0 56	76.8 43	21.4 12	1.8 1	100.0 56

(5) 名札の着用

ア 名札等の着用に関する指導状況

表3(6)-1 名札の着用に関する指導状況《票:厚3-3(3)、県4-3(3)》

	着用するよう指導	指導していない	合計
厚生局	25.0 2	75.0 6	100.0 8
都道府県	38.1 8	61.9 13	100.0 21
合 計	34.5 10	65.5 19	100.0 29

イ 名札等の着用の状況

表3(6)-2 名札の着用状況(養成施設)《票:養3-3(4)キ》

	義務付けている	義務付けていない	その他	無回答	合計
理容師養成施設	62.9 39	30.6 19	4.8 3	1.6 1	100.0 62
美容師養成施設	60.9 70	29.6 34	7.0 8	2.6 3	100.0 115
合 計	61.6 109	29.9 53	6.2 11	2.3 4	100.0 177

表3(6)-3 名札の着用状況(理容所・美容所)《票:所1-3(9)》

	養成施設の指示	理容所の判断で着用	着用していない	その他	無回答	合計
理 容 所	47.0 55	12.0 14	0.0 0	4.3 5	36.8 43	100.0 117
美 容 所	50.5 111	17.7 39	23.6 52	0.5 1	7.7 17	100.0 220
合 計	49.3 166	15.7 53	15.4 52	1.8 6	17.8 60	100.0 337

(6)実施状況

ア 実施状況

表3(1)ア 実務実習の実施状況《票:養3-3(1)》

		実施	未実施	無回答	合計
理容師養成施設	昼間課程	53.0 62	43.6 51	3.4 4	100.0 117
	夜間課程	0.0 0	50.0 1	50.0 1	100.0 2
	通信課程	18.8 15	76.3 61	5.0 4	100.0 80
	合 計	38.7 77	56.8 113	4.5 9	100.0 199
美容師養成施設	昼間課程	50.2 115	48.5 111	1.3 3	100.0 229
	夜間課程	19.4 6	77.4 24	3.2 1	100.0 31
	通信課程	13.7 24	79.4 139	6.9 12	100.0 175
	合 計	33.3 145	63.0 274	3.7 16	100.0 435
合計	昼間課程	51.2 177	46.8 162	2.0 7	100.0 346
	夜間課程	18.2 6	75.8 25	6.1 2	100.0 33
	通信課程	15.3 39	78.4 200	6.3 16	100.0 255
	合 計	35.0 222	61.0 387	3.9 25	100.0 634

イ 委託及び受入れの状況

表3(1)イ-1 委託している理容所・美容所数《票:養3-3(2)ア》

		1~2 か所	3~5 か所	6~8 か所	9~10 か所	11~15 か所	16~20 か所	21か所 以上	無回答	合計
理容師養成施設	昼間課程	22.6 14	17.7 11	9.7 6	8.1 5	8.1 5	3.2 2	16.1 10	14.5 9	100.0 62
	夜間課程	0.0 0	0.0 0	0.0 0	0.0 0	0.0 0	0.0 0	0.0 0	0.0 0	0.0 0
	通信課程	6.7 1	6.7 1	13.3 2	0.0 0	13.3 2	0.0 0	20.0 3	40.0 6	100.0 15
	合 計	19.5 15	15.6 12	10.4 8	6.5 5	9.1 7	2.6 2	16.9 13	19.5 15	100.0 77
美容師養成施設	昼間課程	8.7 10	3.5 4	8.7 10	3.5 4	10.4 12	7.0 8	47.8 55	10.4 12	100.0 115
	夜間課程	16.7 1	0.0 0	16.7 1	16.7 1	16.7 1	0.0 0	33.3 2	0.0 0	100.0 6
	通信課程	8.3 2	4.2 1	8.3 2	4.2 1	12.5 3	4.2 1	45.8 11	12.5 3	100.0 24
	合 計	9.0 13	3.4 5	9.0 13	4.1 6	11.0 16	6.2 9	46.9 68	10.3 15	100.0 145
合 計	昼間課程	13.6 24	8.5 15	9.0 16	5.1 9	9.6 17	5.6 10	36.7 65	11.9 21	100.0 177
	夜間課程	16.7 1	0.0 0	16.7 1	16.7 1	16.7 1	0.0 0	33.3 2	0.0 0	100.0 6
	通信課程	7.7 3	5.1 2	10.3 4	2.6 1	12.8 5	2.6 1	35.9 14	23.1 9	100.0 39
	合 計	12.6 28	7.7 17	9.5 21	5.0 11	10.4 23	5.0 11	36.5 81	13.5 30	100.0 222

表3(1)イー2 実務実習場所となる理容所・美容所の十分な確保《票:養3-3(2)イ》

	確保できている	十分でないが確保できている	確保できていない	無回答	合計
理容師養成施設	100.0 62	0.0 0	0.0 0	0.0 0	100.0 62
美容師養成施設	0.0 0	100.0 115	0.0 0	0.0 0	100.0 115
合 計	35.0 62	65.0 115	0.0 0	0.0 0	100.0 177

表3(1)イー3 受入れを行っている養成施設数数《票1-1(5)》

	1か所	2か所	3か所	4か所	5か所以上	無回答	合計
理 容 所	71.8 84	7.7 9	0.0 0	0.0 0	1.7 2	18.8 22	100.0 117
美 容 所	58.6 129	15.9 35	6.8 15	2.3 5	3.2 7	13.2 29	100.0 220
合 計	63.2 213	13.1 44	4.5 15	1.5 5	2.7 9	15.1 51	100.0 337

表3(1)イー4 実務実習生の受入れの可否(重複回答)《票:養1-1(1)》

	可能	不可能	無回答	合計
理 容 所	87.2 102	7.7 9	5.1 6	100.0 117
美 容 所	90.5 199	2.7 6	6.8 15	100.0 220
合 計	89.3 301	4.5 15	6.2 21	100.0 337

ウ 実習場所の選定について

表3(1)ウー1 理容所・美容所の選定方法《票:養3-3(2)ウ(ア)》

	養成施設が設置	近隣の理美容所	組合等の協力	関係者が経営	その他	合計
理容師養成施設	16.9 15	30.3 27	28.1 25	19.1 17	5.6 5	100.0 89
美容師養成施設	12.5 19	42.1 64	21.1 32	24.3 37	0.0 0	100.0 152
合 計	14.1 34	37.8 91	23.7 57	22.4 54	2.1 5	100.0 241

表3(1)ウー2 実務実習生を受入れた方法《票:所1-1(2)》

	直接依頼	組合等を通じて	その他	無回答	合計
理 容 所	76.1 89	3.4 4	10.3 12	10.3 12	100.0 117
美 容 所	82.3 181	5.5 12	5.0 11	7.3 16	100.0 220
合 計	80.1 270	4.7 16	6.8 23	8.3 28	100.0 337

エ 理容所又は美容所に対する実務実習生の受入費用

表3(1)エー1 理容所・美容所に対する受入れ費用の支出《票:養3-3(2)エ》

	支出している	支出していない	その他	合計
理容師養成施設	1.6 1	96.9 62	1.6 1	100.0 64
美容師養成施設	2.5 3	94.2 113	3.3 4	100.0 120
合 計	2.2 4	95.1 175	2.7 5	100.0 184

表3(1)エー2 養成施設からの受入れ費用の受領《票:1-1(3)》

	受領している	受領していない	その他	無回答	合計
理 容 所	3.4 4	88.0 103	0.9 1	7.7 9	100.0 117
美 容 所	1.4 3	90.5 199	0.0 0	8.2 18	100.0 220
合 計	2.1 7	89.6 302	0.3 1	8.0 27	100.0 337

オ 実務実習に関する問題点

表3(1)オー1 実務実習に関する養成施設側の問題点《票:養3-3(6)》

	ある	ない	無回答	合計
理容師養成施設	18.0 11	82.0 50	0.0 0	100.0 61
美容師養成施設	24.3 28	73.0 84	2.6 3	100.0 115
合 計	22.2 39	76.1 134	1.7 3	100.0 176

表3(1)オー3 実務実習に関する理容所・美容所側からの問題点《票:所1-5》

	ある	ない	無回答	合計
理 容 所	16.2 19	70.9 83	12.8 15	100.0 117
美 容 所	15.5 34	70.0 154	14.5 32	100.0 220
合 計	15.7 53	70.3 237	13.9 47	100.0 337

4 通信課程について

(1)教育の充実について

ア 面接授業について

(ア)授業時間数について

表4(1)ア(イ) 基準となる時間数との比較《票・養3-4(1)ア》

		上回っている	同時間	下回っている	無回答	合計
理容師養成 施設	関係法規・制度	33.3 27	66.7 54	0.0 0	0.0 0	100.0 81
	衛生管理	29.6 24	70.4 57	0.0 0	0.0 0	100.0 81
	保健	28.4 23	71.6 58	0.0 0	0.0 0	100.0 81
	物理・化学	28.4 23	71.6 58	0.0 0	0.0 0	100.0 81
	文化論	33.3 27	66.7 54	0.0 0	0.0 0	100.0 81
	技術理論	37.0 30	63.0 51	0.0 0	0.0 0	100.0 81
	運営管理	33.3 27	66.7 54	0.0 0	0.0 0	100.0 81
	実習	45.7 37	54.3 44	0.0 0	0.0 0	100.0 81
	選択必修科目	37.0 30	63.0 51	0.0 0	0.0 0	100.0 81
	合計	34.0 248	66.0 481	0.0 0	0.0 0	100.0 729
美容師養成 施設	関係法規・制度	26.3 46	72.0 126	0.6 1	1.1 2	100.0 175
	衛生管理	25.1 44	73.1 128	0.6 1	1.1 2	100.0 175
	保健	24.0 42	73.7 129	1.1 2	1.1 2	100.0 175
	物理・化学	24.0 42	73.7 129	1.1 2	1.1 2	100.0 175
	文化論	25.1 44	71.4 125	2.3 4	1.1 2	100.0 175
	技術理論	29.7 52	68.6 120	0.6 1	1.1 2	100.0 175
	運営管理	25.9 45	70.7 123	2.3 4	1.1 2	100.0 174
	実習	45.7 80	52.6 92	0.6 1	1.1 2	100.0 175
	選択必修科目	29.1 51	65.7 115	3.4 6	1.7 3	100.0 175
	合計	28.3 446	69.1 1087	1.4 22	1.2 19	100.0 1574

		上回っている	同時間	下回っている	無回答	合計
合計	関係法規・制度	28.5 73	70.3 180	0.4 1	0.8 2	100.0 256
	衛生管理	26.6 68	72.3 185	0.4 1	0.8 2	100.0 256
	保健	25.4 65	73.0 187	0.8 2	0.8 2	100.0 256
	物理・化学	25.4 65	73.0 187	0.8 2	0.8 2	100.0 256
	文化論	27.7 71	69.9 179	1.6 4	0.8 2	100.0 256
	技術理論	32.0 82	66.8 171	0.4 1	0.8 2	100.0 256
	運営管理	28.2 72	69.4 177	1.6 4	0.8 2	100.0 255
	実習	45.7 117	53.1 136	0.4 1	0.8 2	100.0 256
	選択必修科目	31.6 81	64.8 166	2.3 6	1.2 3	100.0 256
	合計	30.1 694	68.1 1,568	1.0 22	0.8 19	100.0 2,303

(イ)実施回数及び実施時期

表4(1)ア(ウ)～1 年間実施回数《票:養3-4(1)イ(ア)》

	1～2 回	3～4 回	5～6 回	7～8 回	9～10 回	11回以 上	無回答	合計
理容師養成 施設	59.3 48	22.2 18	8.6 7	0.0 0	1.2 1	8.6 7	0.0 0	100.0 81
美容師養成 施設	50.3 88	26.3 46	5.1 9	0.6 1	1.1 2	15.4 27	1.1 2	100.0 175
合 計	53.1 136	25.0 64	6.3 16	0.4 1	1.2 3	13.3 34	0.8 2	100.0 256

表4(1)ア(ウ)～2 実施時期《票:養3-4(1)イ(イ)》

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
理容師養成 施設	3.2 9	4.3 12	20.4 57	5.4 15	4.3 12	6.8 19	24.7 69	19.0 53	2.5 7	2.5 7	2.5 7	2.5 7
美容師養成 施設	3.4 22	6.1 40	18.2 119	5.2 34	4.9 32	6.0 39	20.6 135	19.1 125	3.4 22	3.1 20	3.5 23	4.3 28
合計	3.3 31	5.6 52	18.9 176	5.3 49	4.7 44	6.2 58	21.9 204	19.1 178	3.1 29	2.9 27	3.2 30	3.8 35
	無回答	合計										
理容師養成 施設	1.8 5	100.0 279										
美容師養成 施設	2.3 15	100.0 654										
合計	2.1 20	100.0 933										

(ウ)1回当たりの日数

表4(1)ア(エ)～1 1回当たりの日数《票:養3-4(1)イ(ウ)》

	1～5 日	6～10 日	11～15 日	16～20 日	21～25 日	26～30 日	31～35 日	無回答	合計
理容師養成 施設	27.5 22	45.0 36	13.8 11	8.8 7	5.0 4	0.0 0	0.0 0	0.0 0	100.0 80
美容師養成 施設	26.3 46	37.7 66	17.7 31	9.7 17	4.6 8	0.6 1	0.6 1	2.9 5	100.0 175
合 計	26.7 68	40.0 102	16.5 42	9.4 24	4.7 12	0.4 1	0.4 1	2.0 5	100.0 255

(エ)1回当たりの時間数

表4(1)ア(エ)ー2 1日当たりの授業時間数《票:養3-4(1)イ(エ)》

	1～4時間	5～6時間	7時間以上	無回答	合計
理容師養成施設	1.3 1	35.0 28	61.3 49	2.5 2	100.0 80
美容師養成施設	3.4 6	42.9 75	53.1 93	0.6 1	100.0 175
合 計	2.7 7	40.4 103	55.7 142	1.2 3	100.0 255

イ 添削指導について

(ア)委託状況

表4(1)イー1 委託状況《票3-4(エ)ア》

	すべて委託	一部委託	すべて自ら実施	合計
理容師養成施設	91.7 77	7.1 6	1.2 1	100.0 84
美容師養成施設	93.7 164	5.7 10	0.6 1	100.0 175
合 計	93.1 241	6.2 16	0.8 2	100.0 259

(イ)内容

表4(1)イー2 委託内容の適否《票:養3-4(2)イ》

	十分	不十分	どちらともいえない	合計
理容師養成施設	88.5 69	2.6 2	9.0 7	100.0 78
美容師養成施設	92.7 152	1.2 2	6.1 10	100.0 164
合計	91.3 221	1.7 4	7.0 17	100.0 242

(2) 理容所又は美容所に従事している生徒について

ア 理容所・美容所に従事している生徒の有無

表4(2)ア-1 理容所・美容所に従事している生徒の有無《票:養3-4()ウ(ア)》

	いる	いない	無回答	合計
理容師養成施設	90.0 72	7.5 6	2.5 2	100.0 80
美容師養成施設	88.6 155	6.3 11	5.1 9	100.0 175
合 計	89.0 227	6.7 17	4.3 11	100.0 255

イ 常勤雇用者であることの確認

表4(2)ウ-1 従事者であることの指導状況《票:厚3-4(2)、県4-4(2)》

	常勤	従業者	確認していない	無回答	合計
厚生局	62.5 5	37.5 3	0.0 0	0.0 0	100.0 8
都道府県	4.8 1	42.9 9	47.6 10	4.8 1	100.0 21
合計	20.7 6	41.4 12	34.5 10	3.4 1	100.0 29

表4(2)ウ-2 理容所・美容所に従事している生徒に対する授業時間数の緩和《票:養3-4()ウ(イ)(エ)》

	常勤	従業者	未確認	合計
理容師養成施設	67.9 38	32.1 18	0.0 0	100.0 56
美容師養成施設	63.9 78	32.8 40	3.3 4	100.0 122
合計	65.2 116	32.6 58	2.2 4	100.0 178

表4(2)ウ-3 通信生の雇用状況《票:所2-1》

	常勤職員	非常勤職員	雇用していない	無回答	合計
理 容 所	30.8 36	5.1 6	47.9 56	16.2 19	100.0 117
美 容 所	35.5 78	1.4 3	49.5 109	13.6 30	100.0 220
合 計	33.8 114	2.7 9	49.0 165	14.5 49	100.0 337

ウ 理容所・美容所に従事している生徒に対する授業時間数の緩和

表4(2)イー-1 理容所・美容所に従事している生徒に対する授業時間数の緩和《票:養3-4()ウ(イ)(エ)》

	緩和している	緩和していない	無回答	合計
理容師養成施設	77.8 56	2.8 2	19.4 14	100.0 72
美容師養成施設	78.7 122	6.5 10	14.8 23	100.0 155
合 計	93.7 178	6.3 12	0.0 0	100.0 190

表4(2)イー-2 学習の質《票:養3-4()ウ(ウ)》

	確保されている	確保されていない	どちらともいえない	合計
理容師養成施設	41.4 24	5.2 3	53.4 31	100.0 58
美容師養成施設	43.4 53	8.2 10	48.4 59	100.0 122
合 計	42.8 77	7.2 13	50.0 90	100.0 180

表4(2)エー1 従事者に対する面接授業時間数の緩和《票:所2-2》

	適当	不適当	無回答	合計
理 容 所	92.9 39	2.4 1	4.8 2	100.0 42
美 容 所	70.3 64	11.0 10	18.7 17	100.0 91
合 計	77.4 103	8.3 11	14.3 19	100.0 133

(3)通信課程の実務実習場所について

表4(3) 通信生が行う実務実習(重複回答)《票:養3-3(2)ウ(イ)》

	養成施設の近 隣	通信生の住所 地	通信生の従事し ている理美容所	無回答	合計
理容師養成 施設	100.0 81	0.0 0	0.0 0	0.0 0	100.0 81
美容師養成 施設	72.6 127	3.4 6	2.3 4	21.7 38	100.0 175
合 計	81.3 208	2.3 6	1.6 4	14.8 38	100.0 256

5 中学校卒業者に対する講習について

(1)講習

ア 講習科目

表6(2)エー1 不要と考えられる課目《票:養3-5(4)ア》

	不要な課目				ない	無回答	合計
	現代社	化学	保健	計			
理容師養成施設	40.0 7.7 6	26.7 5.1 4	33.3 6.4 5	100.0 19.2 15	80.8 63	0.0 0	100.0 78
美容師養成施設	100.0 7.2 11	0.0 0.0 0	0.0 0.0 0	100.0 7.2 11	68.0 104	24.8 38	100.0 153
合 計	65.4 7.4 17	15.4 1.7 4	19.2 2.2 5	100.0 11.3 26	72.3 167	16.5 38	100.0 231

イ 講習時間

表6(3)オ 講習時間数が多い課目《票:養3-5(4)ウ》

	長い課目				ない	無回答	合計
	現代社	化学	保健	計			
理容師養成施設	22.2 2.7 2	33.3 4.1 3	44.4 5.4 4	100.0 12.2 9	73.0 54	14.9 11	100.0 74
美容師養成施設	31.0 5.9 9	34.5 6.5 10	34.5 6.5 10	100.0 19.0 29	56.9 87	24.2 37	100.0 153
合 計	28.9 4.8 11	34.2 5.7 13	36.8 6.2 14	100.0 16.7 38	62.1 141	21.1 48	100.0 227

ウ 通信授業の実施

(ア)通信授業の実施状況

表6(2)イー1 通信制の導入《票:養3-5(1)》

		通信で実施している	通信で実施していない	無回答	合計
理容師養成施設	昼間課程	59.4 41	27.5 19	13.0 9	100.0 69
	夜間課程	0.0 0	100.0 3	0.0 0	100.0 3
	通信課程	87.8 65	8.1 6	4.1 3	100.0 74
	合計	72.6 106	19.2 28	8.2 12	100.0 146
美容師養成施設	昼間課程	72.2 57	24.1 19	3.8 3	100.0 79
	夜間課程	75.0 12	25.0 4	0.0 0	100.0 16
	通信課程	88.2 135	7.2 11	4.6 7	100.0 153
	合計	82.3 204	13.7 34	4.0 10	100.0 248
合 計	昼間課程	66.2 98	25.7 38	8.1 12	100.0 148
	夜間課程	63.2 12	36.8 7	0.0 0	100.0 19
	通信課程	88.1 200	7.5 17	4.4 10	100.0 227
	合計	78.7 310	15.7 62	5.6 22	100.0 394

(イ) 添削指導の委託状況

表6(2)イ-2 教育センターへの委託状況《票:養3-5(2)》

	委託している	委託していない	無回答	合計
理容師養成施設	90.5 67	1.4 1	8.1 6	100.0 74
美容師養成施設	89.5 137	0.7 1	9.8 15	100.0 153
合 計	89.9 204	0.9 2	9.3 21	100.0 227

エ 時間配分

表6(2)ウ 時間配分《票:養3-5(3)ア》

		入所後速やかに	授業に併せて	その他	無回答	合計
理容師養成施設	昼間課程	52.6 10	10.5 2	15.8 3	21.1 4	100.0 19
	夜間課程	0.0 0	33.3 1	0.0 0	66.7 2	100.0 3
	通信課程	25.0 2	75.0 6	0.0 0	0.0 0	100.0 8
	合 計	40.0 12	30.0 9	10.0 3	20.0 6	100.0 30
	美容師養成施設	昼間課程	42.1 8	5.3 1	5.3 1	47.4 9
夜間課程		25.0 1	25.0 1	25.0 1	25.0 1	100.0 4
通信課程		27.6 8	55.2 16	3.4 1	13.8 4	100.0 29
合 計		32.7 17	34.6 18	5.8 3	26.9 14	100.0 52
合 計		昼間課程	47.4 18	7.9 3	10.5 4	34.2 13
	夜間課程	14.3 1	28.6 2	14.3 1	42.9 3	100.0 7
	通信課程	27.0 10	59.5 22	2.7 1	10.8 4	100.0 37
	合 計	35.4 29	32.9 27	7.3 6	24.4 20	100.0 82

カ 教員の状況

表6(2)ア 中卒者に対する講習《票:養1-4》

	通常の教科課程の教員が実施	専門の教員が実施	その他	無回答	合計
理容師養成施設	45.9 34	0.0 0	10.8 8	43.2 32	100.0 74
美容師養成施設	24.8 38	3.3 5	5.9 9	66.0 101	100.0 153
合 計	31.7 72	2.2 5	7.5 17	58.6 133	100.0 227

(2) 入所状況について

ア 受入施設数

表6(1)ア-1 入所の状況《票:養2-6(1)》

		受け入れている	受け入れていない	無回答	合計
理容師養成施設	昼間課程	59.0 69	35.9 42	5.1 6	100.0 117
	夜間課程	33.3 1	66.7 2	0.0 0	100.0 3
	通信課程	92.5 74	7.5 6	0.0 0	100.0 80
	合計	72.0 144	25.0 50	3.0 6	100.0 200
美容師養成施設	昼間課程	34.5 79	62.9 144	2.6 6	100.0 229
	夜間課程	36.1 13	63.9 23	0.0 0	100.0 36
	通信課程	34.5 153	43.5 193	1.4 6	79.3 444
	合計	55.2 245	43.5 193	1.4 6	100.0 444
合計	昼間課程	42.8 148	53.8 186	3.5 12	100.0 346
	夜間課程	35.9 14	64.1 25	0.0 0	100.0 39
	通信課程	87.6 227	12.4 32	0.0 0	100.0 259
	合計	60.4 389	37.7 243	1.9 12	100.0 644

イ 入所者数

表6(1)イ-1 中学校卒業者の入所者数《票:養2-6(3)アイ》

		入所			卒業		
		入所者数	全生徒数	割合	入所者数	全生徒数	割合
理容師養成施設	昼間課程	65	893	7.3	88	863	10.2
	夜間課程	0	0	0.0	0	0	0.0
	通信課程	245	968	25.3	195	854	22.8
	合計	310	1,861	16.7	283	1,717	16.5
美容師養成施設	昼間課程	480	6,779	7.1	272	6,256	4.3
	夜間課程	85	453	18.8	63	541	11.6
	通信課程	1,162	4,755	24.4	962	4,763	20.2
	合計	1,727	11,987	14.4	1,297	11,560	11.2
合計	昼間課程	545	7,672	7.1	360	7,119	5.1
	夜間課程	85	453	18.8	63	541	11.6
	通信課程	1,407	5,723	24.6	1,157	5,617	20.6
	合計	2,037	13,848	14.7	1,580	13,277	11.9

表6(1)イ-2 入所者数の推移《票:養2-6(3)イ》

		増えている	減っている	横ばい	無回答	合計
理容師養成施設		3.6 3	53.0 44	43.4 36	0.0 0	100.0 83
		8.0 14	37.7 66	30.9 54	23.4 41	100.0 175
美容師養成施設		6.6 17	42.6 110	34.9 90	15.9 41	100.0 258

ウ 入所しやすさ

表6(1)ウー1 入所しやすさ《票:養2-6(2)》

	聞いたことがある	聞いたことがない	無回答	合計
理容師養成施設	21.4 25	72.6 85	6.0 7	100.0 117
美容師養成施設	22.3 51	70.3 161	7.4 17	100.0 229
合 計	22.0 76	71.1 246	6.9 24	100.0 346

エ 入所試験

表6(1)エ 入所試験(重複回答)《票:養2-6(5)》

	国語	数学	社会	理科	英語	その他	無回答	合計
理容師養成施設	100.0 74	77.0 57	56.8 42	43.2 32	32.4 24	48.6 36	0.0 0	* 74
美容師養成施設	69.9 107	47.1 72	33.3 51	19.0 29	15.7 24	50.3 77	0.0 0	* 153
合 計	79.7 181	56.8 129	41.0 93	26.9 61	21.1 48	49.8 113	0.0 0	* 227

※構成割合は、中卒者を受け入れている通信課程を分母として算出

6 教科書について

(1)(社)日本理容美容教育センターが作成した教科書の使用状況

表7(1) 使用状況(票:養3-6(1))

			すべてセンター	一部センター	すべて独自	無回答	合計
理容師養成施設	必修科目	昼間課程	87.2 102	6.0 7	0.0 0	6.8 8	100.0 117
		夜間課程	100.0 3	0.0 0	0.0 0	0.0 0	100.0 3
		通信課程	97.5 78	2.5 2	0.0 0	0.0 0	100.0 80
		合 計	91.5 183	4.5 9	0.0 0	4.0 8	100.0 200
	選択必修科目	昼間課程	40.2 47	43.6 51	11.1 13	5.1 6	100.0 117
		夜間課程	0.0 0	66.7 2	33.3 1	0.0 0	100.0 3
		通信課程	84.0 68	11.1 9	4.9 4	0.0 0	100.0 81
		合 計	57.2 115	30.8 62	9.0 18	3.0 6	100.0 201
	合 計	昼間課程	63.7 149	24.8 58	5.6 13	6.0 14	100.0 234
		夜間課程	50.0 3	33.3 2	16.7 1	0.0 0	100.0 6
		通信課程	90.7 146	6.8 11	2.5 4	0.0 0	100.0 161
		合 計	74.3 298	17.7 71	4.5 18	3.5 14	100.0 401
美容師養成施設	必修科目	昼間課程	90.0 206	8.7 20	0.0 0	1.3 3	100.0 229
		夜間課程	83.9 26	3.2 1	0.0 0	12.9 4	100.0 31
		通信課程	98.3 172	1.7 3	0.0 0	0.0 0	100.0 175
		合 計	92.9 404	5.5 24	0.0 0	1.6 7	100.0 435
	選択必修科目	昼間課程	26.2 60	56.3 129	14.0 32	3.5 8	100.0 229
		夜間課程	29.0 9	35.5 11	29.0 9	6.5 2	100.0 31
		通信課程	77.1 135	15.4 27	6.9 12	0.6 1	100.0 175
		合 計	46.9 204	38.4 167	12.2 53	2.5 11	100.0 435
	合 計	昼間課程	58.1 266	32.5 149	7.0 32	2.4 11	100.0 458
		夜間課程	56.5 35	19.4 12	14.5 9	9.7 6	100.0 62
		通信課程	90.7 146	6.8 11	2.5 4	0.0 0	100.0 161
		合 計	74.3 298	17.7 71	4.5 18	3.5 14	100.0 401

合計	必修科目		すべてセン	一部センター	すべて独自	無回答	合計
			89.0 308	7.8 27	0.0 0	3.2 11	100.0 346
		昼間課程	85.3 29	2.9 1	0.0 0	11.8 4	100.0 34
		夜間課程	98.0 250	2.0 5	0.0 0	0.0 0	100.0 255
		通信課程	92.4 587	5.2 33	0.0 0	2.4 15	100.0 635
		合 計	30.9 107	52.0 180	13.0 45	4.0 14	100.0 346
	選択必修科目	昼間課程	26.5 9	38.2 13	29.4 10	5.9 2	100.0 34
		夜間課程	79.3 203	14.1 36	6.3 16	0.4 1	100.0 256
		通信課程	50.2 319	36.0 229	11.2 71	2.7 17	100.0 636
		合 計	60.0 415	29.9 207	6.5 45	3.6 25	100.0 692
	合 計	昼間課程	55.9 38	20.6 14	14.7 10	8.8 6	100.0 68
		夜間課程	88.6 453	8.0 41	3.1 16	0.2 1	100.0 511
		通信課程	71.3 906	20.6 262	5.6 71	2.5 32	100.0 1271
		合 計					

(2)教科書の内容

表7(2)-1 内容《票:養3-6(2)ア

		難しすぎる	範囲が 広すぎる	適当	やさすぎる	その他	無回答
理容師養成 施設	そう思う	26.5 31	35.0 41	49.6 58	1.7 2	5.1 6	0.0 0
	そう思わない	73.5 86	65.0 76	50.4 59	98.3 115	94.9 111	100.0 117
	合計	100.0 117	100.0 117	100.0 117	100.0 117	100.0 117	100.0 117
美容師養成 施設	そう思う	21.8 50	33.6 77	53.3 122	1.3 3	0.0 0	0.0 0
	そう思わない	78.2 179	66.4 152	46.7 107	98.7 226	100.0 229	100.0 229
	合計	100.0 229	100.0 229	100.0 229	100.0 229	100.0 229	100.0 229
合計	そう思う	23.4 81	34.1 118	52.0 180	1.4 5	1.7 6	0.0 0
	そう思わない	76.6 265	65.9 228	48.0 166	98.6 341	98.3 340	100.0 346
	合計	100.0 346	100.0 346	100.0 346	100.0 346	100.0 346	100.0 346

表7(2)-2 見直しの必要性《票:養3-6(2)イ》

		必要有り	なし	どちらともいえない	無回答	合計
理容師養成 施設		30.8 36	31.6 37	34.2 40	3.4 4	100.0 117
美容師養成 施設		34.9 80	32.8 75	29.3 67	3.1 7	100.0 229
合 計		33.5 116	32.4 112	30.9 107	3.2 11	100.0 346

第4 施設・設備に関すること

1 施設の配置について

ア 施設の同一施設内設置に関する指導状況

表1-1 施設の配置に対する指導状況《票：厚4-1、県5-1》

	全く認めて いない	やむを得 ない場合 のみ	その他	無回答	合計
厚生局	25.0 2	62.5 5	12.5 1	0.0 0	100.0 8
都道府県	33.3 7	42.9 9	14.3 3	9.5 2	100.0 21
合計	31.0 9	48.3 14	13.8 4	6.9 2	100.0 29

イ 施設の同一敷地内の設置状況

表1-3 施設の配置状況《票：養4-1》

	同一構内 に設置	分設して 設置	その他	無回答	合計
理容師養成施設	93.2 109	2.6 3	0.9 1	3.4 4	100.0 117
美容師養成施設	92.6 212	6.6 15	0.4 1	0.4 1	100.0 229
合計	92.8 321	5.2 18	0.6 2	1.4 5	100.0 346

2 消毒室の設置

ア 消毒室での授業の実施に関する指導状況

表2(1)イ-1 消毒室での授業の実施状況(厚生局・都道府県)《票:厚4-2(1)、県5-2(1)》

	有			無	無回答	合計
	有	聞いたことがある	合計			
厚生局	100.0 37.5 3	0.0 0.0 0	100.0 37.5 3	62.5 5	0.0 0	100.0 8
都道府県	0.0 0.0 0	100.0 19.0 4	100.0 19.0 4	76.2 16	4.8 1	100.0 21
合計	42.9 10.3 3	57.1 13.8 4	100.0 24.1 7	72.4 21	3.4 1	100.0 29

表2(1)ア-1 消毒に関する指導状況《票:厚4-2(1)、県5-2(2)》

	指導している			指導していない	無回答	合計
	消毒室内	実習室	合計			
厚生局	50.0 33.3 1	50.0 33.3 1	100.0 66.7 2	33.3 1	0.0 0	100.0 3
都道府県	0.0 0.0 0	0.0 0.0 0	0.0 0.0 0	0.0 0	0.0 0	0.0 0
合計	50.0 33.3 1	50.0 33.3 1	100.0 66.7 2	33.3 1	0.0 0	100.0 3

イ 消毒室での授業の実施状況

表2(1)イ-2 消毒室での授業の実施状況(養成施設)《票:養4-2(1)》

	消毒室内	実習室	その他	無回答	合計
理容師養成施設	17.9 21	74.4 87	4.3 5	3.4 4	100.0 117
美容師養成施設	10.9 25	82.1 188	4.8 11	2.2 5	100.0 229
合計	13.3 46	79.5 275	4.6 16	2.6 9	100.0 346

ウ 消毒室での授業の必要性

表2(1)-4 消毒室における授業の実施の必要性《票:養4-2(2)》

	必要がある	必要がない	無回答	合計
理容師養成施設	23.9 28	67.5 79	8.5 10	100.0 117
美容師養成施設	16.6 38	76.4 175	7.0 16	100.0 229
合計	19.1 66	73.4 254	7.5 26	100.0 346

3 実験器具等の備品について

表4-8 実験器具等の備品に関する必要性《票:養4-3(1)》

		有	無	合計
理容師養成施設	必要のない備品	42.7 50	57.3 67	100.0 117
	規定されていない備品	12.8 15	87.2 102	100.0 117
美容師養成施設	必要のない備品	46.7 107	53.3 122	100.0 229
	規定されていない備品	9.6 22	90.4 207	100.0 229
合計	必要のない備品	45.4 157	54.6 189	100.0 346
	規定されていない備品	10.7 37	89.3 309	100.0 346

第5 申請等に関すること

1 都道府県の法定受託事務の見直し

(1)委託・実施状況

表1(1)-1 委託・実施状況《票:厚5-1(1)ア、県6-1(1)》

	すべて	一部	行っていない	無回答	合計
厚生局	75.0 6	0.0 0	25.0 2	0.0 0	100.0 8
都道府県	61.7 29	10.6 5	27.7 13	0.0 0	100.0 47
合計	63.6 35	9.1 5	27.3 15	0.0 0	100.0 55

(2)厚生労働大臣の事務とすることについて

表1(2)-1 厚生労働大臣の事務とすることへの賛否《票:県6-1(3)ア》

	賛成	反対	合計
都道府県	100.0 47	0.0 0	100.0 47

表1(2)-3 厚生労働大臣の事務とすることの問題点《票:厚5-1(1)ウ、県6-1(3)イ》

	問題有り	問題なし	無回答	合計
厚生局	37.5 3	62.5 5	0.0 0	100.0 8
都道府県	4.3 2	93.6 44	2.1 1	100.0 47
合計	9.1 5	89.1 49	1.8 1	100.0 55

2 養成施設に対する指導監督

(1) 指導監督の実施状況

表2(1) 指導監督の実施状況(票:県1-1)

	実施	未実施	合計
都 道 府 県	44.7 21	55.3 26	100.0 47

(2) 実地調査(立入検査)

ア 実施及び連携

表2(2)ア-1 実施及び連携の有無(票:厚5-1(2)アイ、県1-2(1)(2))

	実施				未実施	合計
	合同	連携	単独	その他		
厚 生 局	50.0 50.0 4	25.0 25.0 2	12.5 12.5 1	12.5 12.5 1	100.0 100.0 8	100.0 100.0 8
都 道 府 県	43.8 33.3 7	18.8 14.3 3	31.3 23.8 5	6.3 4.8 1	100.0 76.2 16	23.8 100.0 21
合 計	45.8 37.9 11	20.8 17.2 5	25.0 20.7 6	8.3 6.9 2	100.0 82.8 24	17.2 100.0 29

イ 実施計画

表2(2)ア-2 立入検査の実施計画(票:厚5-1(2)ア、県1-2(1))

	1年	2年	3年	4年	5年	6年以上	無回答	合計
厚 生 局	0.0 0	0.0 0	37.5 3	12.5 1	37.5 3	0.0 0	12.5 1	100.0 8
都 道 府 県	19.0 4	4.8 1	9.5 2	0.0 0	0.0 0	4.8 1	61.9 13	100.0 21
合 計	13.8 4	3.4 1	17.2 5	3.4 1	10.3 3	3.4 1	14 14	51.7 29

ウ 厚生労働大臣の事務とすることについて

表2(2)イ-1 厚生労働大臣の事務とすることへの賛否(票:県1-3(1))

	賛成	反対	合計
都 道 府 県	100.0 21	0.0 0	100.0 21

表2(2)イ-2 厚生労働大臣の事務とすることの問題点(票:厚5-1(2)ウ、県1-3(2))

	問題有り	問題なし	無回答	合計
厚 生 局	37.5 3	62.5 5	0.0 0	100.0 8
都 道 府 県	9.5 2	90.5 19	0.0 0	100.0 21
合 計	17.2 5	82.8 24	0.0 0	100.0 29

(3) 厚生局と都道府県との連携について

表2(2)ウ-1 養成施設の指導に対する都道府県との連携(票:厚5-1(4)、県-追加調査)

	必要である	必要でない	無回答	合計
厚 生 局	87.5 7	12.5 1	0.0 0	100.0 8
都 道 府 県	28.6 6	71.4 15	0.0 0	100.0 21
合 計	44.8 13	55.2 16	0.0 0	100.0 29

3 届出事務の整理

表3-1 厚生労働大臣への届出(票:厚5-1(3)、県6-2)

	問題有り	問題なし	無回答	合計
厚生局	37.5 3	62.5 5	0.0 0	100.0 8
都道府県	10.6 5	89.4 42	0.0 0	100.0 47
合計	14.5 8	85.5 47	0.0 0	100.0 55

4 定員の減に伴う厚生労働大臣の承認

(1) 教員又は構造設備の変更状況

表4(1)-1 変更の可否(重複回答)(票:厚5-2(1))

	変更を生じる				変更は生じない	合計
	教員	構造設	教員・構	合計		
厚生局	54.5 6	45.5 5	0.0 0	100.0 11	0.0 0	100.0 11

表4(1)-2 変更の可否(養成施設)(票:養5-1)

	変更を生じる				変更は生じない	無回答	合計
	教員	構造設	教員・構	合計			
理容師養成施設	73.8 38.5 45	21.3 11.1 13	4.9 2.6 3	100.0 52.1 61	47.9 56	0.0 0	100.0 117
美容師養成施設	74.1 43.6 109	19.0 11.2 28	6.8 4.0 10	100.0 58.8 147	41.2 103	0.0 0	100.0 250
合計	74.0 42.0 154	19.7 11.2 41	6.3 3.5 13	100.0 56.7 208	43.3 159	0.0 0	100.0 367

(2) 届出とした場合の問題点

表4(2)-1 承認から届出とした場合の問題点(票:厚5-2(2))

	問題有り	問題なし	合計
厚生局	37.5 3	62.5 5	100.0 8

5 他の養成施設からの転入所

ア 転入所に関する指導状況

表5(1) 転入所に対する指導状況《票:厚2-4(1)、県3-4(1)》

	指導している	指導していない	無回答	合計
厚生局	100.0 8	0.0 0	0.0 0	100.0 8
都道府県	28.6 6	57.1 12	14.3 3	100.0 21
合計	48.3 14	41.4 12	10.3 3	100.0 29

表5(2)-1 指導上の問題点《票:厚2-4(2)、県3-4(1)》

	問題有り	問題なし	無回答	合計
厚生局	37.5 3	62.5 5	0.0 0	100.0 8
都道府県	19.0 4	76.2 16	4.8 1	100.0 21
合計	24.1 7	72.4 21	3.4 1	100.0 29

イ 養成施設の受入状況

表5(3)-1 受入れの可否(定員を超える場合を除く)《票:養2-4》

	受入可能	受入不可能	無回答	合計
理容師養成施設	71.8 84	21.4 25	6.8 8	100.0 117
美容師養成施設	76.9 176	17.5 40	5.7 13	100.0 229
合計	75.1 260	18.8 65	6.1 21	100.0 346

6 国家試験に合格できないと見込まれる生徒の卒業

ア 厚生局及び都道府県の状況

表6-1 国家試験に合格できないと見込まれる生徒の卒業(厚生局・都道府県)《票:厚2-2(1)、県3-2(1)》

	聞いたことがある	有実態の把握ができていない	合計	聞いたことがない	無回答	合計
厚生局	0.0 0	100.0 25	100.0 25	75.0 6	0.0 0	100.0 8
都道府県	0.0 0	100.0 9.5	100.0 9.5	90.5 19	0.0 0	100.0 21
合計	0.0 0	100.0 13.8	100.0 13.8	86.2 25	0.0 0	100.0 29

イ 養成施設の状況

表6-2 国家試験に合格できないと見込まれる生徒の卒業(養成施設)《票:養2-2(3)ア》

	聞いたことがある	聞いたことがない	無回答	合計
理容師養成施設	33.3 39	66.7 78	0.0 0	100.0 117
美容師養成施設	43.7 100	55.5 127	0.9 2	100.0 229
合計	40.2 139	59.2 205	0.6 2	100.0 346

7 広告規制

(1) 広告等の開始

表7(1)-1 新設等の広告に関する指導状況《票:厚5-3(1)》

	計画書受理後	計画書内示後	無回答	合計
新設等の広告	87.5 7	0.0 0	12.5 1	100.0 8
学生募集の広告	50.0 4	50.0 4	0.0 0	100.0 8
入学試験の実施	62.5 5	37.5 3	0.0 0	100.0 8

(2) 内示時期の迅速化

表7(2)-1 内示時期の迅速化《票5-3(2)》

	可能	不可能	その他	無回答	合計
厚生局	50.0 4	25.0 2	25.0 2	0.0 0	100.0 8